

**令和4年6月第2回
木島平村議会定例会 会議録**

令和4年5月26日 開会

令和4年6月16日 閉会

令和4年6月第2回 木島平村議会定例会 会議録 目次

令和4年5月26日（木）開会日	4
招集のあいさつ（村長）	4
諸般の報告（議長・村長）・会議録署名議員の指名・会期の決定	5
行政報告（村長）	6
提出議案の提案理由説明（条例・予算・事件：村長）	9
提出議案の提案理由補足説明（総務課長）	10
令和4年6月8日（水）一般質問	13
7番 土屋喜久夫 議員①環境にやさしい村づくりについて	13
2番 山浦 登 議員①観光施設民営化について	24
②米粉によるコメの消費拡大を	28
③温暖化対策について	30
④国保保険料について	33
⑤村長の政治姿勢について	36
1番 山崎 栄喜 議員①観光施設の民営化について	38
②人口減少対策について	40
③地域おこし協力隊と集落支援員について	44
6番 勝山 卓 議員①観光施設民営化について	47
②貸付金にかかる債権管理について	50
③「ファームス木島平」の運営改善計画について	53
令和4年6月9日（木）一般質問	55
5番 丸山 邦久 議員①地域活性化起業人について	55
②人材育成について	58
③業務の迅速化を	61
9番 江田 宏子 議員①消防団員の負担軽減・優遇措置を	63
②カヤの平の活用と保護について	67
③子育て家庭への支援策について	70
④子どもたちの健康を守るために	73
3番 山本 隆樹 議員①老朽空き家対策について	77
②下高井農林高校の存続	80
③国道403号の水没対策	83
8番 勝山 正 議員①移住・定住について	85
②国・県の千曲川河川整備状況について	89
③国道403号整備状況について	92
令和4年6月16日（木）最終日	95
議案 審査結果報告（総務民生文教常任委員長・産業建設常任委員長）	95
議案 審査結果報告（予算決算常任委員長）	95
採決（条例）	96
採決（令和4年度予算）	97
採決（事件）	97

請願・陳情等 審査結果報告（総務民生文教常任委員長）	9 7
採決	9 8
追加議案 提出議案の提案理由説明（報告・財産の取得：村長）	9 9
採決（財産の取得）	1 0 0
追加議案 提出議案の提案理由説明（議員辞職願：局長）・採決	1 0 1
追加議案 閉会中の継続調査の申出（総務民生文教常任委員長）・採決	1 0 1
追加議案 閉会中の継続調査の申出（産業建設教常任委員長）・採決	1 0 2
追加議案 閉会中の継続調査の申出（議会運営委員長）・採決	1 0 2
追加議案 閉会中の継続調査の申出 （第三セクター木島平観光株式会社に関する特別委員長）・採決	1 0 3
追加議案 閉会中の継続調査の申出（議会改革特別検討委員長）・採決	1 0 3
追加議案 閉会中の継続調査の申出（議会事務局長）・採決	1 0 4
閉会あいさつ（村長）	1 0 4
閉会あいさつ（議長）	1 0 5

令和4年6月第2回 木島平村議会定例会 会議録

招 集 年 月 日 令和4年5月26日

招 集 場 所 木島平村役場 議場

会 期 令和4年5月26日から令和4年6月16日まで

会 期 中 の 休 会 日 5月27日、28日、29日、30日、31日、6月1日、3日、4日、
5日、6日、7日、11日、12日（13日間）

応 招 議 員 萩原由一 ほか 9人

不 応 招 議 員

出 席 議 員 1 番 山崎 栄喜 2 番 山浦 登 3 番 山本 隆樹
 5 番 丸山 邦久 6 番 勝山 卓 7 番 土屋喜久夫
 8 番 勝山 正 9 番 江田 宏子 10 番 萩原 由一

欠 席 議 員 4 番 芳川 修二

説明のための議場出席者 村 長 日臺 正博 副 村 長 佐藤 裕重 教 育 長 小林 弘
 総務課長 丸山 寛人 参 事 小松伸二郎 民 生 課 長 山 寄 真 澄
 産業課長 湯本 寿男 建 設 課 長 小 松 宏 和 子 育 て 支 援 課 長 島 崎 か お り
 生涯学習課長 高木 良男

職務のための議場出席者 議会事務局長 梅寄 伸一
 事務局職員 本山 等
 " 清水 郁恵

村 長 提 出 議 案 項 目 1 1 件 議 長 提 出 議 案 項 目 1 件
議 員 提 出 決 議 案 項 目 件 議 員 提 出 意 見 書 案 件

いずれも別紙日程表のとおり。

議長は、会議規則第127条の規定により会議録署名議員を次のとおり指名した。

3 番 山本 隆樹
5 番 丸山 邦久

令和4年6月第2回 木島平村議会定例会
《第1日目 令和4年5月26日 午前10時00分 開議》

議長（萩原由一）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（萩原由一）

今定例会において、議場での服装につきましては、夏の省エネルギー対策の一環としてクールビズで実施いたします。また、新型コロナウイルス感染予防対策として、飛沫防止板の使用、座席の間隔を広く取り、傍聴席を別室に設けるなどの対策を講じ開催しますので、よろしくお願ひします。

ただいまから、「令和4年6月第2回木島平村議会定例会」を開会します。

なお、芳川修二議員から、病氣療養のため欠席する旨の届け出がありましたので、ご了承願ひします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

村長から招集のあいさつがあります。

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

村長（日碁正博）

おはようございます。

本日は、第2回6月定例議事を招集いたしましたところご参集いただきまして、大変ありがとうございます。

ご覧のとおり、今、村は田植えの真っ盛りであります。今年は天候、そしてまた、豊富な雪解け水がありまして、田植えの方は順調に進んでいるなというふうに思っておりますが、ここ最近、異常気象等で稲作に限らず、様々な農業面で農家さんが大変苦勞している部分があります。今年は、特に米については「うまい米の木島平」をまた更に評価を上げていけるような結果が残せることを、そんなことを期待しております。

さて、新型コロナであります、まだまだ感染は拡大しておりますが、ここへきてようやく、少しずつ規制等が緩和され、国全体、徐々に活気が帯びてきたなというふうに感じております。ただ、先ほどの話のとおり、まだ感染の拡大は続いております。ただ、重症化率等が下がってきているというのが大きな救いかなというふうに思いますが、その重症化率を下げる、感染リスクを下げるためにも、ワクチン接種は効果があるとされております。

村では6月に入りまして、60歳以上の皆さん、それからまた、基礎疾患のある皆さんへの4回目のワクチン接種を計画しています。自分自身、そしてまた家族、それからまた地域の健康を守るためにぜひまたワクチン接種にも、ご理解ご協力いただけるようお願いしたいというふうに思います。

今定例会では新型コロナの感染対策、そしてまた、経済対策や困窮世帯の支援等含めた予算を計上しております。いずれも村民生活にとって欠くことのできない、大切な案件というふうに思っておりますので、慎重にご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。招集にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

議長（萩原由一）

これから「諸般の報告」をします。

今定例会に説明のため出席を求めました理事者等は、議案表の下段に記載のとおりです。ご了承ください。

例月出納検査及び定期監査報告書は、お手元に配布のとおりです。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に提出のありました「木島平村土地開発公社の令和3年度決算書等」は、お手元に配布のとおりです。

これで私からの報告を終わります。

つぎに、日墓村長からありましたら報告願います。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

議会との申し合わせに基づき、令和4年3月第1回木島平村議会定例会及び4月第2回臨時会における常任委員会審査報告書の審査意見・要望事項等に対する村の対応についてご報告を申し上げます。

予算決算常任委員会ではありますが、ご意見として「木島平観光株式会社への公的資金の投入が多額になっている。補助金を再度投入することがないようにされたい。」ということでもあります。

現在進めております民営化により、将来負担を最小限に抑えるよう進めております。

つぎに、「農の拠点施設など方針が定まらない事業においても、設計予算が計上され、基金の充当要因になっている。予算執行にあたっては、財政規律を最優先とし、後年度に負担を残さない事業運営をされたい。」というご意見であります。事業や施設については、見直しや検討を再度行いながら、将来負担を減らすとともに、有効な事業実施ができるよう進めてまいります。

特に、農の拠点施設は、管理面・経営面から大きな課題となっているところであります。実施にあたっては、施設運営改善方針の検討とあわせて、最大限の効果を生むように配慮しながら行っていく予定であります。

つぎに、「財産処分は財務規則を遵守し、住民理解が得られるように対応されたい。」というご意見であります。

観光施設等の財産の処分については、地方自治法、村財務規則に則り進めてまいります。

つぎに、「教員住宅の雪害にみられるよう、村有財産の管理体制に不備がある。適正な管理に努められたい。」というご意見であります。

公共施設の管理については、それぞれ所管ごとに対応しておりますが、大雪などの時には、各課連携し体制を整え、施設の適切な点検及び管理に努めてまいります。

議長（萩原由一）

つぎに、小林教育長からありましたら報告願います。

教育長（小林 弘）

はい、議長。ありません。

議長（萩原由一）

これで諸般の報告を終ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、山本隆樹 議員、5番、丸山邦久 議員を指名します。

日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

皆さんにお諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの22日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの22日間と決定しました。

日程第3、「行政報告」を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

日碁村長。

(村長「日碁正博」登壇)

村長（日碁正博）

それでは、議案の審議をいただきます前に、令和4年3月から現在まで推移してまいりました村政の経過について、その概要を申し上げます。

まず、総務課について申し上げます。

新型コロナウイルス対策については、各報道にもあるとおり対策の緩和なども協議されていますが、村としては、現時点、今後も村民の皆様へ感染予防対策の継続をお願いするとともに、感染予防対策をしたうえで、各種事業・行事等を進めてまいります。なお、各団体等の皆様の事業や活動については、それぞれの代表者の皆様や役員様の判断で進めていただいています。今後も村民の皆様のご暮らしと生活を守るための支援を継続してまいります。

村や各種団体などが取り組んでいる長野県の「元気づくり支援金事業」では、3事業、支援金額372万円が採択され、それぞれ事業着手に向けて取り組んでおります。

また、村の「協働の村づくり支援金事業」では、申請を受けた4事業について全て採択させていただきました。現在5月末を期限に2次募集を行っております。

今年度の宝くじ助成事業は、2事業申請し、自治総合センターの一般コミュニティ助成事業で、山口区の事業、幟ポール220万円が長野県市町村振興協会の地域防災組織育成助成事業で、南鴨区防災会の事業、投光器130万円が採択されそれぞれ事業が進められます。

つぎに、民生課関係について申し上げます。

村の新型コロナウイルスワクチン接種の3回目追加接種につきましては、4月末には接種を希望する65歳以上の高齢者接種がほぼ完了し、5月20日現在の高齢者接種の接種率は90.8%となっております。追加接種の対象者については、3月25日からこれまでの18歳以上から12歳以上に拡大されました。

拡大された対象者への接種券を4月1日付けで送付し、4月7日から接種を開始しています。村全体の追加接種の接種率は、5月20日現在74.7%となっております。

5歳から11歳までの小児接種につきましては、村内医師の協力をいただき、保健センターでの集団接種を3月26日から始めております。また、北信総合病院の協力により、村に10人分の接種枠を設けていただき3月24日から接種を開始しております。5月20日現在接種を2回完了した小児は95人、接種率は36.7%となっております。

今後予定されている4回目の接種の接種対象者は現在のところ、3回目接種完了から5か月以上経過した接種日時点で、60歳以上の方と18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者などとなっております。

村では3回目接種から5か月経過となると、早くても接種は7月からとなります。接種体制を整え5か月経過後速やかに接種を開始し、8月中におおむね完了したいと考えております。

本年度のセット健診は、7月から11月までに8回を予定しております。各地区の保健補導員さんを中心に申し込みを取りまとめていただきました。基本健診であります特定健診の申込者は480人（昨年度より24人の増）で、対象者の約5割という状況であります。

特定健診は、対象となる方全員に受けていただくことが義務付けられており、健診を受けることは、生活習慣病等を予防するとともに、ご自身の健康状態を知る機会でもあります。また、そのことが医療費の節減と国民健康保険税の負担軽減にもつながることを広報しながら、対象者全員に受けていただくよう推進してまいります。

住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業」については、3月末までに390世帯へ、新年度に入り24世帯へ給付しております。

この事業につきましては、今後、国において支給要領が改正され、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用し、対象者と見込まれる世帯へ支給申請に係る確認書を送付するプッシュ型給付を行う形での運用改善が行われることが予定されております。

現在村においても、国からの指示に基づき運用改善に向けての支給事務実施要綱の改正等事前の準備を進めております。申請期限は9月30日までとなっておりますので、申請漏れのないよう村広報誌やふう太ネットなどで周知を行ってまいりたいと考えております。

つぎに、産業課・産業企画室関係について申し上げます。

産業課関係では、昨年度の大雪の影響により実施した農地の残雪対策として、堆肥センターの堆肥やJA等消雪剤の購入補助を行い、約17ヘクタールの利用となりました。

農業委員会では、令和3年度の農地パトロールの結果、復旧困難な山林化した農地、13.6ヘクタールを非農地化しました。これにより、村内全体の農地面積が993ヘクタールから980ヘクタールに減少したことになります。

新型コロナウイルス対策として国の地方創生臨時交付金等活用し、経済等支援事業に4,996万4,000円を予算計上していますが、国の事業復活支援金の対象者へ上乗せする、村の事業復活支援金については、5月25日現在24事業者への給付をしました。

また、昨年度から引き続き実施している宿泊割引助成、地域クーポン券配布事業についても、長野県が行う信州割スペシャル事業と対象地域を合わせながら継続しており、村の割引助成については、さらなる誘客を図るため9月30日まで期間を延長いたしました。

また、昨年度に引き続きプレミアム付飲食店応援食事券の発行と、1人あたり3,000円分の商品券を配布し、村内経済の活性化に向け進めています。今後も、必要な対策を講じてまいります。

5月2日に観光施設の民営化に向けた住民向けの説明会を開催し、大勢の方にお越しいただきました。今後も状況を随時ご報告してまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

その他、観光を通じた交流人口や関係人口の創出、拡大を図るため、地域おこし協力隊を新たに3名採用し、木島平村観光振興局で勤務していただいております。これからの活動に期待しているところであります。

産業企画室関係では、国の地方創生臨時交付金を活用して食のアドバイザー業務委託を行いました。食の充実を通し、更に農産物資源の活用を進めていきたいと考えております。

道の駅ファームス木島平の運営では、冬期間閉鎖していたマルシェホールを4月から解放し、屋外ウッドチップによる整備や遊具を充実させ、大型連休中は多くの来場者で賑わいました。今後も施設の有効活用を図りながら、施設全体の運営改善方針の検討を進めていきます。

空き家の関係では、4月に対象の258件に空き家などの活用調査を行い、大雪などの影響からか、

新たに 29 件の空き家バンクへの登録希望がありました。

また、空き家や移住に関する相談件数も 4 月以降 37 件の相談があり、2 件の成約となりました。

特に 4 月以降、相談件数が大幅に増えていることから、今後、相談体制の強化を検討していきたいと考えております。

なお、管理されていない空き家等が雪で潰れる事例も見られ、近隣住民の方々の不安もありますが、法律的な課題も多く、解決に向けた具体的な検討を進めなければいけない状況となっています。

つぎに、建設課について申し上げます。

はじめに公共交通関係の利用実績について申し上げます。

昨年度の村内と飯山駅間の交通手段として運行していますシャトル便は、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響により、令和 2 年度対比で 5.5%減、3,114 人の乗車数となりました。

デマンド交通は、令和 2 年度対比で 11%減少し、5,964 人の乗車数となりました。使用している車両は、新型コロナウイルスの感染予防対策を行っておりますので安心してご利用いただきたいと考えています。

令和 4 年度の住宅リフォーム補助事業は、5 月 25 日現在、17 件の申請があり補助金ベースで 177 万 4,000 円の実績となっております。

国土調査事業は 16 年目を迎えます。本年度の現地調査は市之割地区を中心に 0.2 km²、841 筆を計画しております。すでに現地確認が開始されており、5 月 31 日から現地立ち合いが始まりますので、地権者の皆様のご協力をお願いいたします。

つぎに、教育委員会、子育て支援課関係について申し上げます。

4 月に入り令和 4 年度の保育園、学校生活がスタートしました。

おひさま保育園は新入園児 8 人を迎え園児数は 109 人に、木島平小学校は、1 年生 36 人を迎え全校児童が 226 人、木島平中学校は 1 年生 29 人で全校生徒 94 人となり、初めて全学年において 1 クラスとなりました。

また、4 月から 5 月にかけて児童生徒の新型コロナウイルス感染症の発生が続き、保育園、小中学校ではクラスや学級閉鎖が相次ぎました。小中学校では、学級閉鎖中でも家庭においてタブレットでの学習やオンライン授業を実施し対応してまいりました。現在は落ち着いてきておりますが、保育園、小中学校では引き続き感染防止対策の徹底に努めてまいります。

行事関係では、中学校 3 年生の修学旅行は、例年の奈良・京都方面の行き先を富山県に変更し、4 月に実施しました。小学校では、5 月 28 日の運動会に向けて取り組んでおります。また、小学校 5 年生の八丈島海の宿泊体験学習は 7 月に予定しており、5 月の上旬には担当者が現地で打合せを行いました。

今年度のルクセンブルク交流事業は、10 月にルクセンブルクからの訪問団を受入れる予定です。現在、中学校では今年度受け入れをし、来年度ルクセンブルクへ訪問する生徒を募集しております。

このほか、子育て家庭への支援策として、今年度から新たに 2 つの祝い金事業をスタートしました。

1 つ目は、小学校への就学準備を支援する「小学校等入学祝金」として対象児童 1 人につき 10 万円を支給。2 つ目は、第 3 子以降のお子さんが生れた世帯に対象児 1 人につき「多子出産祝金」20 万円を支給するものであります。

また、子供が生まれた世帯を対象にした出産祝金事業をリニューアルし、1 人 1 万円相当の「村内商品券」、または「お祝い記念品」を贈呈します。こうした支援策も PR しながら、引き続き少子化対策、子育て対策に取り組んでまいります。

つぎに、生涯学習課関係について申し上げます。

このコロナ禍において、生涯学習の各種事業は、過去 2 年間、感染蔓延防止の観点から、中止・延

期・規模縮小等の措置を講じてまいりましたが、本年度の各種事業については、昨今の医療体制における病床確保率とPCR・抗原検査体制の充実、ワクチン接種率の順調な推移に加え、社会的意識の変化にも鑑み、入念な感染予防対策を施したうえで、原則開催していく方向で準備を整えております。

すでに社会教育委員、スポーツ推進委員、公民館専門部等、生涯学習事業推進にお力添えをいただく42人の委員構成のもと、令和4年度事業がスタートいたしました。

4月30日に開催されました長野県・長野県教育委員会共催の「第31回長野県市町村駅伝競走大会」には、本村から小学生の部に1チームが参加しました。また、村内スポーツ事業では、2年振りの開催となる高校野球木島平トーナメント戦を5月29日に、村民スポーツフェスティバルについては屋外種目のみ6月19日に開催を計画しております。

公民館、人権センター、せっこ塾、社会人権同和教育研修会等の各種講座・研修会についても、一部参加人数制限など感染蔓延防止対策を施したうえで、当初計画のとおりの実施を予定しております。

生涯学習課の年間の主たる事業を網羅する「生涯学習カレンダー」については、本年度から「木島平村ふるさと大学」に改め、公民館事業を中心にひとつのカレッジの中で各種講座が執り行われる仕組みとし、これまで以上に、より多くの住民の皆さんが参加できることを目的とした内容としました。

詳細については、5月号広報と一緒に配布をさせていただいておりますのでご覧ください。

今後もWithコロナにおける様々な状況変化にも対応するために、ふう太ネット、ウェブ、パソコン、スマートフォン等デジタル機器も活用した生涯学習事業の取組を更に進めてまいります。

以上、3月議会定例会以降の村政の経過等について申し上げます。

議員各位をはじめ村民の皆様には、村政に対し深いご理解と一層のお力添えをお願い申し上げます。行政報告といたします。

議長（萩原由一）

これで行政報告を終わります。

この際、日程第4、議案第46号「木島平村金銭物品等寄附募集に関する条例の廃止について」の件から、日程第11、議案第53号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の件まで、以上、条例案件2件、予算案件5件、事件案件1件を一括議題とします。

朗読を省略し、本案について、提案理由の説明を求めます。

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

それでは、上程いたしました条例等の案件について提案説明をさせていただきます。

最初に、議案第46号「木島平村金銭物品等寄附募集に関する条例の廃止について」であります。

村内における寄付行為等の経理の公正とその濫行を防ぐことを目的に制定された条例について、村内を含む寄附の地域の実施状況等を踏まえ廃止するものであります。

議案第47号「木島平村田舎暮らし体験住宅設置条例の一部改正について」であります。体験住宅を利用できる方の条件に年齢を加える一部改正であります。

つづいて、補正予算関係についてご説明申し上げます

議案第48号「木島平村一般会計補正予算（第2号）について」は、歳入歳出それぞれ6,147万2,000円を追加し、総額を36億8,349万8,000円とした補正予算であります。

歳出では、児童福祉費で、新型コロナウイルス対策として、子育て世帯やひとり親世帯へ生活支援として1人5万円給付する事業に村の上乗せ1万円分を含めて計画するほか、保育所費で感染予防対策費を計上しております。

商工費では新型コロナウイルス対策として、観光PRなどの業務を進めるための委託料550万円及

び観光施設の修繕工事費のための特別会計への繰出金 924 万円を増額しております。

また、岳北広域行政組合の負担金の確定に伴い、消防費で負担金 2,195 万 7,000 円を増額しました。

歳入では、新型コロナウイルス対策事業の財源として地方創生臨時交付金のほか、子育て世帯、ひとり親世帯生活支援特別給付事業の補助金を見込んでおります。

財政調整基金からの繰入金を 3,834 万 6,000 円増額して調整しております。

つぎに、議案第 49 号であります。

「令和 4 年度木島平村情報通信特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。

歳入歳出にそれぞれ 22 万円を追加し、総額を 7,263 万 4,000 円とする補正予算であります。

システム改修委託料を増額しております。

つぎに、議案第 50 号「令和 4 年度木島平村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。歳入歳出それぞれ 51 万 8,000 円を追加し、総額を 6 億 2,397 万 8,000 円とする補正予算であります。4 月の人事異動に伴い人件費を増額するもので、一般会計からの繰入金を同額増額するものであります。

つぎに、議案第 51 号「令和 4 年度木島平村観光施設特別会計補正予算（第 2 号）」であります。歳入歳出それぞれ 924 万円を追加し、総額を 1 億 3,266 万 5,000 円とした補正予算であります。

スキー場第 6 リフトの修繕工事とパノラマランド木島平の改修工事を計画したものであります。

つぎに、議案第 52 号「令和 4 年度木島平村下水道特別会計補正予算（第 1 号）」であります。歳入歳出それぞれ 48 万 4,000 円を追加し、総額を 3 億 6,162 万 2,000 円とする補正予算であります。

県道拡幅工事により、事業費を増額したものであります。

つぎに、議案第 53 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」であります。

本年度実施予定しております、寒種橋の長寿命化事業費が増額となったことにより計画内容を変更するものであります。

以上であります。

補足説明を総務課長にさせます。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは村長に補足してご説明いたします。

議案第 46 号「木島平村金銭物品等寄附募集に関する条例の廃止について」、議案第 47 号「木島平村田舎暮らし体験住宅設置条例の一部改正については、村長説明のとおりでございます。

議案第 48 号「令和 4 年度木島平村一般会計補正予算（第 2 号）について」ご説明いたします。

17 ページからの歳出についてご説明いたします。

それぞれ 4 月の人事異動等に伴い、それぞれ人件費の調整を行っております。

20 ページでございますが、民生費児童福祉費では、子育て世帯生活支援特別給付金事業費 586 万 9,000 円、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業費 97 万 1,000 円を追加しています。

21 ページの保育所費では、保育士等の処遇改善のほか、保育の実施委託事業負担金 81 万 4,000 円を計上しています。

24 ページ、商工費でございます。新型コロナウイルス対策事業として、観光業務委託料 550 万円を計上するとともに、村長の説明にもありました、観光施設の修繕及び改修工事のための特別会計への繰出金 924 万円を計画しています。

25 ページ、土木管理費では、新型コロナウイルス対策事業として移住定住促進のためのデジタルパンフ作成業務委託料 184 万 3,000 円を計画しました。

26 ページでございます。道路橋りょう費では、寒種橋長寿命化事業費で設計及び工事費を増額しています。

また国土調査費では、補助事業の確定により、事業費を増額しています。

消防費でございますが、岳北広域行政組合の常備消防費負担金の確定に伴い2,195万7,000円を増額しました。

27 ページでございます。教育総務費では、新型コロナウイルス対策として、小中学校での感染予防対策の資器材を整備するため76万6,000円を計上しています。

30 ページでございます。社会教育費の農村交流館管理運営事業及び保健体育費体育施設管理費で、新型コロナウイルス対策として、移動式エアコン機器の購入費を計画しました。社会教育費で184万8,000円、保健体育費で360万8,000円を計画しました。この機器については、避難所での使用も想定しているものでございます。

ページ戻りまして、14 ページからの歳入についてご説明いたします。

民生費国庫負担金及び県負担金では、保育の実施委託事業費の施設等利用給付交付金40万7,000円及び20万3,000円を計画しています。

国庫補助金では、地方創生臨時交付金1,352万6,000円のほか、住民税非課税世帯等を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金事業交付金349万2,000円を見込んでいます。

15 ページの県補助金では、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業補助金38万1,000円及び保育士などの処遇改善臨時特例事業補助金30万円を見込みました。

また、土木費では、本年度の地籍調査事業費の確定により補助金168万1,000円を増額してございます。

本補正予算に伴い、財源不足分を財政調整基金からの繰入を3,834万6,000円増額し対応しております。

37 ページからの議案第49号「令和4年度木島平村情報通信特別会計補正予算（第1号）について」から議案第52号「令和4年度木島平村下水道特別会計補正予算（第1号）について」までの特別会計4会計及び議案第53号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、村長説明のとおりでございます。

説明は以上です。

議長（萩原由一）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（萩原由一）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、条例案件2件、予算案件5件、事件案件1件、あわせて8件については、会議規則第39条の規定により、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

請願及び陳情について報告します。

5月17日の締切りまでに受理した件数は、陳情3件です。

お手元に配布しました「請願（陳情等）文書表」のとおりですので、所管の常任委員会に付託します。

委員会審議については、委員会ごとの日程でお願いします。

付託された事項については、委員会ごとに取りまとめて、報告期限の6月14日までに提出してください。

直ちに印刷を行い、16日の本会議で議題にしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。
ご苦労様でした。

(散会 午前 10時 39分)

令和4年6月第2回 木島平村議会定例会
《第2日目 令和4年6月8日 午前10時00分 開議》

議長（萩原由一）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順番については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

7番 土屋喜久夫 議員。

（「はい、議長。7番。」の声あり）

（7番 土屋喜久夫 議員 登壇）

1. 環境にやさしい村づくりについて

7番 土屋喜久夫 議員

発言を許されましたので、環境にやさしい村づくりについてということですが、全ての行政施策、環境にやさしい村づくりというところに集約されるかと思しますので、この一点のみということで質問をさせていただきます。

国際連合が持続可能な開発目標 17 項目を公表しまして、169 の達成基準、232 項目の指標を明らかにしながら、SDGs（エスディーゼーズ）として広く周知をされているところであります。多くの自治体、企業、組織がそれぞれ率先して進めているところであります。村長、それから議員各位、また、多くの企業人の胸に 17 色の輪っかのバッジがあるものも、この目標を実現させるための決意の表れというようなことも感じているわけであります。言うまでもなく、自治体行政、これは総合行政でもありますし、計画行政でもあります。村長の意のするところ、村長の施政方針等に基づいてそれぞれ所管の部署が具体的に事業化し、現在進行されているというのが、木島平村政だろうと思っております。村政の大原則は、村民の生命財産、健康を守り住民福祉の向上ということが大前提でありますし、このところはどうそれぞれの施策が関連しながらちゃんと協調しながら整合性の高いものになっているのかどうか、その辺の検証と意味合いを持った質問でもあります。

まず、有機の里の関係であります。

有機センターの建設計画に合わせまして、「有機の里木島平」という合言葉で、いろいろ工場立地と言いますか、施設立地については紆余曲折はありましたけれども、現在の地に畜産農家及びキノコ栽培者のため、有機センターが建設をされてきたところであります。稼働をしてきましたけれども、やはり密閉式という施設の構造欠陥、それから、非常に時系列の老朽化が著しくて、廃止の方向を関係農家との調整に入っているというような報告を以前に受けているわけであります。木島平農業「有機の里木島平」をスローガンに唯一の拠り所としているわけでありますが、木島平農業への影響は大変なものがあるかと思えます。昨年 12 月、関東農政局の生産部長が来村されまして、村の産業課、それから村で有機 JAS の農業を取り組んでいます村の有機米研究会と懇談をされたわけであります。木島平村は、水田での有機 JAS 認証ほ場、長野県下一多い 6.4 ヘクタール。そのことから、おそらく関東農政局も木島平は国が進める施策に乗ってくれるだろうというような期待をしながら来村されたものと推測をしているわけであります。未定稿の資料ではありましたが、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村の事業を推進するというような、有機農業の団地化、学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫して、農業者のみならず、事業者、地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行、体制づくりについて、それぞれ国が補助をしようというような、そのような内容でありまして、物流の効率化、販路拡大等の取組ということで、一体的に支援をしていこうという、有機農業推進のモデル的先進地区を創出したいというような思いから、木島平村に訪れて事前に説明

をいただいたものだという事であろうかと思えます。年が改まって本年1月「オーガニックビレッジ構想」として国の方から公表されたわけでありまして、木島平農業「有機の里」というスローガン標榜しながら、学校給食への利用についても2度この場で質問させてきたわけでありまして、やはり、村の子ども達に安全安心な食品を供給するという事でありまして、その時点では、なかなか価格的な問題があるよというようご指摘でありまして、なかなか実現が出来なかったわけでありまして、今回の施策については学校給食にも使えるための補助金を出すという事を含めて内容があったわけでありまして、非常にありがたい国の施策を公表前に伝えていただいた。大変ありがたい配慮であったなと思ったわけでありまして、それぞれ実施主体が村ということでありまして、我々有機米研究会も期待をしながら見守ったわけでありまして、その後の対応はいかかなものだったのか。村民や農業者にこんな事があるよというような施策の説明も特段なかったような気がしていますが、農家へのオーガニックビレッジの構想、今後と言いますか将来の木島平農業の戦略が見えたのではないかとということも感じるわけでありまして、科学由来の肥料や農薬の使用についても、決して環境にやさしいとは言いきれないわけでありまして、それから他の農業地域との差別化という事やをずっと申し上げてきましたけれども、そんな期待もしたわけでありまして、なかなか農業も大型化してきていて、どうしても草刈り等の手間も大変になってきています。そんな中で、除草剤の使用がやはり地場を弱くしてしまうというような傾向がみられるわけでありまして、非常に木島平も傾斜の多い水田地帯ということでありまして、その弱くなった土手の所に水を張れば、当然この頃の異常気象の中でも豪雨もありますから、大変危険な状況も考えられるわけでありまして、このような中で、やはり自然由来の農業を進めるべきではないのかなということを考えるわけでありまして、この辺のそれぞれ説明以後の対応、また、これからどういう方向に進めていかれるのか、そんな事をお答えいただければと思えます。

また、今年度の新規事業として、「ゼロカーボン事業」という事やを、太陽光発電設備の補助金予算化をされています。太陽光発電セルの廃棄物処理について、以前にも、鉛、カドミウム、ヒ素、セレンなどが含むという事やを指摘をさせていただきましたわけでありまして、国もリサイクル料の積立金の検討等を始めていますし、県が今、共同購入で太陽光発電について進めているわけでありまして、モデルを見ますと、設備費がおおむね14年位で償還できるというよううたっていますし、4月号の広報のチラシもそのようなものが挿んであったという記憶をされているわけでありまして、ただ、これについても、発電電力の買取りが設置後10年までは17円が、10年以降になると半分になるというような事も示してありました。村が進めるゼロカーボン施策という事やを、この村の補助金を受けた場合に、太陽光発電の廃棄処理費というもの、当然いつか壊れるものであるものがありますから自己負担ということになるのかどうか。リスクは承知で推進するか、それとも、説明の中にそういうものがあるよということやを周知すべきではないかなという事やを、この辺についてもどのような周知がされるのか、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、新年度と言いますか、新たに薪ストーブの設置についても補助金を出すというような状況になってきています。大変良いことだなということやを感ずるわけでありまして、薪や木質ペレットの普及促進という事やを、進められているわけでありまして、実際に自家樹木、それから果樹等の剪定木の焚火との整合性と言いますか、片方では進める、片方では規制をするというような状況の中でいかなものかという事やを、前々から感じているわけでありまして、原油高騰のあおりで、木質燃料ストーブの普及が格段に進んでいると思っています。薪の確保、それからその貯蔵が大変であります。一冬に使う薪の量、膨大な量になりますし、やはり、そういう意味でペレットストーブの方が多く普及しているのではないかなという事やを、お聞きをするわけでありまして、ペレットも色んなペレットがありまして、量販店の中でも、火持ちの悪い木質燃料も見受けられるわけでありまして、県産ペレットの消費拡大のための補助金ということやを、今村が進めているわけでありまして、この

辺の進行管理といいますか、ただペレットを使っているよということ、後のチェックはどうなっているのかどうか。この辺についてもどう進められているのか、知らせていただければというようなことを考えているわけでありまして。また、前段で申し上げましたように家庭での剪定木の処理、大変頭を痛めておられます。ゼロカーボンという考え方の中では村で育った樹木、それを燃焼させても木島平のカーボンの発生等考えたときに、いつてきてゼロではないかなということでありまして。以前から申し上げていますが、合成農薬を使わない農業、害虫や、病原菌を越冬させない稲わらや畦畔の雑草の焼却も、逆の意味で非常に環境にやさしいというようなことも考えるわけでありまして。この辺についてもお考えがあればよろしくお願ひしたいと思ひます。

さらに、生ごみ処理機の普及と野生動物の人家付近の出没、一体的な施策になっているのかどうかということでありまして。昨年も村内で一番町場といわれるような場所で目撃情報、熊の目撃情報というようなことがありました。その中で村が補助金を出して積極的に進めているコンポスターが狙われているよというような情報があったわけでありまして。実態として、自宅も、特段山間部とは思っていませんでしたが、4月の末と5月の上旬2回にわたり、自宅の生ごみ処理機が転倒し、大きな足跡が残してありました。夜間のことでもあり、危害の心配もないことから、報告はしていませんけれども、先ほど申しあげましたように、もっともっと人の多い場所でも被害が以前から出ておられて、この対応をどうするのかというようなことを申し上げた記憶があるわけでありまして。ただ、依然4月の広報では、処理機の補助のみの広報がされています。どうその辺の広報を周知されながら補助事業というような形で周知をされているのかどうか。言えば、担当職員の任務、これだけではないだろうとは思ひますが、やはり、村民の困りごとに何とか解決しようということが最大の村民福祉という位置づけでは、大きな義務であろうと考えているわけでありまして。この辺についてもどんな解決策があるのかどうか、行政内での連携はどうなっているのか。

また、リサイクルという意味で申し上げれば、例えばガラスびんの収集の中で油性調味料のビンがきれいに洗われていたり、空き瓶リサイクルに提出されている。プラスチックの日には納豆容器がきれいに洗われて出ているというようなことで、この辺の環境負荷という考え方をどう理解すればいいのかどうか。下水道に流れてしまうから問題がないということであるのかどうか。この辺の下水道だけではなくて、やはり村全体の環境を維持というような意識の中では、どんな周知が必要なのかどうか、周知方法に誤りはないのか、お願ひをしたいと思います。

また、早稲田大学ワークショップの提案が3月にあったわけでありまして。木島平をより良い村にしたいというような真摯な提案を長くいただいているわけでありまして。ただ、なかなか実現されたものがないと記憶をされているわけでありまして。

多くの大学の連携や協定の中で、早稲田大学との地域連携、ワークショップの形で継続をされているわけでありまして、ここ数年、現地調査ができずに聞き取り調査を受ける村民の意見といいますか、お答えに対して、なんとなく偏重するような傾向も見受けられるのかなというようなことも感じているわけでありまして。それぞれの提案を受け、実現可能な施策に反映する努力はされているのかどうか。経費のみならず、多くの職員が対応し、多くの村民が対応し、その負担。人が動けば人件費が掛かるのは当たり前であります。事業評価という中で、費用対効果で考えると仕分けされるべき施策となってしまうのではないかなと、これを生かしていかないと、そういうものになってしまうという懸念をするわけでありまして。

本年提案された中に、配車サービスの提案がありました。それを聞いて感じたことは、村内自動車の保有、多くの家庭で運転免許保持者よりも多くの保有台数が見受けられるというようなことを感じていたわけでありまして。それぞれ乗用車と軽トラック等用途別かもしれませんが、維持費それから自動車税、燃料など、大きな家計負担となっています。コロナ感染症の影響か、農産物特に米価の下落など収入減少に対していかに、家計コストの削減が必要なんではないかなということも行政として考えるべきことではないかなということを感じるわけでありまして。この中で、そんなことを感じたわけでありましてけれども、ヨーロッパの方には村の中に自動車を持ち込まないというような観光地

もあるようであります。そんな大きな視点で提案そのものの実現ではなくて、そんなことを感じながら考えていく必要があるのではないか、やはり環境に優しい木島平実現ということの施策になるような気がするわけでありますが、この辺の感想をよろしくお願いをしたいと思います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

土屋議員の環境にやさしい村づくりについてというご質問であります。

村が進めております、有機の里づくりや地球温暖化対策実行計画に基づく各種事業の推進は、環境にやさしい村づくりに位置づけられる事業と考えております。

議員ご指摘のとおり、これらの事業の推進により多くの課題に直面することも事実であります。村としてできることは限られておりますが、村民の皆様のご理解とご協力をいただき、各種事業の推進をしてみたいと考えています。

堆肥センターを中心とした有機の里づくりでは、特に水稻で木島平ブランド米研究会を中心とした特別栽培や、有機米研究会による有機 JAS の取組も多く進めていただいております。

現在、堆肥センター施設の老朽化の課題もありますが、地域循環型農業の実践は環境保全の上でも大変重要と考えておりますので、今後も多様な有機の里づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、地球温暖化対策の各種取組についても、国の制度改正など注視しながら公共施設での取組を進めるとともに、村民の皆様へも取組をお願いしてまいりたいと考えております。

ご質問の具体的な対応等について、それぞれ担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

私の方から2点お答えをいたします。

まず1点目、オーガニックビレッジ、その後の対応、また、説明はいかがというお話でございます。

土屋議員お話のとおり、国の取組については、環境配慮型社会の実現や持続可能な農業を推進するため、生産力向上と持続性の両立を目指したみどりの食料システム戦略を進めることとしております。その取組の一つとして、有機農業など環境にやさしい農業に取り組む先進地域をオーガニックビレッジとして、2028年までに全国で100の地域で進めていくという目標をつくり、木島平村でもどうかというお話を関東農政局からいただいた経過であります。

村では既に、米を中心に特別栽培米や有機 JAS 米に多くの方が面積として約86ヘクタール取り組んでいただいております。今回の国の制度については、検討した結果、そのかかる手間ですとか、等を考えますと、あえて導入するメリットは今のところ薄いと考えました。

村としては、更に畑作も含めて有機栽培による安心安全な生産地として取組をどの様に進めたら良いのか、優位な制度の活用を考えていきたいと思っております。

2点目、薪や木質ペレットストーブの普及推進進行管理はいかがかということでございます。

木質ペレットストーブの導入補助金については、長野県産の木材等の利用促進を図るため、平成24年からご利用いただいております。これまで村内で36台の納入をいただいております。事業の採択基準として、年間のペレット利用量800kg、これは原木に換算すると2m³となりますけれども、これをペレット供給事業者と協定することを定めております。

導入後3年間は利用料の報告をいただくことになっております。

また、村では今年度から薪ストーブ購入に対する補助金もつくり環境配慮の取組を行っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

山寄民生課長。

（民生課長「山寄真澄」登壇）

民生課長（山寄真澄）

私の方から2点についてお答えします。最初に3番目にお話のありました、自家樹木の剪定木等の焚火の整合性とはいうことであります。

剪定木の野外の焼却であります。災害の予防や復旧、風俗慣習などの行事、農林漁業を営むための、やむを得ない場合などの例外を除いて、廃棄物処理法により禁止されております。

村では、剪定木の処分についての住民からの問い合わせがあった際には、個人負担として軽トラ1台分で3,300円が発生しますが、飯山市が所有しているウッドチップパーでチップ化していただくようご案内しております。

可燃ごみとして地区のゴミステーションに出していただくこともできますが、エコパーク寒川の施設の負荷軽減、そして燃えるごみ減量化のためにも再利用ができるウッドチップ化にご協力をお願いしたいと思っております。

これまで、ウッドチップパー利用に係る村民への周知が不足しておりました。村広報誌、WEBサイト、ふう太ネット等で周知を図って参りますのでよろしく願いいたします。

次に4番目にお話がありました、生ごみ処理機の普及と野生動物の人家付近の出没は、一体的な施策になっているか、のご質問であります。

生ごみ処理機器コンポスターに対する熊の被害対策については、効果的な解決策というのは見出せていないのが現状であります。行政内の連携については、情報交換のみで検討を行うまでは至っておりません。解決策としましては、熊の出没時期には、生ごみを土に埋めたり、臭いの強いもの、肉や魚介類の残飯など可燃ごみとして出す、なども考えられますが、ごみの焼却の運搬の際に発生する二酸化炭素の削減のためにも、また、先ほども申し上げました、ごみ減量化のためにも生ごみの堆肥化が重要であると考えております。

村が行った組成調査では、可燃ごみ全体に占める生ごみの割合は、昨年10月に調査を行った際は約60%、今年5月の調査では約40%という結果でありました。この結果からも、ごみの減量には生ごみを減らすことが重要であります。生ごみ堆肥化機器には生ごみ処理容器、コンポスターの他に、室内型ごみ処理容器や電気式の生ごみ処理機がございます。これらコンポスター以外の処理機器については、室内での管理や電気料など維持経費に課題がありますが、熊の被害対策には有効と考えますので、広報紙等で村民への周知を図って行きたいと考えております。

油性調味料のビンについては、水で洗い流すだけでは油が落ちにくいものや汚れが酷いビンについては、村では不燃ごみとして出していただくように周知しています。

また、汚れが落ちないプラスチック製容器包装、プラごみについても、可燃ごみとして出していただくようお願いしております。

村民の皆様にごみの分別についてご協力をお願いできるように、一層の、分かりやすい広報に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

丸山総務課長（丸山寛人）

ご質問の2点について、お答えしたいと思います。

まず2点目の太陽光発電の廃棄物処理と事業推進についてでございます。

長野県ゼロカーボン戦略のなかでも、再生可能エネルギーの普及拡大が掲げられ、公共施設や事業者、個人住宅への再生可能エネルギーの発電設備、特に太陽光発電設備の設置が推進されています。

県では、各家庭や事業者のニーズに応じて、リース方式やPPAモデルなど、太陽光発電設備や蓄電池の各種導入方式について、最適な手法が選択できるよう、情報発信や補助事業等を実施してございます。

村でも、地球温暖化対策実行計画のなかで、再生可能エネルギーの普及拡大を掲げており、今年度より県の補助金と併用できるよう補助金を整備し、運用しています。

太陽光発電設備の廃棄処分費についてでございますが、発電事業者については改正再エネ特措法の下で、7月から始まり、その内容については、議員ご指摘のとおりでございます。

また、家庭用太陽光パネルの耐用年数は20～30年とされており、メーカーの多くが20～25年を保証しています。家庭用太陽光発電設備については、積立義務はございませんが、今後国の制度として義務付けられることも考えられます。状況を注視しながら廃棄物処理を含めた中で太陽光発電について検討を継続してまいります。

次に5点目の早稲田大学地域連携ワークショップの提案の反映等についてでございます。

ワークショップにおける提案については、担当課において検討してございますが、これまで、具体的な試行や施策への反映まで至ったものはございません。

また、試験レベルで予算化した提案も過去にはございましたが、課題が見つかり具体的な実施に至らなかったケースもございます。

地域連携ワークショップ事業は、学生から提案を受けることだけではなく、ワークショップを通じて学生に木島平村を知ってもらいながら、村民と交流することにより、村のファンになってもらうことも重要と考えています。

議員ご指摘の配車サービスの提案については、高齢者の方や、観光等で村を訪れた方の移動性の向上や移動費用の低減が図られるものでございますが、ボランティアの運転手の方の確保や、法規制のクリアなど課題もございます。

行政としては、今後取り組む団体等があれば支援してまいりますし、デマンド交通やシャトル便を含めて地域の移動手段の確保等について検討及び検証を継続してまいります。

また、移動効率が良く経済的に実施可能となることが結果としてゼロカーボンにつながると考えております。

議長（萩原由一）

土屋喜久夫 議員。

再質問

7番 土屋喜久夫 議員

それではご答弁いただきましたので、その中でちょっと疑問が残った部分を申し上げたいと思います。今、環境にやさしい農業という意味合いで、特別栽培米とJAS米で36ヘクタールというような答弁をいただいたわけでありまして。村の水田面積で申しますと、どの数字が一番正解なのかっていうのがなかなかわからないものですから、農地台帳でいうと500ヘクタール位あると思いますし、日頃申し上げているのが300ヘクタール位かなというような事を申し上げているわけでありまして。なかなかそういう意味合いでは、従来の農業ということで差別化ということには程遠い数字かなというようなことも考えているわけでありまして。

それからいかに今木島平米っていう認知度が上がってきていまして、価格については、他の地域よりも下落は緩やかではありますけれども、これから値段が上がっていかないということになると、逆にコスト削減を図らざるを得ない。といったところの中で、やはり環境に優しい木島平村でできた農産物だよという、いうそういう何て言いますか、ブランド力といいますか、を進めるべき上では、2028年までというようなことも課長の方から答弁ありましたけれども、早めに手を上げるということの方が重要なのではないかなということを考えるわけでありまして。今非常に農業者の皆さんも悩んでおられる農薬、それから今日も新聞紙上に出ていましたが、化学肥料が高騰しているというような状況の中で、いかにそれを削減していくか、というようなこと考えたときに、先ほど申し上げたように、後の方でまた申し上げますが、畦草、稲藁を肥料とするような、そういう作形にしていく、というようなことの指導といいますか、率先して村が指導をしていくという事も重要ではないかなということも考えますし、今、一番特裁米で使われているのが除草剤であります。除草剤を使わないでどうしていくか、今、非常に木島平の農業者は真面目でありますから、要するに市場米を作らないで欲しい、というようなことで、4割がた加工米というような、それぞれの農家にご通知を申し上げているところであります。その4割の水田を畑作に転換する事によって、水性雑草が消えていくわけでありまして。やはりこのなんていいますか輪作といいますか、そういう農業形態、逆に、水田を畑作に数年間、変えたときに、その作目によって村が支援をするよというような政策の展開も考えられるのではないかなというようなことも考えるわけでありまして。いかにコスト削減の農業ができるかというような知恵の出どころだろうと思っておりますが、その辺の考え方についていかがかなというようなことであります。

また、総務課長の方から太陽光発電というようなものについて、県の方針に基づいて、村も併せて補助金を出していくよというような答弁をいただいたわけでありまして。ただ、先日、委員会で村内施設の視察をさせていただきました。最後に民間で太陽光発電施設をされている場所を、これは民間の施設でありますから中に入らなくていいかと思いますが、外から見せていただきました。今年度の豪雪で、地面に置いてあった太陽光のセルが破損をしていました。1枚は潰れていましたし、1枚は変形をしていまして、なかなかその辺の表面のカバーガラスだけの破損なのかどうか、なかなかカーブはできませんけれども、先ほど申し上げましたように、セルの中には鉛、カドミウム、ヒ素、セレン、が含まれているわけでありまして。この辺の規制というのが、まだまだ出来てきていません。ただ多分にゼロカーボンに踊らされて、太陽光発電が唯一というような、水力発電もありますけれども、そのような政策の進め方をしていると、まして、スキー場地域でありますから、その有害物質が雨水に流れ出て、下流に流れて来る可能性、また、その場で浸透したときに、木島平村は全て水源を地下水に頼っていますから、また、一番大きな大清水が使えなくなる、というような水源が使えなくなるようになっていく心配もあるわけでありまして。やはり、上流地域、なかなか民間の土地でありますから、村が色々関与するっていうのは難しいかもしれませんが、まだまだこれから広大に民間の土地になろうかとしているときに、村としてその辺の極端なこと言うと、村民の生命、健康に関わる担保をどうしていくのか。やはり、政策の一環として考えていかなきゃならないんじゃないかなということを感じたわけでありまして、その辺の考え方がありましたら、最初の答弁の中では、真剣で推進するよという答弁でありましたけれども、やはり懸念する部分についてはやはり懸念があるわけでありまして。村民が不安のないような、そんなような考え方をお示しいただければと思っております。

また、ペレットの関係については、利用料の報告3年間というようなことでありましたが、薪についてはどういう形で検証されるのかどうか答弁なかったものでありますから、よろしくお願いをしたいと思っておりますし、それから、焼却については、もうこれも課長の方から答弁ありまして、廃棄物の処理および清掃に関する法律の施行令の一部をお話をいただきました。で、厳密に申し上げますと、焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却ということで、施行令第14条です。その中には国または公共団体の施設が管理を行うために必要な廃棄物の焼却、それから災害の話をされましたけれども、災害の予防、それから復旧のために必要な廃棄物の焼却ということでありまして、その中に、具体的に、

凍霜害その他の災害の予防というような、ことが条文化されています。今年も大変気象不安を感じているわけでありまして、いつ霜が降るか、雹が降るかという事で村内農家も不安に感じているわけでありまして、一概に駄目だよって言うのじゃなくて、これから野菜類の畑の周辺で、場合によっては一番燃焼効果の高いタイヤあたりを燃やさなきゃ凍霜害を防げないというような状況、また果樹林もそうではありますが、そのときにどうなのかなという事を考えるわけではありますが、課長の答弁の中では全て駄目だよというような、答弁であったかというようなことであります。

また、農業林業漁業というようなこともありました。これについてもやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却というようなことを具体的に書いてありますし、5項目目では焚き火その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却であって、軽微なものというような記載もあるわけがあります。今、アウトドアが非常に注目をされています。その間、キャンプの中で、焚き火台を持ってキャンプをされて、そこで焚火をされている状況も、いろんなメディアで出るわけがあります。これも含めて、まず、廃棄物処理法の施行令をしっかりと理解されているのかどうか、という部分と、それ以外の、今申し上げた例についてどうお考えか知らせていただければありがたいと思っています。実際には生ゴミの関係についてもそれぞれ家の中で使えるもののご紹介等もあったわけではありますが、村民全体の中で、いかに家計ソフト、家計コストを下げていくかということが、今村民に周知すべきことではないかなということを感じずる中で、お金のかかる話を村が、進めていくのかともっと知恵を出してもいいのではないかな、というようなことを考えるわけがあります。この辺についてももし思いがあればお知らせいただければと思いますし。あと、ワークショップの関係であります。これについては担当課で検討しながら、実施に結びつけようと思ったけれども、なかなか試行してみたらうまくいかなかったというような話、あと言えば、このワークショップについては村に馴染んでいただいてファンを作るのが目的だというような答弁でありました。私が申し上げたかったのは、それぞれこういうワークショップを聞きながら、職員がこれは使えるぞ、これは何とか工夫できないかなというような、発想をできるのかどうか、という事です。それぞれの提案を、自分たちが解釈をして、新たな政策として展開できないか。気づきを、もらったと思わないのかどうか。言えば提案があったものをそっくりそのままやろうと思ったって、どう考えたって無理があると思うわけがあります。やはり職員の皆さんは大変優秀でありますし、それぞれ今の廃棄物処理等の関係についても、村民を指導する立場であります。やはり、いかに村民がそういうものに気づきながら、村の人たちの家計心情を理解しながら、どう日々の仕事を進めていくのか。村長、副村長あたりはご存知かと思えますけれども、地域活性化センターが進めています、地域に飛び出す公務員ネットワークというようなものがあります。これはもう私が現職のころでありますから、10年、もっと昔からある組織でありまして、なかなかそのネットワークには関わっているんでありますが、実際に誰がというようなことがなかなか確認できないシステムになっていまして、ただ、地域に飛び出す国民ネットワークを、応援する。首長連合というのがあります。要するに、村長、知事、市長、で、今、その会長が長野県の阿部知事が会長をされています。近隣では、なかなか須坂の市長さんとか小布施の前の町長さんですね、というようなことでもあるわけではありますが、やはり地域に自分の職務とは別で、地域の中で何とかしようという、やはりそういう職員が、ぜひ増えてほしいな。というようなことを。全然やってないという意味ではないではありますが、そんなことをぜひお願いを、何とかこれも自主的にやらないとあまり意味がないということも感じていますので、そんなことができるような職員をぜひ育てていただければと思います。この辺の見解をよろしくをお願いをしたいと思います。

なかなか、総務課長の答弁の中で、誰がやれば支援してやるよということではなくて、やはり木島平村の中で役場が知恵袋にならざるを得ない実態があるわけでありまして、よろしくをお願いをしたいと思います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

(村長「日基正博」登壇)

村長（日基正博）

はい、再質問で大変数多くの再質問いただきましたので、その内一部についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、太陽光発電についてであります。村で考えている太陽光発電の活用について言えば、基本的には売電というよりはむしろ、個人の住宅、それから事業所と、それから公共施設等で自分で使うための電気を発電する、そういうような取組を基本に支援をしていきたいと、行っていきたいというふうに考えております。

ただ、太陽光発電については、様々なメリット・デメリットがあるわけでありまして、先ほどありましたその推進によって、村民の生命とか健康とか財産に影響があるのではないかとありますが、その大前提として地球温暖化対策、それによって損なわれる村民の生命とか財産とか健康とかそちらと比較した場合に、太陽光発電を推進するメリットとデメリット、トータルで比較すれば太陽光発電をしっかりと活用していくことにメリットがあるのではないかとというふうに考えております。

それからまた、木質の活用、燃やして熱源にするということですが、これはただ単に燃やせばいいという話ではなくて、基本的には木質のエネルギー活用によって、切った木をまた更に植えていく、そのことによって二酸化炭素の吸収率を高めていく、剪定についても基本的にはやはり樹木のしっかり管理することによって二酸化炭素の吸収率を上げていくというようなことで、言ってみれば、木質の活用については、カーボンゼロというカーボンニュートラルというふうになる。それを目指していくものだというふうに考えております。それから、職員の言ってみれば気づきですね。早稲田大学でのワークショップに限らず普段から村民の皆さん、それからまた、外部の皆さんのご意見等、それからまたいろんなニュース等を見ながら、気づきがあったらそれを実行可能かどうか、そしてまたどのような効果があるのか、その辺を考えて、そして積極的に取り組んでいく、そういう職員の姿勢というのはこれからも求めていきたいというふうに考えております。その他のご質問についてはそれぞれ担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

(産業課長「湯本寿男」登壇)

産業課長（湯本寿男）

それでは再質問の内容の内、私の方から、有機農業、農業関連の話と薪ストーブの件について答弁をさせていただきます。

まず1点目、有機農業関連でございますが、議員ご指摘のとおり、村内で米中心、米を主体として今まで農業を進めてきたわけでありましてけれども、やはりこういった米価下落ですとかの状況によりまして、米を作り続けていくことが非常に難しいというような状況も一面ございます。ご指摘のとおり、コスト削減で高収益の畑作に移行していくというのはとても重要なことだとは思っております。ただ、適地適作ということもございまして、木島平で畑作ができる地域、米が効率よくできる地域というのが当然あるとは思っておりますので、そういったことも含めて、また、畑作転換を可能なかどうか、実際に畑作で大きくやっつけらっしゃる農家もいらっしゃいますので、そういったご意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

また、有機農業に関してでありますけれども、やはり今までは美味しいですとか、大規模経営で大量生産といったような政策があったわけでありましてけれども、先頃、安心安全な農産物ですとか、持続可能な農業の推進という観点からも、やはりそういった多様な有機農業の推進についても講習会ですとかおこないながら進めていきたいというふうに考えております。

そしてまたこういった取組の中からブランド力、安心安全な生産物を作る村としてそういった国の制度も活用できるものであれば活用していきたいというふうに思っております。

あと、薪ストーブの基準のお話でございます。今年度から薪ストーブの補助金を作ってご利用いただくようお願いをしておりますけれども、ペレットのような基準は今のところ設けておりません。

また、ペレットですとか、他市町村でやっている状況等もまた研究をしながら、こういった基準が必要なのか等も研究をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

山寄民生課長。

（民生課長「山寄真澄」登壇）

民生課長（山寄真澄）

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

最初に、果樹の剪定木の焚き火に関わる件の方からお願いいたします。

今、議員の方から、廃棄物処理法を理解しているのかというようなお話をいただきました。その辺のところについては、今後一層理解に努めたいというふうに思っております。具体的には、お話ありました、やむを得ない場合の例外について具体的な事例について確認をして、住民の皆様にも周知できるようにしたいというふうに思っております。

中にありました野外焼却についてであります。お話がありましたとおり、災害の予防や復旧、風俗慣習、これ、どんど焼きのことだと思うんですが、行事、そして農林漁業を営むためと、やむを得ない場合というのがあります。野焼きがなぜいけないかということでもあります。野焼きにつきましても、その煙が悪臭、大気汚染の原因になるということで、周辺住民に大変な迷惑ということでもあります。燃やす物によっては、ダイオキシン類など有害物質の発生の原因になるということでもありまして、先ほど議員の方から、凍霜害被害の話が出ました。そして、タイヤをというような話もありました。その辺のところもタイヤを燃やすことによって、村民の健康被害ということも考えられるということで、タイヤを焼却っていうのはちょっとどうかなというふうに思っております。

あと、アウトドアの話が出されました。野外焼却の例外規定ということになるかというふうに思いますが、どちらにしても行政として野焼きを奨励するものでありませんが、中で今お話がありましたアウトドアの関係で、焚火とかキャンプファイヤーとか、そういうような日常生活を営む上で通常行われるもので、軽微な償却については認められているということでご案内したいかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の、生ゴミ処理機の関係の生ゴミの処理に関して家庭にコストを求めるということではなくて、村でもっと知恵を出しても良いのではないかということでもあります。

先ほど申し上げましたその電気式の生ゴミ処理機についてはあの高価なものであります。村では2万円限度の2分の1補助といたしましても、相当な家計負担がかかるということでもあります。課題はあります。その中で先ほど申し上げました室内型の家庭用の生ゴミ処理機、これについてはそれほど高いものではないということもありますし、以前、燃えるゴミ削減のお話の中で、申し上げましたダンボール堆肥のこととか、提案いただきました地域に大型生ゴミ処理機を貸し出すということで、この辺のところについては、県内市町村、3地区について一応候補を絞っておりまして、その辺のところには視察等を出かけまして、それについて臭いとか、維持費とか、あと、その導入にかかる経費とか、それぞれ課題があると思っておりますが、その辺のところも研究していきたいなど、研究していくこととしますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

土屋喜久夫 議員。

再々質問

7番 土屋喜久夫 議員

再々質問でお願いをしたいと思います。

やはり農産物といいますか水田の関係について米価の下落というようなことを十分認識をされていて、やはり野菜類、畑作転換というような事も答弁にあったわけですが、その中で適地適作というような答弁がありました。

やはりなかなか湿地の中では畑作が難しい。水田で蕎麦を蒔くってというのは、なかなか湿害で芽が出ないというようなことが実際にあるわけでありまして。その中で、前々から申し上げていますような、やはり全村的に基盤整備をすべきではないかなというようなことを、これは当初の質問通告にはなかったわけでありまして、ご答弁いただかなくても結構なんですけど、ただ実際、この国の制度を使って、村中をオーガニックビレッジという施策で対応できるのではないかなということも、その当初考えたわけでありまして。それから、除草剤の蒔きすぎで土手が崩れる話。これについても、もう一度土手を締め直す、そのような費用がモデル事業として対応できるのではないかなというようなこともちょっと考えたわけでありまして、そんなことを何か所感があればお願いをしたいと思いますし、太陽光発電の関係について、村長の答弁の中で売電ではなくて自分で使う電気だよというような答弁があったわけでありまして、広報4月号に入っていた県のチラシについては、売電をしながら、17年で元が取れるよというような表示があったわけでありまして、それとは別の政策として村が補助事業をされるのかどうか、これについて、お答えいただければと思います。

以上2点お願いします。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは全村的なオーガニックビレッジの推進という再々質問でございます。

土屋議員ご指摘のとおり、除草剤による弊害も一部あることは承知をしております。しかしながら、高齢化ですとか、荒廃地対策の面でやむを得ず使わざるを得ないというような状況もございますので、どういった形の有機農業の推進、オーガニックビレッジの推進がこの村に合うのか、ちょっとまた、県の機関ですとか、農業者の皆さん、ご相談をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

議長（萩原由一）

日基村長。

（村長「日基正博」登壇）

村長（日基正博）

太陽光発電についてのご質問であります、これについては私の基本的な考え方でありまして。

売電をしながら設置コストを下げていくというのも当然あるわけでありまして、その場合に自家消費する場合には当然蓄電池と設置の費用負担が大きくなります。その辺も含めて、難しい課題はあるわけでありまして、基本的な考え方として私は自分で使うエネルギーを自分で作っていくという方向があるんじゃないかというふうに考えている。そういうふうな基本的な考え方でありまして。

議長（萩原由一）

以上で、土屋喜久夫 議員の質問は終わります。

（終了 午前 11時 09分）

議長（萩原由一）

ここで暫時休憩といたします。

再開は、午前11時20分お願いします。

（休憩 午前 11時 09分）

（再開 午前 11時 20分）

議長（萩原由一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 山浦 登 議員。

（「はい、議長。2番。」の声あり）

（2番 山浦 登 議員 登壇）

1. 観光施設民営化について

2番 山浦 登 議員

発言通告に基づき5点質問いたします。

1点目、観光施設民営化について。

村観光施設民営化については3月9日の信濃毎日新聞の記事で村民の皆さんの関心が高まり、3月議会でも議論になりました。その後関係団体の説明会、4月の広報と一緒に民営化の方針が示されました。さらに5月2日村内2カ所での検討説明会では、民営化に至る経緯や観光施設の入込み状況、民営化の考え方、スケジュール等が説明されました。今後、譲渡先事業者との交渉を進めていくとのことですが、十分説明ができない部分もあるかと思われませんが、村民の皆さんから期待や疑問が寄せられています。そこで5点に渡り質問いたします。

1点目、現在の進捗状況はどうか。

2点目、5月2日の説明会の際には、近年のコロナ禍、スキー人口の減少、観光施設の入込数と売上の減少等、木島平観光（株）の厳しい経営状況が報告されました。スキー場を中心とした観光施設の運営支援として、木島平観光（株）に令和2年に1,400万円、令和3年に5,000万円を補助し、村は経営を支えてきたわけではありますが、今後さらにリフトや人工降雪機の更新、パノラマランドの修繕等、多額な資金が必要とされるとの説明がなされました。しかし、村民の中には民営化でなく現状での継続を望む人もいます。そこで民営化をせざるを得ない実状と、民営化後の将来ビジョンを伺いたいと思います。

3点目、観光施設特別会計への適正な資産評価や株式評価、公正な事業選定に必要な行政手続きを進めるため、専門的知見をもつ事業者への業務委託料6,325万円予算化されていましたが、非常に高いとの村民の声がありました。この業務委託料の明細と委託内容を伺いたいと思います。

4点目、スキー場内の民有地の土地所有者への理解が十分されているのか。また、水源の問題はないのか。

5点目、民営化が実現した場合の将来的スキー場、観光施設継続発展をどのように相手方の企業に確約するのか。

以上、5点質問いたします。

議長（萩原由一）

日墓村長。

(村長「日墓正博」登壇)

村長（日墓正博）

山浦議員の観光施設の民営化についてのご質問にお答えいたします。

観光施設の民営化につきましては、説明会や広報でもご説明申し上げたとおりであります。スキー場、ホテルをはじめとした村の観光施設については、今後の人口減少、少子高齢社会がさらに進むなか、新たに施設を更新し全てを維持していくことは、村の将来的な財政規模を考えると大変厳しいということを想定したものでありまして、民間譲渡、廃止、除却等の方針を、今年3月に見直した公共施設総合管理計画で示したところであります。

民営化によりまして、単に財政負担の軽減を図るだけでなく、今後ますます必要となる社会保障関連、福祉サービスや教育の充実、道路などのインフラ維持整備に対して予算を充てていくことが可能になると、考えております。

観光事業においては、多様化やスピード化するニーズの変化に、いかに柔軟に対応するかが重要となってきています。そのようなことも考えると、民間事業者の資金力と柔軟な対応力、ノウハウを活用していただき、運営をしていただくことが、ひいては、村の活性化につながるものと考えております。

現在、第1段階の目標としている10月を目途に、事業者の選定に向けて準備を進めております。

2点目の将来ビジョンについては、先ほども触れましたが、効率的に多様なニーズに対応していく必要がある事業、これは観光にとどまりませんが、資金とノウハウを持つ民間と行政が連携しながら、地域課題の解決を図ることで地域活性化につなげていきたいと、そして、持続可能な村づくりができると考えております。

3点目以降につきましては、担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

(産業課長「湯本寿男」登壇)

産業課長（湯本寿男）

3点目のご質問以降について、答弁をさせていただきます。

業務委託料の明細と委託内容は、ということであります。

お願いしました6,325万円の予算については、土地や建物の資産評価業務、譲渡や民営化にかかる契約実務等法律関連などの専門的な各種業務のアドバイザー委託料で、想定する最大限の経費として計上をしたものであります。

なお、実際は、業務を進めるうえで不要なものは委託しないなど対応もしております。予算額全てを使うというものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

今後も、必要な対応について精査をしながら、契約していきたいと考えております。

4点目のご質問のスキー場の土地所有者への対応についてであります。事業とすれば、引き続きスキー場での利用となりますが、必要に応じて個別に説明も検討していきたいと考えております。

また、水源についてはスキー場を継続していくものでありますので、問題ないと考えております。

最後に、観光施設の将来発展をどのように確約するかのご質問でございますが、これについては、村の地域活性化の考え方・目的をご理解いただける方を選定していくことと考えておりますが、事業継続を前提とした条件としたいと考えております。

しかしながら、今後、時代の変化や社会的ニーズの変化により、活性化の目的が果たせるのであれば、柔軟に施設の転換も必要なことで、それが民営化の利点の一つであると考えております。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再質問

2番 山浦 登 議員

5点再質問いたします。

1点目、進捗状況の質問に対して、事業者の選定に向けて進めているとのことではありますが、複数ある候補事業者から1者を選定し交渉するということでしょうか。1者が決まっています、交渉先が確定して現在交渉にあたっているのか。そのあたり、選定という意味を私はまだ複数があつて、それが決まらないのかというふうに、疑問を感じましたので、質問をしました。

2点目、説明会の中で説明されたように、本来行政の立場とすると、公と民との役割の明確化が必要で、公は事業者に対する後方支援、団体支援、事業支援にとどめておくことが必要で、経営は民の力で収益事業の活性化、雇用の創出と確保との分担が大切との考え方は同意できます。ただ、木島平村の観光政策や観光施設、スキー場事業に大きな係わり、多額な村費も投入しながら事業を進めてきた歴史的経緯があります。そこには多くの村民が関わり、事業を支えてきた訳ではありますが、思い入れと、それから、愛着もあります。そのように考えると、民営化を進めるに当たり 村民の意思を十分組み入れながら進めていくという事が必要と考えますが、その点、お願いいたします。

3点目、木島平観光（株）の経営上の問題であり深く立ち入った質問は控えますが、民営化の中心的内容でありますので、質問いたします。5月2日の説明会の際、もし、民営化が実現しなかった場合、スキー場はどうなるのかとの質問に対し、村長は躊躇無く、私はそう感じたのですが、継続すると答えられました。北信ローカルでもそのように記事で答えておられました。小松参事の議会への説明では木島平観光（株）の経営は非常に厳しく、5,000万円の村からの補助金で経営をなんとか継続し、民営化に繋げていきたいとの説明があつたと記憶しております。もし、民営化が実現しなかった場合を想定した際の説明にやや食い違い、温度差があるように思われますが、状況は変わってきたのでしょうか。万が一、そのようになった場合、万が一、民営化が実現されなかったような場合ですが、経営資金計画はどう考えておられるのか、伺いたいと思います。

4点目、水源に関しては問題ないとの答弁であります。村の手から離れ、民間所有、管理になった場合、下流の水利権の利用者に支障が生じることはないのかどうか。伺います。

5点目、譲渡条件としてスキー場の継続は最低の要件ではありますが、雇用の継続、将来的観光施設の発展の保障をどのように契約の中に入れていくのかどうか、以上5点、再質問いたします。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

先ほどありました、スキー場が民営化できなかった場合、スキー場をどうするかと、それは継続するというふうに答えたということではありますが、具体的に申し上げれば、スキー場については、やはり宿泊業者と、そしてまたスキー場関係の皆さんが多く働いており、生活をしているわけであります。ですから、今すぐ急に経営の継続を、経営をやめますということとはできないということで、何とかできる内は続けていきたいというふうに考える。ただし、同じ条件でずっと継続していくというのは多分無理だろうというふうに思いますし、将来的には継続が困難になる、その前に民営化をしていきたいということでもあります。

当然、それを継続していくとなればまた皆さん、村民の皆さんのご理解を得なければならない部分

もかなり出てくるわけでありまして、それをずっと継続していくというのは難しいだろうと。やはり、言ってみれば近い将来、やはり継続が困難になる、そういう状況になると思うことでありますが、すぐに継続を、スキー場を止めますということではないというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは、私の方から答弁を申し上げます。

まず1点目、業者選定のお話でございますが、今現在大きく四つの施設になりますけれども、いくつか興味を持っていただいている事業者の方がいらっしゃいますので、そういった方々と事業の内容等についてお話をさせていただいて、その後どういう形で選定するのか、検討していきたいと思っております。

2点目、村民の意志を酌んでというお話でございます。

村長の答弁にもありましたように、観光事業についてはやはり資力とノウハウを持った方々が運営していくのが一番だと思っております。

今後、場合によっては施設の転換という話もあろうかと思っておりますけれども、現在の施設を続けていくことが一番の地域活性化のまず第1点ということで考えておりますので、今すぐに今の施設を違う施設にするという考えはございませんので、そういったこともこれから交渉なり、話の中で、相手方と詰めていきたいと思っております。

4点目、水源の方は本当に大丈夫なのかというお話でございます。

民間に譲渡した場合のご不安ということで認識をしております。民間の事業者だからその辺は心配だということも今の時代ないと思います。村としてもそういったきっちり事業をしていただける事業者の方と契約していく方向でございますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

5点目、最後、事業の継続の確約という点のお話だと思いますけれども、この点については、これからお話をしていく交渉の中で、契約の中にも、こういった形で盛り込むのが可能なのか、法律的なお話にもあると思いますので、そういった法律的な専門家とも相談しながら、その辺はある程度確約というか、約束できるような形で契約していけたらいいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再々質問

2番 山浦 登 議員

はい。それでは村長の答弁の方が一ですが、民営化が実現できなかった場合にはスキー場なり観光施設を継続するということですが、その際には、村民の理解を得るといふ、こういう答弁であります。

村民の理解とはどういう内容なのか、資金的な支援なのか、物資両面の支援、どういう内容なのかお聞きします。

ただ議会としては、先の議会では、5,000万円は最終的に補助はこれ最終ということを申し上げてありますので、そのあたりとの兼ね合いをお聞きします。

議長（萩原由一）

日碁村長。

(村長「日碁正博」登壇)

村長（日碁正博）

はい、再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたが、村民理解というのは、基本的には財政的な支援というふうになると、ご理解いただきたいというふうに思います。

これまでも民営化の大きな理由として、村の財政的な負担等を考えたわけではありますが、それは万が一、そうなればということでもあります。ただ、そういうふうにならないように最大限の努力をしているということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

2. 米粉によりコメの消費拡大を

2番 山浦 登 議員

それでは、2点目の米粉によるコメの消費拡大について質問いたします。

北米産の小麦の干ばつによる不作や、ロシアによるウクライナ侵攻の影響により、政府が買い付けて国内の製粉業者に売り渡す輸入小麦の価格が17.3%も値上げとなり、過去2番目の高値水準となったと言われております。このような中で、今小麦に代わるものとして米粉が注目されております。先日、民間放送のテレビでも米粉の製造会社や木島平村米粉のケーキが紹介されておりました。

また、信濃毎日新聞では「長く活用が叫ばれている食材に米粉がある。しかし広がりや欠く、何とか克服したい、足元の農業を見直すためにも米粉を原料とする米粉商品への消費者の関心や期待、需要が高まっていると報じておりました。村の6次産業化による農業振興策とコメの消費低迷と米価下落の中で消費を伸ばす機会と捉えることが必要ではないかと思っております。そこで3点質問いたします。

1点目、以前、米粉パンとして、学校給食にも提供しておりました。しかし、事業として継続できなかった経験がありますが、現在ほどのようになっているのか。その経過と教訓はどのように考えられているか、伺います。

2点目、米粉は、奈良時代から有り、だんごやもち、羊羹など和菓子やおかき、おせんべいなどに使われてきました。また、小麦と比較すると油の吸収が少ない。グルテンフリーでヘルシー食品であり、小麦アレルギーの人にも食べられる等、食材としては優れています。難点であった製粉技術も改良が進み、生産・消費が高まっています。村でも過去の経験を踏まえ、米粉による製品化、販売促進、米の消費拡大に取り組む考えはないか、伺います。

3点目、米粉が製品化、拡大した場合、米粉専用のコメを新規需要米として減反田で栽培することが認められています。転作物として推奨することも農業の活性化につながると考えますが、村として取り組む考えがあるかどうか、お聞きします。

議長（萩原由一）

日碁村長。

(村長「日碁正博」登壇)

村長（日碁正博）

米粉による米の消費拡大ということでもあります。

米粉の活用による米の消費拡大は必要な対策と考えております。

村では過去に米粉パンの会や事業者による米粉パンや菓子製造の取組みがされており、注目されて

おります。また、学校給食での提供も実施してまいりました。

世界情勢による輸入農産物はじめとする価格の高騰は、すでに学校給食へも影響しております。学校給食における、地産地消の推進は大変重要と考えております。

ご指摘のとおり、米粉の消費拡大については、加工品の開発という点におきましては、農業振興にとっても重要であると認識しておりますので、引き続き特産品開発を通じた6次産業化の推進として、補助金支援などを通じて事業者支援を行っていききたいと考えております。

また、主食用米の転作対策として、現在、経営所得安定対策において、主食用米の目安値達成のため、米粉として加工用米として取組を進めております。しかしながら、国の交付金を充てても主食用米価格より安くなる、そのために、なかなか対策としては難しいのが実情となっております。

学校給食へ米粉パンを提供していたが継続できなかった経緯と現在の状況等については、担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

島崎子育て支援課長。

（子育て支援課長「島崎かおり」登壇）

子育て支援課長（島崎かおり）

それでは、山浦議員の学校給食へ米粉パンを提供していたが、継続できなかった経緯と、現在の状況についてお答えいたします。

米粉パンの学校給食での提供については、米の消費拡大を目的に村内産コシヒカリ 100%を使用した米粉パンを平成18年度から始まったのが経過でございます。

当初は月1回の提供でありましたが、その後、週1回ほどの提供になり、米粉パンを含めた米飯給食はほぼ毎日行ってまいりました。米粉パンは、小麦粉パンに換算するとおよそ2倍近い価格であったことから、村では差額分を学校給食の食材費へ補助を行い、平成28年度まで学校給食に提供してきた経緯があります。

村では更なる米の消費拡大に加えて、子どもたちからご飯とおかずを食べる習慣という食育の観点からあえて米粉にせず、おいしいお米を提供するため米飯給食に切り替え、村の特別栽培米 100%を使用した給食を子どもたちに提供しております。

米粉の活用というより、お米を中心とした給食を今後も提供してまいりたいと考えております。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再質問

2番 山浦 登 議員

はい。それでは、2点再質問いたします。

まず1点目、以前村で米粉製品化し販売したが、継続できなかった。そういう経過がありますが、村として引き続き事業者支援を行っていききたいとの答弁であります。現在、事業者支援を行っている団体があるかどうか、その点をお聞きします。

2点目、6月3日にNHKの朝の番組で取り上げられていました米粉パンのニュースでありますけれども、あるパン製造会社では、小麦粉に15%の米粉を混ぜたところ、モチモチ感、噛めば噛むほど美味しいと大変好評とか、家庭で米を水で浸し、ミキサーで砕き、生米パンとして提供して美味しいと評判と報じられていました。コンビニの代替食品として、また食料自給率向上と米の消費拡大として積極的に商品開発、また、この米粉のPRが必要だというふうに考えます。

以上2点、考え方をお聞きします。

議長（萩原由一）

湯本産業長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは、山浦議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目。今、米粉に対して事業者支援を行っているケースはあるかというお話でございますが、今現在、そのような支援を行っている事業者の方はいらっしゃいません。

それと、過去に村で米粉を作ったというお話でございますけれども、過去にそれぞれ事業者の方に米粉を使った、例えば麺類を作成していただいたりだとか、そういった経過はございますけれども、それで直接米粉を使った製品ですとか、そういった取組は行っていないというふうに認識をしておりますので、よろしくお願いたします。

議長（萩原由一）

会議の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は、午後1時00分でお願いたします。

（休憩 午前 11時 48分）

（再開 午後 1時 00分）

議長（萩原由一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山浦 登 議員。

3. 温暖化対策について

2番 山浦 登 議員

それでは、3点目の温暖化対策について、質問いたします。

近年の高温、豪雨、台風の頻繁な襲来は、温暖化が原因とされ、その異常気象は今後地球上の二酸化炭素排出量増加にともない何倍も増加頻発し、地球温暖化対策は、全世界にとって喫緊の課題とされています。1998年、国の地球温暖化対策の推進に関する法律制定を受け、村では温室効果ガス排出の実行計画を策定し、温暖化防止の取組が行われてきました。2021年には国の地球温暖化対策の計画が5年ぶりに改訂され、それまでの我が国の中期目標温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%削減から46.0%削減とする目標が設定されました。村では令和3年3月議会において「気候非常事態宣言」を表明。将来世代に胸を張って引き継げる社会を実現するため平成20年4月策定した「木島平村地球温暖化対策実行計画」を令和3年11月改訂し、温暖化防止の指針として取組が進められてきました。

そこで村の温暖化対策について3点質問いたします。

1点目、地球温暖化対策実行計画に基づき、現在どのような事業が進められているか。また、その効果、成果は上がっているか。

2点目、実施計画によれば計画を区域施策編と事務事業編に分け、それぞれの事業目標を定めていますが、温室効果ガスの削減目標を区域施策編では2030年度26%削減、事務事業編では15%削減を目標としている。飯山市では温暖化防止のパンフレットを作成し、市民に周知をしています。野沢温泉村では中学校校舎のベランダに太陽光発電パネルを設置し、生徒の関心を高め、地球温暖化防止の理解を深めています。さらに小学校の校舎への設置も計画されています。また、雪室を活用した再生可能エネルギーの取組も行われているということです。本村の二酸化炭素削減目標達成のための村民

への周知が足りないのではないかと考えますが、考えをお聞きします。

3点目、現在、村内で進められているNPO法人太陽と水と緑のプロジェクトの小水力発電、太陽光発電の取組は、実施計画の上ではどのように位置づけられているか、伺います。

以上、3点お願いします。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

山浦議員の温暖化対策についてのご質問であります。個々のご質問について、担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

ご質問のありました3点について、お答えします。

まず、温暖化対策事業の効果、成果についてのご質問でございます。

昨年11月に改正した、木島平村地球温暖化対策実行計画に基づき、令和4年度より新たに、住宅用太陽光設備設置補助金、薪ストーブ導入補助金、住まいづくり促進事業のZEH(ゼッチ)加算、生分解性マルチ購入補助金の創設、また、既存の事業では、ペレットストーブの導入補助金、住宅リフォームの省エネ改修への補助金などを進めてございます。事務事業では、会議のシステム導入や、グループウェア導入による議会資料のペーパーレス化を進めてございます。

全ての事業が始まったばかりのものが多く、目に見えた成果が表れておりませんが、引き続き、事業の周知並びに村民の意識醸成を図っていきます。

2点目の、目標達成のために村民への周知が足りないのではないかとというご質問でございます。

広報誌では、2月からSDGS(エスディージーズ)をシリーズ化し、各課で関係事業を掲載しており、この内容は温暖化対策についても多く関係するものがございます。また、広報6月号に合わせて、パンフレットを配布予定をしております。

今年度は、今後、講演会や小中学生向けの体験会なども計画しておりますので、よろしく申し上げます。

3点目のNPO法人の取組を実施計画上でどのように位置づけているかでございます。

あくまでも、任意団体の活動ですので、村の実施計画上には位置付けはございませんが、村の計画と相反するものではございません。先駆的な取組や試験を行っておりますので、協力できるところは協力し、その成果を村で活かせることを期待しております。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再質問

2番 山浦 登 議員

2点再質問いたします。

まず1点目。地球温暖化の進行と、それに伴う深刻な影響を考えると、地球上で人間同士が戦争し

ている場合ではないと考えます。2050年までに実質ゼロを達成できないと、洪水のリスクにさらされる人口は今の2倍となり、食料生産も減少するなど、人類と地球環境は打撃を受け、それを上回る気温上昇となると、その打撃は甚大なものとなり、さらに、大気中の温室効果ガスが一定濃度をこえてしまうと後戻りできなくなり、3～4度も上昇してしまうと気候変動による影響が連鎖して、悪化を止められないという破局的な事態に陥ってしまうといわれております。温暖化対策は世界の喫緊の課題であることを危機感を持って伝え、「木島平村地球温暖化対策実行計画」に基づき、村民の理解と意識改革、目に見える事業を進めていく必要があると考えます。

再度村の考えをお聞きします。

2点目。NPO法人太陽と水と緑のプロジェクトの小水力発電、太陽光発電の取組は実施計画の上でどのように位置づけているのかという問いに対しては、任意団体の活動であり、村の実施計画には位置付けは無いとの答弁であります。この法人の事業構想は4～5年前から村内の水路を利用して小水力発電を行い、太陽光発電による再生可能エネルギーを村内に普及させ、カヤの平高原総合案内所への太陽光発電の実施等エコビレッジ構想を掲げて事業を進めています。村の「地球温暖化対策実行計画」に沿った事業を行っていると考えますが、そういった意味で実行計画の中に位置づけ組み込んで、村とNPOが連携して事業を進めることが必要ではないかと考えます。

以上、2点質問します。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは、再質問についてお答えしたいと思います。

まず、温暖化対策の関係でございますが、これについては現状、令和4年度から公共施設等の調査に入っております。これについては、先ほど議員ご指摘のありました他市町村での取組状況について、村としてこういった公共施設において可能性があるのか、こういった調査を進めながら今後具体的に進めていきたいと。温暖化そのものについては、議員おっしゃるとおり、非常に地球規模の話でございますし、このまま行くという形になるかと思えます。村としてできることは限られておりますが、可能なところで、温暖化対策に取り組んでいきたいというふうに思っています。

概ね、公共施設の具体的な取組については、その調査の結果を受けて検討を進めたいというふうに思っております。

2点目のNPO法人の取組と実施計画の関係でございます。村としてNPO法人の取組については当然先ほど申し上げたとおり、村の温暖化対策と同じ方向性を持っているということは認識しております。村としては、NPO法人が取り組む事業の補助事業として取り組んでいる県の元気作り支援金事業等の申請等の支援をしてございますし、それについて共同で行っている部分もあります。また、NPOが取り組む内容については、順次相談をいただきながら、村としても連携協力して進めている部分もございます。

実施計画上に上げる内容があれば、それは村として取り組む部分があるということが形になりますので、それは村の事業として実施計画に入っていくという形になりますのでご理解いただければと思います。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再々質問

2番 山浦 登 議員

それでは、再々質問をいたします。

温暖化対策というと、水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーをまず考えますが、木島平村は森林に囲まれた森林豊かな村であります。村で排出されたCO₂の30%が森林に吸収されます。ただし、古い古木より若い木のほうがCO₂吸収量が多いと言われます。木材利用を促進し、森林整備することでCO₂吸収量が増加します。今年度から新たに、薪ストーブを購入した場合補助金制度を創設されました。薪ストーブの導入で二酸化炭素削減と燃料費削減、森林整備が進めば鳥獣被害、熊の出没対策等になり、環境にも良いと考えます。村の「地球温暖化対策実行計画」にも上げられていますが、森林整備を推進し、住宅の新築増築等への地域材利用促進とともに、各家庭に薪ストーブ導入を促すことも大切な取組と考えますが、村の考えをお聞きします。

以上です。

議長（萩原由一）

日墓村長。

(村長「日墓正博」登壇)

村長（日墓正博）

導入を促すというか、最終的に費用もかかる話でありますので、導入するかどうかはやはり村民それぞれの判断になるだろうというふうに思います。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、ただ単に木を燃すだけでは地球温暖化対策にならないということでもあります。やはり森林整備も同時に進めていかなければならないということで、森林環境譲与税との有効な活用を含め、また山をしっかりと管理していく、そのための施策を進めていきたいというふうに考えております。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

4. 国保保険料について

2番 山浦 登 議員

4点目を質問いたします。国保の保険料について。

市町村が運営する国民健康保険は、全国的にみると加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で低所得者が多く加入する医療保険であります。ところが、平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になっています。全国知事会、全国市長会は、公費1兆円の投入によって国保料(税)の負担を協会けんぽ並みにしていくよう国に要請しています。また、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割が、国保料(税)を高くする大きな要因となっています。特に子どもの数が多いほど負担が大きく引き上がる均等割は、子育て支援に逆行しているという批判が起り、多くの団体、関係者が見直しを要望しています。このように国民健康保険税が村民の生活に重くのしかかっている実状に対し、保険税軽減の道はないか、そこで4点質問いたします。

まず、1点目、コロナ禍の中で全国的傾向として受診控えがあり、医療費が減少しているといわれていますが、本村の場合はどうか。

2点目、今年4月より国民健康保険制度が改定され、全世帯の未就学児を対象に均等割保険税の5割が公費負担により軽減されています。本村、国民健康保険の保険税算定には、所得割、資産割、均等割、平均割で算出されていますが、均等割については、村民1人当たり普通世帯では、20,700円で年齢収入の有無にかかわらず、算定の対象にされています。この改定に併せて、村として子育て支援

と若者の移住定住策の1つとして均等割保険税減額の対象者を小学校卒業年齢まで引き上げ、国保加入村民の負担軽減が図れないかどうか。この質問に対し山寄民生課長は、村独自の実施は、他の健康保険加入者との均衡の観点からも慎重な対応が必要。子育て支援は、重要な施策であり国、県に要望していきたいと昨年6月の議会で答弁されております。その対応結果はどうか。

3点目。長野県では乳幼児等の通院に係わる補助対象を未就学児までから、小学校3年生までに拡大したことによって、村負担分を軽減しました。村の負担が減った分、村民1レセプト500円負担を廃止して負担軽減が図れないかどうか。

4点目。国は2018年、国保の都道府県化をスタートさせました。この制度改変の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰入れを行い、自治体独自の保険料(税)軽減を行っていましたが、その繰入れをやめさせ、その分を住民の負担増に転嫁させるというものであります。そのため、2018年度から標準保険料率、保険者努力支援制度など、自治体独自の公費繰入をやりにくくする、様々な仕組みが導入されてきました。また、政府は、保険料の統一化の名の下に公費繰入をやめていくよう自治体に圧力をかけていると言われております。現在、村では保険料(税)の軽減のための繰入れは、どのように行っているのか、お聞きします。

以上、4点お願いします。

議長(萩原由一)

日碁村長。

(村長「日碁正博」登壇)

村長(日碁正博)

それでは、国保保険料についてということですが、このご質問について担当課長に答弁をさせます。

議長(萩原由一)

山寄民生課長。

(民生課長「山寄真澄」登壇)

民生課長(山寄真澄)

山浦議員の国民健康保険料についてのご質問について、お答えさせていただきます。

最初に、1番目のお話についてであります。

村の国民健康保険の医療費についてであります。コロナ前の平成30年度は、全体で約3億8,600万円で一人当たり31万円、コロナ発生当初の令和元年度が約3億6,700万円、一人当たり30万6,000円、令和2年度は約3億5,400万円、一人当たり30万2,000円と減少傾向にありました。受診控えがあったと思われます。

見込みではありますが、令和3年度については約3億7,600万円、一人当たり約33万円で、増加に転じる見込みであります。

2番目のお話の、未就学児の均等割額軽減についてのお話ですが、国民健康保険税は令和3年度に見直しを行いまして、この、令和4年度4月から均等割額は医療給付費分が21,000円、介護納付金分が9,300円に改定され、後期高齢者支援金分は据え置き7,900円となりました。このうち、未就学児に対して賦課される均等割額は、医療給付費分と後期高齢者支援金分を合算した28,900円で、その内5割の14,450円が軽減されます。現在、国では未就学児までとしている軽減ですが、村として軽減対象年齢の拡充を行うよう、長野県町村会を通じて国への要望を行っております。今後、長野県町村会から国へ提案・要望がなされる予定となっております。軽減対象年齢の拡充が行われるように、引き続き、機会があるごとに国、県へ要望していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

3番目のお話であります、このご質問のこの制度につきましては、国民健康保険だけの制度ではありませんで、村で行っている福祉医療制度のこととと思われます。福祉医療制度につきましては、受給者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的に、国民健康保険に限らず、医療保険制度加入の、子どもや障がい者、ひとり親世帯等に対して、保険診療の一部負担金に相当する額について、給付する制度であります。

給付対象世帯や内容は市町村により違いがありますが、本村では、給付額を自己負担分から1レセプト500円分を受給者負担金として除き給付しています。給付方法は、0歳～18歳までの乳幼児等は、給付額を除いた自己負担額だけ支払う現物給付方式、それ以外の障がい者やひとり親世帯等の対象の方は、一旦窓口でお支払いいただき、後日指定口座へ給付する償還払い方式となっております。

そのうち、今回長野県が定める補助対象について、給付額の1/2を市町村に補助していますが、議員からお話がありました、今年の4月から乳幼児等につきまして、外来通院について、これまで対象の上限が小学校就学前までだったのが、小学校3年生まで引き上げられました。令和3年度実績からの試算になりますが、今回の引き上げ対象者の給付額実績は約134万4,000円であるため、県補助金の増額はその半額の67万2,000円と見込みます。

一方、乳幼児等の1レセプト500円の受給者負担金を村で負担する場合は、約299万8,000円となりまして、今回の県補助金対象の引き上げにより受給者負担金をなくすことは難しい状況でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

4番目のお話の、国保税の軽減については、一定額以下の所得の世帯に対して減額を行っています。

村では政令の定める基準に従いまして減額しておりまして、軽減した分の保険税は県が3/4、村が1/4を負担して繰入れを行っています。また、保険税軽減の対象になった被保険者数に応じて繰入が認められている保険者支援分については、国が1/2、県と村がそれぞれ1/4ずつを負担して繰入れを行っています。

また、そのほかに、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するためということで、保険者の責に帰することができない、市町村の責任とは言えない特別な事情に対して交付税措置がなされておりますので、それを財政安定化支援事業分ということで一般会計から繰入れを行っています。

いずれも法定内繰入として認められているものであります。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再質問

2番 山浦 登 議員

それでは、3点再質問いたします。

昨年6月の私の均等割りを負担軽減についての一般質問の民生課長の答弁では、先ほど申しましたように、村独自の実施は他の健康保険加入者との均衡の観点からも慎重な対応が必要であり、村独自の実施は、他の健康保険加入者との均衡の観点からも慎重な対応が必要。子育て支援は、重要な施策であり国、県に要望していきたいと答弁されました。そこで3点再質問いたします

1点目は、他の健康保険加入者との均衡の観点からも慎重な対応をと答弁であります、均衡の観点からもう一つというのは、平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍という、いわゆる非常に不均衡な状態だというふうに考えます。その点では、やはり差急な改善が必要なのではないかというふうに思います。

2点目の子育て支援については、重要な施策であり国、県に要望していきたいとの答弁がありました。これは、子育て支援の関係ですので、ちょっと当初の質問と外れますけれども、関連していますので、これを国、県の方へ要望されたかどうか、お聞きします。

3点目は、法定内繰入は行っているということでありましてけれども、法定外の繰入れは行ったかど

うか。

以上、3点お伺いします。

議長（萩原由一）

日基村長。

（村長「日基正博」登壇）

村長（日基正博）

国、県への要望を行ったかと、その点についてお答えいたしますが、町村会等を通じて国、そしてまた県、特に18歳未満の子供の医療費の無償化については、県下でも約半数が高校までということですが、国県も全国の動向を見ながら、是非それと同じような支援策をとって欲しいということは、毎年要望事項として、重要な要望事項として要望をしております。

議長（萩原由一）

山寄民生課長。

（民生課長「山寄真澄」登壇）

民生課長（山寄真澄）

山浦議員の再質問について答弁いたします。

保険料の不均衡、国保の保険料と被用者保険の保険料ということであります。

山浦議員のおっしゃるように国民健康保険については、被用者保険のように半分を企業が支払う、そういう制度ではありません。ただし、医療費に係る給付費の半分は国で補助というか、補填をしているという、そういうような制度になっております。

その辺のところからも、この辺のところでは先ほど申し上げました他の医療保険との均等について、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

法定外繰入につきましては、木島平村国保につきましては、平成29年保険料の不足で70万円を法定外繰入して以降、法定外繰入は実施しておりません。

以上です。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

5. 村長の政治姿勢について

2番 山浦 登 議員

それでは、5点目の村長の政治姿勢について伺います。

3月議会ではロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議と世界平和実現のための要望書の2つを採択しました。世界平和実現のための要望書では、憲法9条を掲げる日本国民として、世界平和を希求すること、戦争放棄を世界に広めることは、世界唯一の被爆国として率先して取り組む使命であると世界平和に果たす9条の役割をうたっています。

しかし、この2月のロシアによるウクライナ侵攻に乗じて、憲法改正の声が一段と高まっているのが現実です。日本の最高法規であり、憲法の3つの基本の中の1つである平和主義に基づく憲法9条の規定は、日本の平和と周辺国や隣国の紛争回避や友好関係醸成に欠かすことができない法規であります。日本の将来と国民の安心安全を大きく左右する憲法改正が国政の場で議論されていますが、地方自治体の長としての村長の憲法第9条に対する考え方、政治姿勢を伺いたいと思います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい。それでは政治姿勢というか、憲法9条の解釈の取り扱いについてのご質問というふうに思いますが、日本の憲法第9条は世界に誇れるものというふうに思います。しかしその価値が本物となる高めるためにはやはり相手国などに憲法9条の日本9条と日本が国際平和を願う国だということを理解してもらうということが大前提になります。

ただ実際には、日本を仮想敵国としている国もあるということでもあります。今回のロシアによるウクライナ侵攻はいくつか教訓というか、改めて感じさせたのがいくつかあります。まず、戦争や紛争を回避するためにはやはり外交とか交渉が最優先だというふうにも思います。

しかし、交渉が全く通用しない国があるということ。そしてまた世界の国々が協調して戦争や紛争を解決しようとしても限界があるということ、そしてまた自国の国民が、自国の国民の生命や財産、領土を自国で自分たちで守ろうとする強い意志がなければ助けてくれる国はないということ。そういうことが教訓として残されたのかなと考えております。

まず日本が将来とも平和であり続けるためにはどうすればいいのか。それは国民にとっても最重要課題であり、議論すべきものと思います。憲法改正はその結果次第というふうに考えております。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再質問

2番 山浦 登 議員

それでは、再質問いたします。

憲法は、国民の権利、自由を守るために、国がやってはいけないこと、また、やるべきことについて国民が定めた最高法規です。国民の権利、自由を守るために国に縛りをかけるという役割をもっています。その点で法律と憲法とは、向いている方向が逆と考えることができます。また、憲法第10章最高法規の中の第99条では、天皇又は、摂政又は国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うとされています。日本の平和、国民の人権、生存権を守っている憲法を改正しようとしている現在の動き、主張をどのように考えられるか、再度伺います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、先ほど申し上げましたが、憲法はやはり国民の生命財産を守る最高法規であることは間違いありません。ただしそれは、国内での話であって、海外にそれが言ってみれば通用するかどうか、それが一番肝心な部分かというふうに思います。日本は戦争を放棄する、武力によっては紛争の解決はしないということでもあります、それは当然日本がそれに向けて戦争を仕掛けることもないことは、しないということを誓ったものでありますが、それでは攻めてきたときにどういうふうに守ればいいのか、それもしっかり併せて考えていかないと、国民の生命と財産を守ることにならないのではないかというふうに思います。

議長（萩原由一）

以上で、山浦 登 議員の質問は終わりにします。

（終了 午後 1時 37分）

議長（萩原由一）

ここで暫時休憩とします。

再開は、午後1時45分をお願いします。

（休憩 午後 1時 37分）

（再開 午後 1時 45分）

議長（萩原由一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 山崎栄喜 議員。

（「はい、議長。1番。」の声あり）

（1番 山崎栄喜 議員 登壇）

1. 観光施設の民営化について

1番 山崎栄喜 議員

発言を許されましたので、通告に基づき3項目について質問します。

最初に、観光施設の民営化について質問します。

本村には、スキー場やホテルをはじめとして観光施設が多くありますが、村はそのうちのスキー場やホテルパノラマランド木島平などの18施設を民営化する方針を示しました。

そして、広報きじま平4月号に折り込みチラシを入れ、5月2日には住民説明会を開催いたしました。しかし、この住民説明会は夜間の時間帯には開催されず、また出席者も少なかったと思います。

また、私はチラシや住民説明会での説明が十分だったとは言えないと感じ、村民に誤解を招いている点もあったと思います。

村にとって、大きな方針の変更であり、関係する村民も多くいます。交渉相手のある話であり、まだ条件等の決定はこれからということも十分承知をしていますが、一般質問の視聴者も大勢いますので、この機会を村民への説明の機会として捉えていただき、村は説明責任を十分に果たし、村民の皆さんによく理解していただく必要があるという思いから、次の点について村長に伺います。

1点目、民営化が必要な理由は何か。

2点目、民間譲渡に当たっての、現時点での村の基本的な方針、考え方は。

3点目、住民説明会で配布された資料の中に、公と民の役割の明確化を上げ、公の役割として事業者に対する後方支援として団体支援、事業支援等を謳っていますが、その具体的な内容は。

4点目、村が行っている木島平観光株式会社への出資金、貸付金、債務保証している借入金はどうなるのか。

5点目、今後の住民説明会の開催予定は。また、開催する場合に夜間の開催も必要ではないか。

以上、5点について質問します。

議長（萩原由一）

日暮村長。

（村長「日暮正博」登壇）

村長（日暮正博）

山崎議員の観光施設の民営化についてのご質問であります。1点目と2点目のご質問につきましては、山浦議員にお答えしたとおりであります。

いずれにしても、民営化によりまして村の財政負担が軽減され、他の施策に、人的にも財政的にも力を向けられることとなります。また、観光事業については、民間事業者の資力とノウハウが新たな展開を生むことで、地域活性化を目指していくものであることを、ご理解いただきたいと思います。

また、公と民の役割の明確化についてであります。事業者への後方支援の内容については、民営化後の観光施設の運営企業はもとより、地元の民間事業者や商工会等各種団体への新たな支援策や事業者支援が考えられます。

また、観光事業に関して具体的に言えば、PR事業や訪れた皆さんに不便を感じさせないような主要なアクセス道路の改良整備、交通インフラへの対応など、様々な施策への転換ができるようになると考えております。

4点目以降については、担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは、4点目、5点目のご質問について、お答えをいたします。

木島平観光株式会社への出資金、貸付金、損失補償はどうなるかということでございますけれども、現在、株の出資や村からの貸付金、損失補償の借入金の取扱いについては、今後の検討となるため現時点では決まっておられません。

5点目、今後の住民説明会の開催予定ですが、状況が変わり説明できることがあれば、夜の開催も含めて改めて予定していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

山崎栄喜 議員。

再質問

1番 山崎栄喜 議員

1点、再質問させていただきます。

後方支援として、道路改良等についての答弁がありましたが、リフトやホテル等の更新や修繕、これが必要となったときに、村はこれに対して助成を行う考えがあるのかどうかお聞きしたいと思っております。

また、企業誘致においては、固定資産税の減免を行う市町村もありますが、今回の件について減免を行う考えがあるのかどうかお尋ねしたいと思っております。

以上、お答えいただきたいと思います。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、施設等への村の補助金等の予定であります。

基本的には民営化を進めていく段階で、これからの施設への投資については民間の事業者をお願いをしていきたいと考えております。

それと、次の固定資産税の減免のお話であります。現在、これから民間事業者の方とお話をしていく中で、そういったお話にもなる可能性は無いとは言い切れませんので、その辺も条件の中に入れていきたいと思っておりますが、基本的には施設を譲渡をしていくという基本的な考えのもと、固定資産税についてはできれば事業者の方にお支払いをいただけるように基本的には考えていきたい、いければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

山崎栄喜 議員。

2. 人口減少対策について

1番 山崎栄喜 議員

2項目目の質問、人口減少対策について質問します。

近年の人口減少傾向は著しいものがあり、平成27年に作成された木島平村人口ビジョンによると、平成22年に4,939人いた村の人口は、令和22年には38.8%減の3,023人に、さらに令和42年には61.2%減の1,916人へと大きく減少する見込みであります。

人口減少は、村内に働く場所が少ないことや豪雪地帯であることなど、さまざまな要因があると思いますが、大変深刻な問題であります。

村もいろいろと対策を講じてはいますが、十分とは言えないと思います。そこで、より思い切った対策が必要と考えます。

次の点について村長と教育長に伺います。

1点目、中野市では、子育て支援対策として他市町村から移住してきた1歳未満の乳幼児に2万円、1歳以上2歳未満児に1万円を支給しています。本村も対象者や金額を拡大した補助制度を設けてはどうか。

2点目、先日、ある地方紙に、空き家100均で販売という記事が掲載をされました。所有者が手放したがっているのに、売れない空き家を100円もしくは100万円で売るものであります。本村にも空き家バンク制度がありますが、建物が古いために空き家バンクへの登録を控えている空き家も多いと思います。また、十分に管理されていないと思われる空き家も多く存在しています。それを売却できれば将来的な廃屋対策だけでなく、移住推進にもつながると思います。本村でも取り組む考えはないか。

3点目、他市町村では、学校給食費の補助制度を設けているところがあります。学校給食法では給食材料費は保護者負担となっていますが、子育て世帯の支援策として本村でも行う考えはないか。

4点目、豪雪地における除・排雪は、経済的に重く、高齢化社会を迎えて労力的にもきついものがあります。村民の負担軽減のため、除雪機購入に対する補助制度を設けてはどうか。

以上、4点について質問します。

議長（萩原由一）

日碁村長。

(村長「日碁正博」登壇)

村長（日碁正博）

それでは、人口減少対策についてのご質問であります。

人口減少対策は全国的な問題でありまして、社会全体で喫緊に取り組まなければならない重要な課

題であるということは申し上げるまでもありません。

少子化対策、子育て支援対策に係わる補助金等の給付はいろいろな場面で考えられますが、実際に村に住んでいる子どもたちや子育て世帯への支援策にポイントを捉えて、底上げをしていくことが重要と考えており、外から見て魅力に感じてもらえるようにするのも、一つではないかと考えております。

学校給食は、給食材料費の部分を給食費として、保護者の皆様に納めていただいております。近年の物価上昇等によりまして現行の給食費で維持するのが難しくなっている状況であり、今後、給食費の改定の検討の際に公費負担についても考えていきたいと思っております。

また、議員のご指摘のとおり、空き家対策については、空き家対策における移住推進についてであります。空き家の売買に結び付ける取組みの一つと理解しております。益々進む情報化社会を通して、多様な移住者を呼び込むには有効な手段の一つだと理解しております。

村の空き家バンクでも 100 万円台の空き家がありますが、水回りなど改修に多額の経費が掛かるため、子育て世帯などには結び付かないといったケースもあります。100 円の空き家については維持管理費と解体費用など特別な事情があるものと思いますが、参考事例として検討してまいります。

移住面から捉えますと、多様な移住者を呼び込む効果や、行政が把握できない空き家を流動化させるための方法としては有効かと思っております。

村のように、土地価格が安い地域などでも有効かどうか、どのようなニーズにマッチしていくのか、様子を見たいと考えております。

補助制度の拡充や創設についてのご質問については、それぞれ担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

島崎子育て支援課長。

（子育て支援課長「島崎かおり」登壇）

子育て支援課長（島崎かおり）

村長の答弁に補足しまして、山崎議員の移住者への補助制度の拡充について、学校給食費への補助制度について、この2点のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の移住者への補助制度の拡充についてでございますが、今年度、村では子どもの成長を祝い、子育てに係る経済の負担軽減や、子育てしやすい環境を図るため、子育て支援策の新規事業として、小学校1年生を対象とした入学祝金一人10万円や、第3子以降のお子さんが生れた世帯に多子出産祝金として一人20万円を支給する取組を行っております。

移住をされた乳幼児等への補助金制度について中野市の取組をご紹介いただきましたが、そういった取組も参考にしながら、まずは課題となっていることを捉え、そのためにどうすれば良いか、これから立ち上げる庁内プロジェクトチームなどで検討していきたいと考えております。

続きまして、学校給食費の補助制度のご質問にお答えいたします。

学校給食に係る食材費の負担については、ご質問のとおり学校給食法第11条に規定されており、食材費は保護者負担とし、給食の実施に必要な施設整備費、修繕費、給食に従事する人件費は学校設置者の負担とされております。

村の給食費は、小学校では1食当たりの単価が250円で月額5,000円、中学校は1食当たりの単価が285円で月額5,700円となっており、平成27年度から7年間据え置いております。安心安全な食材を使用し、栄養バランスのとれた美味しい給食を提供するためには、保護者の皆様からの給食費の納入が不可欠であります。

村の給食費は県下の平均より安い状況の中、近年の物価の上昇により学校給食センターでは、献立や食材の工夫等やりくりをしながら、美味しい給食の提供に努めているところですが、現行の給食費では献立の質や児童生徒に必要な栄養価のある給食の提供が難しくなっており、給食費の改定に向けて取り組まなければならない時期にきております。

今後、給食費の改定に向けて検討する際には、保護者負担を基本としつつ学校給食費への村の公費負担については、近隣の状況を確認しながら検討してまいりたいと考えます。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは、4点目の除雪機購入に対する補助制度について、お答えいたしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、冬季間の除排雪作業は、経済的にも身体的にも全ての村民の皆様の大きな負担となっております。

豪雪地における除排雪の負担は、移住定住を推進するうえで大きなハードルであることは事実であり、これらが軽減されることにより、結果として人口減少対策につながると認識しております。

除雪機購入の補助制度は、区や団体等への共同利用、共同管理を前提に想定することができますが、具体的なお相談があれば検討してまいりたいと考えています。

補助制度については、村の補助ではなく、助成事業等の活用支援などを基本に検討をしてまいりたいと考えています。

議長（萩原由一）

山崎栄喜 議員。

再質問

1番 山崎栄喜 議員

再質問させていただきます。

1点目、移住された乳幼児等への補助金制度についてであります。これから立ち上げる庁内プロジェクトチームなどで検討していきたいという答弁でありましたが、このプロジェクトチームの設置については、昨年の11月から検討されているというふうに伺っています。それから半年以上経過しているわけでございまして、遅々として進んでいないというふうに私は捉えております。そこでこのプロジェクトチームはいつまでに立ち上げ、そして、いつまでに結論をお出しになるのか、スケジュールについてお伺いしたいと思います。

2点目に、学校給食費の補助に関してであります。ロシアによるウクライナ侵攻などの影響などがあって、多くの食材が値上げされており、児童生徒の健全育成と保護者負担の軽減のために補助というような考え方がありますが、それも必要だというふうには思いますが、私は、この質問の根底は、人口の減少対策ということで銘を打っているわけでございまして、その中の一つの質問であるわけがあります。そういうことから、私は子育て世帯の支援策、それから、定住促進対策として補助を行ったかどうかということで、尋ねているわけがあります。私の舌足らずの面もありますが、私の意図するところとはちょっと答弁が違いますので、もう一度お答えをいただきたいと思います。

3点目に、除雪機購入に対して、助成を行っている一般財団法人があるということは私も存じ上げているところではありますが、では、お聞きしますが、これは申請をすれば採択になるものなのでしょうか。1年間に採択を見込まれる件数についてお伺いしたいと思います。

また、私もこの質問通告後に新聞報道で知ることになりましたが、山ノ内町では今議会に家庭用除雪機の購入に対して、購入費用の4分の1以内、15万円を上限として補助をおこなうという予算案を提出したそうであります。

除雪機を使用する時間、これは早朝や夕方などが中心であり、各世帯ほぼ同じ時間帯になるわけがあります。仮に区に1台2台、すでにお持ちの皆さんあるかと思いますが、なかなか同じ時間とい

う中で、現実的には難しい面があるだろうと私は思います。

そういう先進事例もあるわけでございまして、先ほどの答弁でもありましたが、これは雪国の大きなハンデなのですよね。移住定住対策を進めるという事においては、非常に大きな問題と捉えております。さりとて、私も予算のバラマキについては、基本的には好きではありませんので、それなら、低所得者に限って助成するとか、村は現時点では、村の補助制度は考えていないという答弁であります。もう一度お考え直しいただければというように、お願いを申し上げるわけであります。

以上、3点について伺います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい。何点かありましたが、給食についての私の考え方をお答えさせていただきます。

今回、エネルギー価格の上昇そしてまた食材価格の高騰によりまして、とりあえず緊急的な措置として、給食費に公費を入れたいというふうに考えておりますが、それ以後の給食費の改定につきましては、ただ単に私の方の答弁もちょっと悪かったかもしれませんが、ただ単に食材費高騰だけを理由にしているじゃなくて、公費負担については、子育て支援の立場も含めて、どういう形で負担していくのか、考えていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（萩原由一）

島崎子育て支援課長。

（子育て支援課長「島崎かおり」登壇）

子育て支援課長（島崎かおり）

それでは山崎栄喜議員の再質問にお答えします。

プロジェクトチームの発足と、いつまでに結論を出すのかというご質問でございます。

3月の議会の一般質問の際に、私の方からプロジェクトチーム、4月以降に立ち上げたいというお答えをしております。

プロジェクトチームにつきましてはこのほど、メンバーを決定いたしまして、今後会議を開催し、少子化や子育てにおいて課題となっていることを捉えて検討してまいりたいと思っております。

いつまでに結論というお話でございますが、ここではちょっと検討の内容にもよりますので、スケジュール感を持って、早めに対応できるように、スケジュール感を持って検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは再質問について、除雪費の補助についてお答えしたいと思います。

まず、助成事業の活用でございます。

申請した場合、採択はどうかという内容でございますが、これについてはこれまでの事業同様でございます。考えられるのはコミュニティ助成事業でございまして、これに申請した場合、採択がどうかというのは現時点不透明でございます。ただ、これまでの状況の中では、村としては一

つ、今年度は2事業がコミュニティ事業と県の事業を併用して、採択になっております。コミュニティ事業等につきましては、こういったいろんな分野がございますので、そのどこに該当するかも含めて、確認する必要がありますし、現時点、採択については、確約できることはできないと、というふうに考えてございます。

また、除雪機へのいわゆる補助でございます。山ノ内の事例がございましたが、村として、例えば移住者へするのか、それとも低所得者の方へするのか、もしくは全村民の方を対象にするのか、そういった多くの課題が考えられます。こういった補助については、慎重に検討してまいりますし、実施に向けては実施計画の中でも確認していくと。ただ厳しい財源の中で進める事業と認識しておりますので、どこまでできるかについては今後の確認、検討の中で調整、継承をしてまいりたいというふうに思います。

議長（萩原由一）

山崎栄喜 議員。

1番 山崎栄喜 議員

3. 地域おこし協力隊と集落支援員について

3項目目の質問、地域おこし協力隊と集落支援員について質問します。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住促進を図る取組であります。国から特別交付税の財源措置もあり、令和3年度には全国で6,000名以上の隊員が活動し、その任期終了後、およそ65%と、およそ3人に2人が定住していることとなります。

そして、隊員や任期終了後2年以内の隊員の起業、事業承継に要する経費として上限100万円の補助や、任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費に対して2分の1の助成があります。

集落支援員は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回や状況把握等を実施するものといい、全国で4,000人以上が配置され、これにも特別交付税措置があります。

具体的な取組としては、集落点検の実施、集落の在り方についての話し合いを通じ、都市から地方への移住、交流の推進、特産品を生かした地域おこし、集落の自主的活動への支援等必要な施策を実施することとなっています。

本村にも委嘱した隊員が多くいますが、次の点について村長に伺います。

1点目、地域おこし協力隊および集落支援員の過去5年間の委嘱者数と活動内容について、お願いしたいと思います。

2点目、地域おこし協力隊および任期終了後の隊員の起業の状況と定住率はどのくらいか。

3点目、集落支援員の集落の巡回と状況把握等の状況は。

4点目、地域おこし協力隊と集落支援員の活動が、役場などの事務補助が中心のように感じられます。地域おこし協力隊にあっては起業と定住という本来の目的に従い、村の産業振興や人口増、村の活性化に、集落支援員については、集落の活性化など、いずれも将来につながる隊員の募集に改めるべきだと思っておりますがどうか。

以上、4点について質問します。

議長（萩原由一）

日墓村長。

(村長「日墓正博」登壇)

村長（日臺正博）

それでは、地域おこし協力隊と、集落支援員のご質問であります。

地域おこし協力隊につきましては、平成 22 年から、そして、集落支援員につきましては、平成 29 年度から活動していただいております。

それぞれの目的や財政措置等については、議員がご指摘のとおりであります。

地域おこし協力隊については、募集時の業務内容を理解していただいたうえで、応募いただいた方を採用し、活動していただいております。創業や就業に向けた業務や、活動内容の変更要望等あれば柔軟に対応していく考えであります。村としても、任期終了後、村への定住をいただけるよう期待しております。

また、集落支援員の方については、村全体を集落として捉え、課題解決や産業振興に取り組んでいただく方を村が直接委嘱し、活動していただいております。

各地区の集落での活性化などを担う協力隊や、集落支援員の要望等については、個別に相談をさせていただいて、対応したいと考えております。

個々ご質問について、総務課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは、地域おこし協力隊及び集落支援員に関する 4 点のご質問について、お答えいたします。

まず、過去 5 年間の委嘱者数と活動内容についてでございます。

地域おこし協力隊員の平成30年度以降の委嘱人数については 8 人で、活動内容は、1 人が村内文化財の整理保護業務、その他 7 人については観光振興業務に就いていただいております。集落支援員の平成30年度以降の委嘱人数については、15 人でございまして、活動内容は、そば振興、荒廃地対策等を含めて 4 人、地域福祉 6 人、集落振興 2 人、観光振興 3 人となっております。

次に、2 点目の地域おこし協力隊の任期終了後の起業の状況と、定住率でございます。地域おこし協力隊の起業については、現在こちらの方で把握している中では、起業をした隊員はないと考えております。また、定住については、平成30年度以降で 2 人、25%の方が定住してございます。当初からとなりますと、4 人となりまして、22%の定住を確認してございます。

3 点目の集落支援員の集落の巡回と状況把握等についてでございます。

地域福祉を担う支援員については、社会福祉協議会の行う、いきいき広場や筋力維持のための教室に参加し、各集落の高齢者世帯や独居高齢者の状況把握に努めてございます。

また、そば振興に当たっては、村内農地の耕作状況を把握するため地域を巡回し、耕作放棄地となりそうな圃場について、担い手が耕作できるものは担い手に、条件の悪い圃場については、農業振興公社で栽培するなど、耕作放棄地の発生防止について活動をしていただいております。

観光振興では、村内を周遊しながら地域資源の再発掘を行い、新たな観光ルートや体験プログラムの企画開発を行っていただいております。

集落振興では、移住希望者と地域とのマッチングや入居可能な空き家の把握を行うとともに、下高井農林高校との連携事業を行いながら地域の若い人材が、将来にわたってこの地域で暮らしていけるよう、活動を進めていただいております。

4 点目の地域おこし協力隊員にあつては起業等定住という本来の目的に従い、村の産業振興や人口増、村の活性化にと。それから集落支援員については、将来につながる隊員の募集に改めるべきではないというご質問でございます。

地域おこし協力隊につきましては、担当業務を明記させていただいておりますが、令和4年度から新規採用している隊員3人については、担当部署と相談のうえ、本業務に支障が出ない範囲で副業を認めております。また、任期中もしくは任期後起業する場合の支援については、議員ご指摘のとおりでございます。

集落支援員については、村全体を集落と位置づけ、大きな課題となっている耕作放棄地対策やそば振興、地域福祉対策、観光振興や集落振興などに取り組んでいただいております。本来の集落支援員の在り方と乖離したものではないと認識しております。

議長（萩原由一）

山崎栄喜 議員。

再質問

1番 山崎栄喜 議員

再質問させていただきます。

答弁をいただきましたが、やはり聞いていると国が目指す方向とずれがあるのではなかろうかと感じられました。地域おこし協力隊について、本村では起業をした隊員はいなく、定住率も低いということで残念に思っております。

この制度は、使い方によっては、移住促進や地域振興が図られると思います。

答弁では、副業も認めるということでしたが、中野市では、新規就農を目的とした地域おこし協力隊を募集して、給料をもらいながら農業技術を学ばすとうたっています。ご存知かどうか知りませんが、私がインターネットで調べたところそんな例がございます。

本村でも、起業と定住という隊員にとっても村にとっても将来的に希望が持てる、そんな募集ができないかどうかということで、中野市の例も申し上げたわけですが、募集の段階で事業計画書を出していただくなり、もうちょっと舵を違う方面に切っていただく必要があるのではなかろうかというふうに感じました。

また、集落支援員について質問でも申し上げたとおり、集落点検の実施や集落の在り方についての話し合いを通じてということでございます。

そこで、各区の区長さんに要望をお聞きするお考えがとおりかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは再質問の中の集落支援員の関係についてお答えします。

集落支援員については、議員ご指摘のとおりの内容でございますし、村長の答弁にもあったとおり、各集落で必要な支援員等の配置が必要であるというものがあれば、個別に相談はしたいというふうに考えてございます。

なお、ご質問いただきました、区長さんへの調査、確認的な内容になるかと思いますが、その辺については今後検討してまいりたいというふうに思いますし、その前であっても各区から支援員の要請等がございましたら、相談は受けていきたいというふうに考えております。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは私の方から、地域おこし協力隊の柔軟な採用対応についてということでお答えをいたします。

先ほど山崎議員の方から、中野市の例を挙げていただきまして、柔軟な多様な取組採用といったご提案もいただきました。

今年度、村の中では観光分野に3人の協力隊を採用いたしました。

これについては、募集の段階で将来的な起業と定住を想定しまして、副業を可としました。その分勤務の状況も週3.5日ということで、できるだけ副業に取り組みやすいような形で柔軟さを持って対応してきております。4月から村外で3人採用して活動していただいております。今後、活動が目に見えてくると期待をしているところであります。

協力隊については、議員ご指摘のとおり、地域の課題に応じて柔軟に最終的には地域で起業をしていただいて、定住をしていただくのは最終的な目標だと思っておりますので、今後も地域の課題に応じて柔軟に対応していければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

以上で、山崎栄喜 議員の質問は終わります。

（終了 午後 2時 30分）

議長（萩原由一）

ここで、暫時休憩とします。

再開は、2時40分をお願いします。

（休憩 午後 2時 30分）

（再開 午後 2時 40分）

議長（萩原由一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 勝山 卓 議員。

（「はい、議長。6番。」の声あり）

（6番 勝山 卓 議員 登壇）

1. 観光施設民営化について

6番 勝山 卓 議員

それでは、議長から発言を許されましたので、通告に基づきまして、3項目の質問に入らせていただきます。

よろしく願いいたします。

最初の質問ですが、観光施設民営化についてお伺いをしたいというふうに思います。

村は、平成29年3月、公共施設等総合管理計画を策定し、令和4年3月、見直し改定を行い、施設の長寿命化、更新対策に必要な費用、将来にわたっての施設の維持管理費に伴う財政負担等に基づき、18観光施設の民間への譲渡方針が示されました。

観光施設の民営化方針の新聞記事報道もあり、村民の関心が一気に高まったわけではありますが、3月の議会的一般質問や、村では4月は広報の折り込みチラシの配布、5月2日には住民説明会が開催され、観光施設民営化についての説明が開催されてきたところであります。

そこで7点について質問申し上げますので、よろしく願いしたいと思います。

1点目ですが、3月議会以降、民営化に向け見直しや内容が変更になった点はあるか。

確認であります。観光施設の民営化については18施設としているわけですが、土地についてはですね、どういう考えでいるのか、お考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

2点目。民間譲渡対象施設の18観光施設としたわけですが、民営化に向けた考え方があるのか。お伺いをしたいというふうに思います。

3点目。3月議会以後、事業進展があったのか、進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

4点目。民営化を進めるにあたり、一番の課題は何なのか。お伺いをしたいと思います。

5点目。譲渡目標を10月としているわけですが、譲渡先の考えについて、お伺いをしたいというふうに思います。

6点目。譲渡先が何らかの理由で事業継続ができず、事業の撤退、停止、又は売却をすることを防止する対策の考えがあるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

7点目。3月の一般質問で民営化ができなかった場合について、このまま村の施設として維持管理をしていくことは難しいとし、施設事業の中止、停止も考えていく必要があると答弁されているわけですが、住民説明会では、事業継続の方針が示されました。

危機的な状況がある中で、今回、村からの経営支援金を最後としたい旨のお話があったわけですが、財政支援ができない中で、事業継続は厳しいものではないかと、こんなように思うわけですが、その点について、お伺いをしたいというふうに思います。

前段、2名の方から質問は同じような質問も重複して説明あるかと思いますが、よろしくお伺いをしたいと思います。

以上です。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

勝山議員の観光施設の民営化についてのご質問ですが、まず、民営化に向けた考え方、進捗状況については、山浦議員、山崎議員にお答えしたとおりであり、3月議会以降、具体的に事業者選定に向けて進めているところであります。

4点目の課題という事についてであります。一番の大きな課題は、木島平観光(株)の経営状況から、民営化に向けて準備の時間的余裕が少ないということ。そしてまた、民営化に転換するという点で、行政が所有、管理してきました施設、そして、それを第三セクターで運営してきたことから、皆さんに民営化に向け、民営化に転換することの理解をいただくことが一番大きな課題と考えております。それは木島平村の観光がどちらかというと行政主体で来た経過があり、それを転換していくことは大きな課題だと考えております。

山崎議員にもお答えしましたとおり、民営化によりまして村の財政負担が軽減され、他の施策に、人的にも財政的にも力を向けられることになり、観光事業については、民間事業者の資金力とノウハウが新たな展開を生むことで、地域活性化を目指していくものであることを、ご理解いただきたいと思います。

また、最後の質問の、3月議会で事業の中止、停止もと示し、説明会では、スキー場については継続するといった件ですが、スキー場は、そこで働く宿泊業者等を行う事業者の皆さんが多いことから、すぐに中止はできないということであり、現状のままでは将来的な継続は難しいと考えております。

しかしながら、馬曲温泉、やまびこの丘公園については、木島平観光(株)の厳しい経営状況を考えると、最悪のことを想定していかなければいけないことには変わりはないことは、ご理解をいただ

きたいと思います。

いずれにしても、早期に民営化が実現できるよう進めてまいりたいと思います。しかしながら、相手のあることでありますので、段階的に移行も想定せざるを得ないことはご理解をいただきたいと思います。

以降のご質問については、担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは、村長の答弁に補足をいたしまして、お答えをいたします。

2点目であります。18観光施設としたが、土地はどう考えるのかというご質問でございましたが、方針としましては、18施設という形でお示しをしております。民営化の考え方にあたりまして、民間事業者の方が土地をどう判断されるかということも一つのこれからの交渉の内容となってきております。村とすれば、有効に土地も活用していただけるのであればということで、すり合わせ等を行う中で検討していきたいと考えております。

5点目のご質問の譲渡目標を10月としているが、譲渡先の考え方はということであります。

今後の事業者選定やすり合わせ、交渉等の中でできるだけ早く移行できるようお願いをしてまいりたいと思っております。

6点目でありますけれども、譲渡先が事業の撤退又は売却することを防止する対策はあるかというご質問でございますけれども、基本的には事業者選定に至る段階で、できる限り事業継続ができる事業者を選定することがまず重要と考えております。また、契約の段階で、一定期間は土地など事業の使用用途指定ができる、すなわち、違う事業に使われないような約束が可能なのかも含めて、相談をしていければと考えておりますので、お願いをいたします。

議長（萩原由一）

勝山 卓 議員。

再質問

6番 勝山 卓 議員

それでは再質問をお願いしたいと思いますが、民間譲渡の対象施設を4施設、木島平スキー場、やまびこの丘公園、パノラマランド木島平、馬曲温泉としているわけですが、譲渡等今回話の中でですね、譲渡施設はどういった状況なのか、また、他の施設の民営化を今後どう進めていくのか、お願いをしたいというふうに思います。

それから2点目ですが、観光（株）の民営化に向けて時間的な余裕が難しいというような話があったわけですが、最悪ですね、施設の民間譲渡を先行して、観光株式会社の民営化が遅れるというような状況も考えられるのか、その辺の考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは3点の再質問についてお答えをいたします。

まず、状況ということでございます。先ほど山崎議員、山浦議員の中にもお話をさせていただきましたが、いくつかご興味を示していただいているところもございますので、今いろんなお話を聞きながら、今後具体的に選定をしていきたいというところでございます。

もう一つ、他の施設をどう進めていくのかということでございますが、これは馬曲温泉とやまびこの丘公園という考え方でよろしいでしょうか。

具体的には4施設の民営化の方針を示しているところでございますけれども、やはり相手先のあることですので、どういった施設であれば先に可能なのか、一つでいいよとか、四つ全部いいよっていう企業の中にはあるかどうかは今後の話になりますけれども、可能なところから民営化を進めていくのがやはり得策だと考えております。

あと、時間的な余裕がない中で第三セクターの扱いということでございますが、基本的には施設を民営化するということになると、第三セクターを継続していくというのはなかなか難しい話になると思いますので、形とすれば同時ということになりますが、場合によっては会社の譲渡が先行する可能性もあるということはお含みをいただければと思います。いずれにしましても、施設の譲渡と会社の民営化といいますか、会社の譲渡を同時に進めていくという基本的な考え方については変わりがないということで、ご理解をお願いいたします。

議長（萩原由一）

勝山 卓 議員。

再々質問

6番 勝山 卓 議員

方針が判ったわけですが、先ほど質問したのは最悪の場合ということで、施設の民間譲渡、それから観光株式会社の民営化、これは別々に切り離さないと、そういうことで確認ですが、進めていくということでいいんですかね。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは、再々質問でございます。

基本的な考え方については、施設と第三セクターの民営化を完全に民営化をしていくという、考え方なんですけれども、場合によっては少し時期がずれるといったような場合もあるということは想定をしながら、できるだけ早いスケジュールで考えていきたいというふうに思っております。

議長（萩原由一）

勝山 卓 議員。

2. 貸付金にかかる債権管理について

6番 勝山 卓 議員

それでは次の質問に入りますが、貸付に係る債権管理についてお伺いをしたいと思います。

第三セクター木島平観光株式会社は、寡雪、新型コロナウイルスの感染拡大長期化の影響から経営状況が急激に悪化したわけでありますが、そのためにですね、資本勘定がマイナスとなる債務超過に至っておるわけであります。

令和3年度、30期もですね、赤字決算予想の報告があり、4期連続の赤字となるわけでありましたが、経営財務状況はかなり厳しく、会社の存続が危ぶまれる深刻な状況にあるわけでありまして。このような状況にあって、村では観光施設の民営化方針が示され、施設の民間譲渡、観光株式会社の民営化の検討が進められていることから、3月議会で観光株式会社の資金ショート、運転資金等と借入金の返済対策として経営支援金5,000万円の補正予算が可決をされたわけでありまして。

この経営資金5,000万円の算出根拠としてについては、村からの借入金の元金返済を前提とした800万円が含まれているという説明があったわけでありまして。

村からの経営支援金が観光株式会社3月10日に3,000万円交付され、3月29日の議会の全員協議会での質問に対し、償還日の3月25日の返済がされておらず、村は了承した旨の説明があったわけでありまして。

公正公平の観点からと、支援金ですね使用目的、使途及び債務管理を村はどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

借入金に係る債務の管理についてという事でありまして。

ご質問の返済金につきましては、平成28年に村が4,000万円を木島平観光㈱へ運営資金として貸し付けしたものを、今年の3月25日に返済を予定していたものであります。

今回、コロナ禍によります観光施設指定管理者であります木島平観光（株）の運営補助金として、5,000万円の運営補助金を交付し、指摘のありました返済金が返済日に返済されなかったことについてですが、木島平観光㈱の経営状況については、団体のキャンセルが続くホテルの収入が見込めない中、スキー場の売上が頼りの状況の中で、今月の時点で支払の見込みができなかったこともあり、支払期限の先送りを依頼されたものであります。

村としては、返済日に利子の支払いをお願いし、用途が付き次第返済をとということで、4月25日に返済をしてもらっております。

経営状況が厳しい中での運営で、そのような判断をさせていただきましたが、目的外使用という事には当たらないと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一）

勝山 卓 議員。

再質問

6番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思います。議論の結果としてですね償還金が返済することになって、説明がありましたように、4月15日、残りの経営資金2,000万円が交付されて、4月25日に償還がされたわけでありまして。

返したからそれでいいという問題ではなくてですね、決めたことはきちんとやってもらう、守ってもらう、その基本的な対応を村はされなかったわけでありまして。

今の答弁の中で、当初の内容とは異なる点が若干ありますが、依頼された内容を聞いているのではなくてですね、村民と信頼を共感しそれが信頼関係を築いていくものと思っておりますので、村としてですね、先ほど言いましたように、公平かつ適正な公正な観点、それから経営支援金の使用外目的の方法、それから債権管理についての、3点についての考え方を聞いているので、再度お願いしたい

というふうに思います。

2点目。村は経営資金、経営支援金の使途、それから資金の資金繰りについて、内容審査をし交付決定をしているわけでありますが、経営支援金を交付したにもかかわらず、答弁ではですね、先ほど言いましたように、3月の時点で償還見込みが出来なかったということでありますが、交付の仕方に問題があったのか、また、村でその調査確認をしてきたのか、お伺いをしたいと思います。

それから3点目。

村のコンプライアンスと、内部統制については疑問を感じるわけであります。村には、木島平村債権管理条例があって、債権管理条例施行規則、それから補助金等交付規則、今回の第3セクター経営支援金交付要領、それから長期貸付金貸付要領等があるわけでありますが、村の組織の中にですね今回の事例について、異議を唱える人がいなかったのかなというふうにちょっと感じるわけであります。一つにはやっぱり内部統制が取れてないこと。二つ目はやっぱりコンプライアンスが守られていないんじゃないかなというふうに感じます。それからそのことについて、今後の対応も含めてですね、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから4点目。債権者は村長であるわけであります。村の債権管理条例の中で、村長の責務として、村長は村の債権の適正な保全と、及び徴収に努めなければならないと定めております。債務者は観光株式会社代表取締役社長、つまり村長であるわけであります。そこにそれぞれの立場に対する甘えがみえるようになってはまずいわけであります。その辺についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

5点目。今回の経営支援金で観光株式会社は決算で5,000万円の赤字の圧縮が出来たわけであります。また、長期借入金も800万円減少し、大きな効果をもたらしたわけでありますが、返済が遅れたためにですね、貸付要領によると、10%の違約金が発生すると、いうふうになっているわけであります。約1ヶ月間、800万円が遅れたわけでありますので、計算しますとですね約6万8,000円ほど違約金が発生すると、延滞利息が発生すると、こういうことであります。

結果ですね、支援金を無駄に使ったっていうような形になるんじゃないかなと、こんなふうに思うわけであります。村としての考え方はどうなのか、お伺いをしたいと思います。費用の削減はもう図っている中でのこういったことであります。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

勝山議員の再質問であります。大変質問項目が増えましたが、全て含めていずれにしても2月3月4月ってのは観光（株）にとっては一番の収入を得る時期でもあります。また、支出も多い時期ということで、中々見通しが立たない状況でありました。その中で大変苦労したわけでありますが、最終的には私の判断ということでもありますので、その辺はご了承いただき、お詫び申し上げたいというふうに思います。それから、前々から申し上げている通り、やはり村が出資している三セク等の代表とそれぞれの自治体の首長が同じというのはやはりまずいということは再三申し上げてきたわけでありますが、それが未だに解消できなかったについても、それについてはお詫び申し上げたいというふうに思います。

議長（萩原由一）

勝山 卓 議員。

3. 「ファームス木島平」の運営改善計画について

6番 勝山 卓 議員

それでは、最後の質問であります。ファーム木島平の運営改善計画について、お伺いをしたいと思います。

昨年11月に令和5年度オープンに向けた運営改善方針の説明がされたわけですが、異論が相次いだわけがあります。

そこで次の点についてお伺いをしたいと思います。

1点目。計画変更があるのかどうなのか。

2点目。現在どのような状況で取り組まれているのか。

3点目。施設のあり方を再検討し、事業の見直しについてもですね、必要だというふうに思いますが、考えがあるようでしたら、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上3点お願いします。

議長（萩原由一）

ここで暫時休憩とします。

（休憩 午後 3時 04分）

（再開 午後 3時 06分）

議長（萩原由一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

勝山議員の、ファームス木島平の運営改善計画についてのご質問であります。

道の駅の改善方針については、意欲と能力のある民間事業者による施設運営を基本として、直売や飲食を始めとした各種事業により、収益や雇用を生み出し、木島平村全体の活性化を牽引する道の駅運営を目指し、運営改善方針の案を検討してきたところであります。

今年度については、屋根改修に係る設計費等を予定しておりますが、長年にわたる課題を根本的に解決するため、多くのご意見を聴取しながら、抜本的な見直しも視野に入れた方針として検討していきたいと考えております。

また、観光施設の民営化により、道の駅を取り巻く環境も大きく変化することが予想されるため、施設の運営改善に向けての市場性の有無や実現可能性の把握など、必要な機能やアイデアについての提案を広く民間から聴取することも想定としていきたいと考えておりますので、進め方についてはまた改めてご相談をしていきたいと考えております。

議長（萩原由一）

勝山 卓 議員。

再質問

6番 勝山 卓 議員

その屋根の関係だとか、色々な課題が多くあるわけがあります。この点についてですね、新たに検討するというようなことの解釈で、それでよろしいのか。一旦、今までの提案された案件が白紙として見ていいのか、それについてお伺いをします。

議長（萩原由一）

湯本産業企画室長。

(産業企画室長「湯本寿男」登壇)

産業企画室長（湯本寿男）

それでは、再質問についてお答えをいたします。

今まで改善計画の方針を出させていただきましたが、全く白紙にするという予定ではございません。

現時点で一番大きな課題はやはり老朽化した屋根改修の話と、あと事業実施にあたっての補助金導入をしておりますので、そういった補助金の返還のお話が、2つ大きな課題がございます。

制度導入、事業導入後7年経過をしてきた状況で、やはり今後修繕をした際の、また再修繕の話とか懸念がありますので、そういった課題も改めて再検討させていただいて、民間の方の意見も聞きながら再度方針を練り直していきたいというふうに考えております。今後、具体的な方策についてはまた改めてご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（萩原由一）

以上で、勝山 卓 議員の質問は終わります。

(終了 午後 3時 09分)

議長（萩原由一）

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

(散会 午後 3時 10分)

令和4年6月第2回 木島平村議会定例会
《第3日目 令和4年6月9日 午前10時00分 開議》

議長（萩原由一）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順番については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

5番、丸山邦久 議員。

（「はい、議長。5番。」の声あり）

（5番 丸山邦久 議員 登壇）

1. 地域活性化起業人について

5番 丸山邦久 議員

それでは質問を許可されましたので3項目にわたって質問をさせていただきます。

1項目目、地域活性化起業人についてであります。令和3年度から本村は地域活性化起業人、長いので以下「起業人」とさせていただきます。起業人を受け入れています。令和4年度で2年目になりますが起業人の活動が見えてきているように思えません。総務省の説明では「自治体のメリットとしては民間企業で培われた専門知識・業務経験・人脈やノウハウを活用して外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら地域の取組を展開できる」としてあります。が、しかし少なくともスピード感覚は全く感じられないわけであります。

むしろ協定期間の3年を目いっぱい使って、必要以上にゆっくり仕事をしているようにさえ見えます。

それもこれも起業人の活動が見えてこないことが原因ではないのかと考えます。

そこで、起業人の取組について具体的にどうなっているのか説明を求めるものであります。

質問1点目、起業人を受け入れた村の目的は何でしょうか。

2点目、年間760万円、この中には事業委託費100万円が含まれますので、協定会社への負担金、報酬と考えて良いと考えますが660万円、今年度で合計1,520万円支払われることになりましたが、この金額に見合った成果が出ているとお考えでしょうか。

3点目、起業人の勤務実態はどうなっていますか。一か月当たり何日、一日何時間の勤務かお答え願いたいと思います。

4点目、起業人の業務内容。これは昨年、起業人が就任するに当たって提出された資料に記載されていますが、その進捗、つまりどの程度進んでいるのかを伺います。

一としまして、木島平村観光振興にかかわる統一コンセプト、コンセプトというのは企画・広告などで全体を貫く統一的な視点や考え方を言うと広辞苑には出ていました。統一コンセプトの立案の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

2つ目、地域資源の発掘、コンテンツ化。コンテンツとは放送やインターネットで提供される音声・動画などの情報の内容のこと。これも広辞苑にこう書かれてありました。これをつくるとあります。進み具合はどうなっていますか。

3点目、地域活性化起業人活動にかかる定期ミーティングの運営とあります。この運営状況はどうなっていますか。

5番目の質問として、コロナの影響で人の動きが悪いのはとても良く理解できます。このような時期だからこそ状況が改善したら速やかにスタートできるように統一コンセプトやコンテンツの整備をしておくべきだと考えるのですが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

丸山議員の地域活性化起業人についてのご質問であります。このご質問については担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは丸山議員のご質問に答弁をさせていただきます。

「地域活性化起業人制度」は、民間企業の専門知識やノウハウ活用しながら人口減少などの地域課題を官民間わず共有し解決を図るため、都市圏の企業が地方自治体へ一定期間人材派遣を行い、共にその課題を解決し、地方へ人の流れを創出する目的の制度であります。この制度は6か月以上3年以内の期間、継続して人材派遣に要する経費560万円を、起業人が企画提案した事業を実施する経費に対して100万円を上限として交付税措置されるものです。

協定している企業は各地域の資源開発などを行い、インバウンドなどの個人旅行を中心とした商品開発や企業コンサルタントなどを手がける東京都の合同会社シュタインから人材派遣を行っていただいております。

1点目のご質問の制度導入の目的は、木島平村の観光についてはスキー場を中心とした施設型観光を通して地域の活性化を進めてまいりましたが、レジャーの多様化やスキー人口の減少、スマートフォンなどの普及による情報通信技術の大きな変化による時代背景もあり、ますます進むニーズの多様化と情報共有のスピード化に対する課題がありました。

また、宿泊事業者を中心とした観光業界から多様な事業者の連携により村全体を活用しながら活性化を図る目的で設立した村の観光振興局も広域連携や多様な観光事業を行うためには、ノウハウと専門知識、人材開発能力を持った人材の活用といった課題がありました。

そういった制度や人材を活用しながら新たな視点から村の魅力を発掘し、形にし発信していくことで今後の木島平の活性化につなげることを目的としたところであります。

現在、活動2年目となりますが、客観的な視点で地域に入りながら村の魅力を探り、地域おこし協力制度を活用しながら、村の魅力を新たな視点で展開していただく予定としております。

次に3点目の勤務実態についてでありますけれども、起業人受入れに当たっての業務協定では、派遣に係る委託料として年間660万円を派遣の協定額とし、起業人が企画提案した事業実施に係る経費100万円については予算化をしております。協定期間は令和3年4月から3年間とし、月のうちおおむね半分程度を勤務日として、時間については通常の職員と同じ8時30分から午後5時15分を基本としています。引き続きコロナ禍で積極的にリモート業務も行っていただいております協定以上の実態をいただいている状況であります。

つぎに2点目、4点目のご質問で、経費に見合った成果ということでもあります。

協定内容に基づき3年間の中でスケジュールに基づき最終的には成果として捉えております。起業人の業務内容として大きく3つございしますが、1つ目、村の観光振興に係る統一コンセプトの立案。2つ目地域資源の発掘・コンテンツ化・発信。3つ目地域活性化起業人活動にかかる定期ミーティングの運営を中心に進めていただいております。

1つ目の統一コンセプトの立案ですが、昨年の11月からコンセプト検討委員会を立ち上げ、3回の委員会開催を経て素案ができております。この後、観光振興局において提案をさせていただき、それを指針として具体的な事業にしていく予定であります。

2つ目の地域資源の発掘・コンテンツ化・発信ですが、昨年から資源の発掘を続けており、今年の8月を目処にコンテンツ化・商品化し、運用販売を開始する予定です。

また、情報の発信については、本年9月をめどに観光振興局の公式ウェブサイトである「めぐるきじまだいら」をリニューアルし、本年後半にはコンテンツ販売システムを整備する計画としております。また、今年度に入り地域おこし協力隊も加わり発信力の強化もしているところです。

3つ目の定期ミーティングですが、5月、8月、11月、3月の年4回派遣会社と開催をしており、各種業務の進捗具合や今後の計画、また、新たな事業の検討などを行っており、今年度から具体的な成果が見えるよう展開をしているところであります。

最後の統一コンセプトについては、議員ご指摘のとおり、誰もが分かりやすく村の将来を目指す先をイメージできるようなコンセプトの実現に期待をしているところであります。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

再質問

5番 丸山邦久 議員

再質問をいたします。

起業人を登用した目的が「木島平村の活性化につなげる」とのことでした。是非、起業人の持つ能力を最大限に引き出して、村の活性化につなげていただきたいと思いますと考えております。

木島平の人は、外から来た人にとっても寛容で、寛大で、遠慮深く見えます。時給6,875円というお金で雇っているわけですから、ドライに割り切ってどんどん要望を出しても良いのではないのかなと思います。

答弁をお聞きして気になるのが、村にとって大事な統一コンセプト、これをを起業人主導で行っていることでもあります。日墓村政は、全てが人頼み、人任せに感じるところがあります。スキー場もパノラマランド木島平もやまびこの丘公園も馬曲温泉も企業に譲渡する。ファームス木島平も企業に委託しようとしています。観光振興局も起業人任せになっている。こんな風に私が感じているわけです。

せめてコンセプト作りぐらいは、村主導で起業人のアドバイスを得るような形でできなかったのかなど、そんな風に私は思っています。素案ができていうことなので発表を待ちますが、とても気がかりなことです。

それでは具体的に質問をいたします。

この統一コンセプトの発表時期は、いつになるのですか。

2点目、リモートでも仕事をしているということですから、となるとコンセプトやコンテンツの出来上がりで評価することになると思います。リモートでは仕事をしているかどうかわかりません。コンテンツの出来上がりで評価するということが良いのですか。出来が良くないと判断した場合、2年で打ち切りということもあり得ますか。

以上、2点お願いします。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは丸山議員の再質問にお答えいたします。

活性化に向けて起業人を最大限に活用していくことはごもっともだと思っております。今後更に成果が見える形にしていけるようお願いをしまいたいと思っております。

ご質問のコンセプトの発表時期でございますけれども、これから行います観光振興局の総会に向けて発表をして、いったん観光振興局の方で発表をしていきたいと思っております。

2点目でございますけれども、コンセプトの出来によって起業人の先というお話でございますけれども、それを作ってその後どういう展開をしていくかということが一番重要だと思っておりますので、そういった事業展開も含めて、改めて起業人と共に、村もその中に当然入っていきますけれども、活性化に向けた村づくりにつなげていけるよう事業展開を一緒に考えていきたいと考えております。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

再々質問

5番 丸山邦久 議員

この事業に関しては村の負担が100万円ですね。まさかとは思いますが、100万円を基準にして考えることはないと思いますが、まさか100万円ではないだろうかと期待しております。660万円を基準に事業の評価をしていくかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは再々質問にお答えします。おっしゃるとおり、当然かけた経費の成果で見ていきたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

2. 人材育成について

5番 丸山邦久 議員

今のお答えにとっても期待をしておりますので、よろしく申し上げます。

さて、次の質問をいたします。

2番目として、人材育成についてであります。

平成30年6月議会において、当時副村長は副村長就任にあたって「特に力を入れたいことは、人材育成。それにはまず自らが学んでいきたい。」と初心を述べられております。正に「初心忘るべからず」の初心を表明されました。

1年3か月後の令和元年9月。これは私が質問したのですが、「この1年間に何を学び、どのような成果が得られていますか」と質問すると、「成果はまだまだ現れていないが、引き続き自らの最重要課題として取り組んでまいりたい」と答弁されました。

その答弁から3年近く経過し、副村長就任から4年が経ちました。この間、何に取り組み、何を達成されたか伺います。

議長（萩原由一）

佐藤副村長。

(副村長「佐藤裕重」登壇)

副村長（佐藤裕重）

人材育成のご質問でございますけれども、丸山議員からは、以前にも人材育成についてのご質問を頂きました。その時の答弁でも「職員の仕事に対する意識や姿勢の改革、職務遂行力の向上に努めてまいりたい」と言うことも申し上げました。

取組を始めたことでありますけれども、令和2年の4月に「木島平村人材育成基本方針」を策定いたしました。この目的としましては、これからの村を担う職員として、一つには住民と協調すること、それから、限られた人員で効率的かつ効果的な行政を行う能力が必要であること、それから、社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる職員の育成が必要であることというようなことが記載されております。

また、昨年10月に人事評価の内容を変更し、運用を始めました。これまでは、平成22年に村で策定したものを運用してきたわけでございますけれども、これを昨年9月に内閣人事院から示されたマニュアルに変更しております。

達成したことはということでありまして、人材育成基本方針の中では目指す職員像として、住民の立場になって考え、住民と共同で村づくりを推進する職員、専門的知識・能力を身に付け発揮できる職員等について記載をしております。また、求められる能力、それから求められる意識、階層ごとに求められる能力等についても記載はあります。現在、この方針をもとに対応しているところであります。

人事評価制度の関係では、今までと変わりました新たなものとして、職員のやりがい向上にもつながる人材育成機能の強化ということでチャレンジ目標、困難度の高い目標を一つ以上設定することが定められました。また、管理職のマネジメント評価の充実ということで、管理職が業務運営や組織統率、人材育成に対して重点的に取り組むべきことと考える項目として、具体的に成果が評価できる目標の設定を行うことが定められました。

これらの変化も含めて、具体的な行動も着目して評価を行うこととなり、より客観的な評価が可能になると言われております。丸山議員、先ほども言われましたが、いずれも達成という段階ではございません。職員の資質向上や人材育成にこれで良いという到達点がないと思っておりますので、引き続き取り組みたいということでございます。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

再質問

5番 丸山邦久 議員

今の答弁からは、はっきりとした成果が出ているようには感じられないのです。

また、副村長が本気で取り組んでいるかどうかちょっと疑問を感じました。本気で取り組むともう少し嬉しそうに答弁をするのですよ。何か全然嬉しそうじゃない。とても残念に思います。

今、副村長がおっしゃいましたように、人材育成は人類永遠のテーマだなど、それは私も思います。せつかく自らの最重要課題だと認識しているのですから継続して取り組んでいただきたいと考えております。

再質問をします。

1点目、3年前の一般質問で、人を前向きにするにはコーチングという手法が有効であると申し上げました。コーチングについて何か学ばれましたか。

2点目、「木島平村人材育成基本方針」を読みました。とても良くできていると思います。特に求め

られる意識の中で、住民に対する意識。この説明が常に住民の立場に立ち、地域や住民に貢献したいという意識を持ち、住民と共に事業を進めていく姿勢。

もう一つ、チャレンジ意識。これは、新しい課題、困難な課題に積極的に取り組もうとする姿勢。前例にとらわれず、柔軟な発想と工夫により新たな解決方法を探り、課題を解決していこうという姿勢。

この2つには私は痺れましたね。この2つの意識づけができていれば、この後の3番目の私の質問はしないで済みます。

さて、基本方針は良くできていますが、具体的にどうすればいいかというのが分かりません。副村長の経験をもとに、例えば自己啓発の意欲を高めるためにこういう方法があるというような副村長の経験をもとにしたマニュアルを作っただけであれば、後世の職員のために大変役に立つのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（萩原由一）

佐藤副村長。

（副村長「佐藤裕重」登壇）

副村長（佐藤裕重）

楽しそうじゃない答弁ということでございましたけれども、そんなことはございません。

まず、コーチングについてでございますけれども、当時、丸山議員からそういった手法もあるよという提案を頂いた記憶がございます。いろいろな資料を読んだりしているわけでございますけれども、コーチングにつきましては、目標達成や成長促進を支援する人材開発の一つだというようなことも書いてありますが、その中でメリットとして、例えば目標を明確にするとか、それからコーチングをすることでモチベーションが上がるとか、いろいろ書いてございます。

すべて記憶にあるわけではございませんけれども、その中で一番必要なのは、コーチングをする方の人間、コーチングをする立場に立った人間の能力が非常に大事なのではないかとことを一番考えております。また、一朝一夕に効果が出るものではないと、長く継続していくことが大事だということもあるというふうに思っています。

それから、住民に対する意識、方針の中の話でありますけれども、職員には常にチャレンジをしてもらいたいということも、毎日ではありませんけれども、申し上げているところでございます。

一番は、やはり今までやってきたことをそのままやるのではなくて、今いる立場で何を変えたら良くなるのか、そういったことを常に考えてもらいたいということ。それから、自分の担当の係だけではなくて横の係、それから、村を超えた中で、いろいろな企業の皆さんとのつながりで進めていくことができないのか、そういったことも考えてまいりたい、というようなことも事あるごとに申し上げておりますし、例えば書類等回覧できた時にそういったことも逐次申し上げているということもございます。

そういったことで、日々気がついた時にそういった意識づけをして言っているつもりではございませんけれども、それでは足りないということであれば、それはまた考えなければならぬと思いますけれども、そうかといって私の立場でそれぞれの職員に細かい所まで、どこまで言えばいいのかなと考えながらやっているところでございます。

それから、3点目の私の経験をもとにマニュアルを作ったらどうかということでもありますけれども、文章にしてどこまでどうなるかというのが分かりませんので、ご提案ということで考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

再々質問

5番 丸山邦久 議員

答弁が楽しいというお言葉を聞いて安心しました。今お聞きした中で、最重要課題とかっておっしゃってましたよね。その最重要課題にしては、決意というか、決心というか、そういうものを今感じてないんです。やはりそうおっしゃったんですから、やり通していただきたいなと思います。

できない理由を言うんじゃないくて、できる方法を考える、これも職員に教えるべきことではないのでしょうか。副村長自らそういう意識で取り組んでいただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

議長（萩原由一）

佐藤副村長。

（副村長「佐藤裕重」登壇）

副村長（佐藤裕重）

できない理由を考えないでどうやったらできるか常に考えるということは、私も常に職員に申し上げていることでございます。私の答弁が丸山議員に対しましてそういった受け止められかたをされたのだとしたら、そういうことではございませんので、ご理解をいただきたいと思ひますし、引き続き人材育成に努めてまいりたいと思ひます。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

3. 業務の迅速化を

5番 丸山邦久 議員

それでは3項目目の質問をいたします。

業務の迅速化をお願いしたいということでありませう。

村では、コロナ禍の影響を受けている商業者・観光業者に支援策を実施しています。このことは感謝に堪えないのでありますが、商品券の現金化に時間がかかり、かえって資金繰りが大変になっているという声を耳にします。

私も「時間がかかるものだな」と思っていました。私も持ってきたことがありますので。そこで記録を付けてみると、4月26日に村に提出した商品券が銀行口座に振り込まれたのは5月25日でした。同じような商品券を商工会に持ち込むと、当日あるいは翌金融機関営業日には振り込まれております。

記憶に新しいのですが観光（株）に対する補助金は、3月3日の議会の承認後、3月10日に極めて速やかに支払われています。このような迅速な支払いを商業者や観光業者に対してできないのか伺いたひと思ひます。

さほど難しい業務ではないように思ひます。迅速に支払うことができれば受け取る側が大きく助かることになりませう。どうせやるなら喜ばれる方が好いのではないですか。村長の考えを伺ひます。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

丸山議員の事務の迅速化ということではありますが、主にコロナ対策として支払の業務ということですので、担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは、私の方から答弁をいたします。

村が実施しているコロナ関連の対策事業については、大きく影響がある事業者の皆さんの負担軽減や地域経済活性化のため、村民応援商品券やプレミアム付き飲食店応援商品券、持続化給付金事業など令和3年度には2億434万円、14事業の予算をいただき実施してまいりました。

特に商品券などを取り扱う事業については、影響のある事業者の皆様にごできるだけ早く現金化ができるように努めてきたところであります。事業の財源については、国からの地方創生臨時交付金や地方交付税として措置されており、年度内に清算しなければいけない事業、経済の状況に応じて繰り越しや延長する事業といくつもの事業を同時に処理しながら対応してきた状況もあり、非常に煩雑になっていたと同時に、特に交付金などは間違って交付することがあってはならないことですので、きちんと確認しながら処理してきたところであります。

職員もできる限り対応をしておりますが、事業者の皆さんの影響やご負担も考慮するとご指摘いただきましたようなご不便があった点については、改めてお詫び申し上げます。今後は、更に村民の皆様の実情を状況を十分配慮しながら、迅速かつ正確に適正な業務の執行に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

再質問

5番 丸山邦久 議員

私は何も詫びてもらいたくてこの質問をしているわけではないんです。

村の職員に、前の質問で言ったとおりに、住民に対する意識とチャレンジ精神をしっかりと意識づけをしていけば、この質問は不要なわけです。是非、村長自身も、また村の職員もこの意識を高く持ち村民に対してもらいたいものだなと思っております。

再質問は、支払のルールを決めたらいかがだと思います。

例えば、1日から10日に持ち込まれたものは20日支払い。11日から20日に持ち込まれたものは月末払い。21日から月末に持ち込まれたら翌10日払い。この位のスピード感をもって、ルールを決めてやっていただくと、持ち込む方も予定が立ってとても有難いと思います。

その辺、いかがかなと思いますので、ご答弁をお願いします。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは今の再質問の件でございますが、村の支払のルールと言いますか、決まりにつきましては、月に2回支払いの日がございます。こういったコロナ関連の対策事業には、やはり事業者の皆様のご

ういった影響も考慮して、それに伴わないルールも必要かと思っておりますので、そういった事業の実情に応じてできるだけ早く支払の処理ができることが可能かどうか、検討をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

大変失礼いたしました。月2回と申し上げましたが、月に3回の支払となっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

再々質問

5番 丸山邦久 議員

前向きにご検討いただけるということなので期待をしております。

是非、先ほど申し上げましたチャレンジ精神。新しい課題、困難な課題に積極的に取り組む姿勢。課長もぜひ発揮していただいて、村の商工業者、観光業者のために頑張っていただきたいと思います。

再度お答えをお願いします。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

可能なことは、できる限り対応をできるようにしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（萩原由一）

以上で、丸山邦久 議員の質問を終わります。

（終了 午前 10時 36分）

議長（萩原由一）

ここで暫時休憩いたします。

再開は、午前10時45分をお願いします。

（休憩 午前 10時 36分）

議長（萩原由一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 江田宏子 議員

（「はい、議長。9番。」の声あり）

（9番 江田宏子 議員 登壇）

議長（萩原由一）

なお、江田議員については、持ち込み資料の届出がありましたので、これを許可します。

1. 消防団員の負担軽減・優遇措置を

9番 江田宏子 議員

私は通告に基づき、4項目の質問をさせていただきます。

まず1点目、消防団員の負担軽減や優遇措置をとということで、村長にお伺いします。

消防団は、火事や災害時など、地域にとって、非常に重要な役割を果たしていただいている組織であり、本業を持ちながら、昼夜を問わず出動していただいている消防団幹部や団員の皆さんには、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、少子高齢化・人口減少の中、消防団の団員確保に苦慮している集落も多いことと思います。中には、消防団への入団が嫌で、村外に住むという方もいると聞きます。消防団がネックでの村外への転出や活動に対する負担や不満により、団員が確保できず組織が弱体化すれば、本末転倒です。

一昔前とは、家族のあり方も、働き方も大きく変わってきています。そして、時代と共に、その活動のあり方や大会・式典のあり方などを見直す動きが全国的にも広がってきています。

人口減少対策として、また、地域の安心・安全を守っていただく消防団の体制強化のためにも、消防団の負担軽減や優遇措置等の検討・改善は必須であり、急務だと感じます。

そこで、質問ですが、これまでの負担軽減や優遇措置に関する検討内容、また、実際に取り組んだこと、今後、取り組もうとしていることなどを伺います。

また、5年前の平成29年6月と12月の一般質問でも、負担軽減策について具体的な提案をさせていただきました。その内容がこちらです。

1つ目として、鐘はたき改善。鐘はたきについては、上がること、当時は冬季も上がっていましたが、鐘はたきをするのにとっても危険ということもあつたり、時間が限定されているということで、時間の縛りもあつたということもありました。

それから、2つ目、ポンプ操法大会に関する負担軽減。これは皆さん感じられていることだと思います。

それから、3つ目、奥さんが妊娠中だったり、育児中、子どもが小さいうちの産休・育休制度を設定してはどうか、という提案。

それから、定年制、または、在職期間の上限を設定してはどうか。

それから、大会の出場選手や家族へ優遇策を検討してはどうか。そのような提案をさせていただきました。

これらの提案について改善されていることはあるでしょうか。その後の検討結果と改善状況をお伺いします。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

それでは、江田議員の消防団員の負担軽減についてのご質問ではありますが、その検討結果と改善等の状況について、担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

消防団員の負担軽減及び優遇措置に関して、平成29年度からの改善事項と、今後の取組についてお答えします。

まず、消防団活動の見直しについて、平成29年に各部から意見集約をして、幹部会で検討した結果、消防団活動を的確、安全に遂行するためには、訓練自体を削減することは現実的ではないという形と

なり、他の行事と組み合わせて同日にできるものは1日に集中して開催することに変更をしてございます。また、休日等に実施していましたが、平日の夜間に変更して団員の負担軽減を図ることとしました。

鐘はたきについては、月1回、毎月1日を防火の日と定め、ふう太ネットによる啓発放送の他に鐘はたきを行ってまいりましたが、平成30年度から、団員の安全を確保する観点から、冬期間、12月～3月の間ではございますが、鐘はたきをなくし、積載車による巡視パトロールに代えてございます。

国においては、団員数が減少していることや、災害が多発・激甚化し、団員の負担が増加していることを踏まえ、団員数を確保することを目的とした消防団員の処遇改善に関する検討が行われ、昨年、国から各自治体に消防団員の報酬等の基準を示し、本村においてもこれに従い、消防団員の年額報酬と出動報酬を改めたところでございます。

また、操法大会のあり方についても国で検討がされ、全国消防操法大会操法実技が今年度から見直されました。村の操法大会もこれに基づき実施する予定となっております。操法大会の目的である迅速、確実かつ安全に行動するための基本技術の習得を目的とし、より実践的な操法へ見直しが図られたところでございます。

なお、木島平村消防団の定数等の組織の見直しについては、当時の検討で、災害が大規模化、激甚化していることから、現体制を維持すべきとの結論に至り、現在に至っております。

少子化や人口減少により、今後ますます消防団員の確保は困難になると予想されますが、村民の皆様にご理解いただき消防団活動へ参加をお願いするとともに、消防団員の負担軽減と火災や災害時に迅速かつ安全に行動できるよう、訓練の継続について消防団でも検討を継続していただくよう、お願いしてまいりたいと考えております。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

再質問

9番 江田宏子 議員

それでは再質問させていただきます。

最初の質問のところで、5年前の提案に対する検討結果を伺いました。それで、答弁がなかったものに関して、再度お伺いしたいと思います、が、実際そのことについて検討したか、検討されなかったのか、それとも検討したが却下されたのか、当時の検討状況が判れば併せてお伺いしたいと思います。

3点目というか、妊娠中や、子供が小さい間の団員の産休育休制度についてはどうだったでしょうか。

それから、優遇措置についてということですが、当時の村長答弁では、スキー場のリフト券や馬曲温泉の入湯券など、消防団員やその家族について優遇措置をとる検討をしている、また、当時の総務課長からも、信州消防団応援ショップの登録は村内1店舗なので、増やせるよう働きかけたいと答弁がありました。数日前に、登録店のウェブサイト調べたところ、現在村内は、1店舗増えたのみでスキー場も馬曲温泉も登録されていませんでした。実際検討や働きかけはされたのか。5年経っても登録されてない理由があればお伺いしたいと思います。

それから、鐘はたきに関しては冬季に関しては改善されたようですが、危険なのは冬だけではないと思います。夜間に鐘はたきをするということで、それも危険も伴いますし、そもそも火の見に上がること自体怖いという団員もいます。当時、ページングを流したり、屋外放送で啓発をする、火の用心の啓発をするようなことも提案させていただきましたけれども、それでは駄目なのでしょうか、お伺いしたいと思います。

それから、ポンプ操法大会出場への負担軽減ということで、より実践的なポンプ操法への見直しと

いう話がありましたが、具体的にどのようなことが変わったのか、練習の状況は変わっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは、再質問の4点でよろしいかと思うのですが、お答えしたいと思います。

まず、団員の家族の状況、いわゆる奥さんの状態等によって団員が活動を休めるかという検討結果でございますが、これについては、あくまでも団員の判断もでございますので、これらについて消防団として休暇を設けるとか、そういったことには至ってないというふうに考えてございます。

それから、村内施設の優遇関係でございます。

当時の質問では、いわゆる操法大会選手とかっていう名目がありました。消防団全体の応援ショップは先ほど議員の再質問にもございましたが、1店舗増えた状態になっております。ただ、村関連の施設等もございますので、これらについては再度確認をして、実施できる施設があれば、それについては消防団の方がご利用できるようにしたいというふうに考えております。ただ、村内の観光施設については、消防団という形が本当に良いのかどうかという観点もございまして、それらを含めて団員をそういう形で優遇するのが良いのか、ほかの方法もあるのではないかとというふうに考えますので、継続として検討させていただきたいというふうに思います。

また、鐘はたきについては、確かに登ることそのものが危険な部分もございまして。しかしながら、火災、いざという時には打鐘すると、最近、情報の方式が変わっておりますので、近火の打鐘をするとか、そういったことも減ってきてはいますが、鐘はたき、そのものの警報的なもの、それから予防的なもの、そういった効果も含めながら検討を継続していきたいというふうに思います。

また、操法大会の実施要領等の変更の内容でございますが、これらについては従来であったいわゆるパフォーマンス的な行動そのものが、操法から外されたという形になります。したがって、より実践的という形で操法技術を習得いただくように、の内容になっております。

なお、本年度はそれぞれの各部において練習日程を決めていただいている経過もございまして、それぞれ操法大会を含めて消防団の負担軽減については今後も継続検討という形になりますし、消防団の中での検討もお願いしてまいりたいというふうに思います。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

再々質問

9番 江田宏子 議員

再々質問をさせていただきます。

まず、スキー場等の優遇措置についてですけれども、当時はせめて大会の出場選手にはっていうお話をしましたけれども、当時の総務課長答弁の中には信州消防団応援ショップに登録することで、周辺というか県内からの団員の利用も経済効果に繋がるので検討したいというお話がありましたので、再度その点について検討していただければと思います。

それから、産休育休制度ですけれども、企業でも制度があっても、男性がなかなか取得しづらい状況もあります。まして、制度がなければ尚更です。子育て支援を掲げる村として、先進的な取組とすれば話題にも上り、子育て世代の定住にも繋がる可能性があると思います。ぜひ取り組んでいただければと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

それから、大会の練習についてですけれども、ポンプ操法大会だけでなく、ラッパ隊も上位入賞を目指して、年間の練習日数が相当多いようで、大会出場自体が負担になっている団員もいるのではないかと思います。先ほど、総務課長からもお話あったように昨年8月総務省消防庁から消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告書が公表されています。この中で、先ほど総務課長からも大会の操法大会のあり方について、パフォーマンス的な動作を見直す方向でというお話がありましたけれども、実際、市町村の大会についてもその状況を踏まえながら検討を行うべき、例えば、実際の災害に合わせた装備や内容の大会。出場隊を輪番制にすることによる毎年の訓練の負担軽減、順位を付けない発表会形式で、過度な競技性を抑止するなどの手法が考えられるということも書かれてあります。

また、日頃の消防活動についても、団員に過度な負担がかからないよう、真に必要な訓練を地域の実情に応じ、創意工夫を図るべきとも記されています。大会の練習で自然と体が動くほど動きが身につくということや、チーム内での結束が強くなるという点では、大会によるメリットがあることも認識しておりますけれども、中には大会の出場で自分が練習した番員の動きしかできないという団員もいると聞きます。

一番大事なのは、大会に出場すること、大会に勝つということではなく、火災や災害時など有事の際に、自分自身の安全を確保しながら、誰もが迅速に動ける技術や知識を身につけることだと思います。

家庭や社会を取り巻く状況や若い世代の意識もかなり変化していると思いますし、近隣では、中野市や山ノ内町でも実践訓練を重視する方向にシフトしております。全国的にも大会重視の練習からの脱却を図っている消防団も増えてきている中、本村の消防団では、この消防庁から出された最終報告書を踏まえ、今後の消防団活動のあり方に関する検討についてどのように検討していくお考えか、引き続きということですが、本当に団員確保のためにも、それから、若者定住のためにも、緊急的に検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは、江田議員からの再々質問についてお答えします。

いわゆる消防団の優遇制度それから子育て世帯に対する消防団員の処遇等の検討、それから消防団そのものの操法を含めた検討ということでご質問いただいたと思います。

これらについても先ほども申し上げましたが、人口減少や社会情勢の変化、それから少子化そういったものを含めて消防団全体の中で検討を継続していきたいというふうに思います。

しかしながら、消防団そのものの団員数の確保、そのものが有事の際の貴重な人材ともなりますので、それらを含めて総合的に検討をしていくことが重要かと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

2. カヤの平の活用と保護について

9番 江田宏子 議員

それでは2項目目の質問に移らせていただきます。

カヤの平の活用と保護について村長に伺います。

カヤの平は非常に価値のある場所であり、大切に守っていかなければならない木島平の宝です。

コロナ禍になって以降、キャンプをはじめ、アウトドアの活動がより注目されているため、カヤの平にも、今シーズンも多くの人たちが訪れることが見込まれます。

ただ、訪れる方たちは、自然を愛する方たちだけではない可能性も高いと思われます。新型コロナが落ち着き、観光バスで訪れる団体やインバウンドの旅行者が戻ってくれば、尚更です。これまでも、トイレのためだけに立ち寄る車もありました。特に観光バスは通過点として、トイレ休憩の場所になっています。例え自然が好きな人たちであったとしても、車や人が多く訪れるだけで、自然が荒れていきます。

現在、入山料は、キャンプ場や炊事場等を利用する人からしか徴収していません。自然保護協力金の募金箱も案内所の外に置いてはありますが、ほとんどの人は素通りだと思います。今、竹の子シーズンですが、道路沿いに100台近くの車が停まっていることもあるそうです。紅葉シーズンも大型バスが多く行き来しています。村外に宿泊している写真家のツアーなども多く訪れているようです。しかし、どれも村にお金は落ちません。

カヤの平を貴重な自然が残る大切な場所としてアピールするためにも、そして、自然保護や施設の維持のためにも、協力金などの徴収を早急に検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。見解をお伺いします。

また、森林セラピー基地として、登録している組織に毎年10万円納めています。以前から予算や決算の委員会等で何度も登録費用を納めているなら、その分活用を、と指摘してきましたが、どのように考えているかお伺いします。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

それでは、カヤの平の活用と保護についてというご質問であります。

カヤの平高原は観光資源であると同時に貴重な自然資源と考えています。

ご質問の具体的な答弁については、担当課長に答弁させます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは、江田議員のご質問にお答えをいたします。

カヤの平高原については、上信越高原国立公園志賀高原地区に位置する公園で、ブナの原生林や水源地もある動植物の宝庫であり、議員ご指摘のとおり、貴重な自然を守り次世代に繋いでいくことは、私たちの使命であると感じております。

カヤの平高原は、国有林地を借入れ、公設のロッジ、キャンプ場として最小限の活用しておりますが、遊歩道の整備や看板の設置、トイレの維持管理など施設にも経常的経費が掛かっているのが実情です。

水芭蕉で有名な尾瀬国立公園では、トイレの利用者からチップをもらって維持費に充てるという取組をされているようですが、回収率が3割と大変低く、管理する財団もチップの回収に苦慮しているようです。

また、長野県のある自治体でも施設の利用協力金を任意でお願いしていた経緯がありますが、年々協力してくれる人が減っているといった状況もあるようです。

議員ご指摘のとおり、貴重な資源が残る国立公園などのエリアでは、自然保護や施設の持続性の観点から、利用者への協力依頼としての料金を求めることは非常に重要だと感じております。

どういった回収の名目にしたらいいのか、どういった訴え方がいいのか研究しながら行う地道な取組となると感じております。とりあえず、進めることが重要として考えております。

次に、森林セラピー基地の活用はどのことをございます。

森林セラピー基地については、2005年に林野庁が打ち出した森林セラピー基地構想が元になり、森を楽しみながら心と身体健康維持・増進、病気の予防を行うことを目的として始まった取組です。

全国では現在、65カ所の森林セラピー基地、森林セラピーロードが認定され、長野県では10カ所認定されています。

カヤの平高原では、森林セラピーロードとして、ブナ林の中を歩く遊歩道8コースが認定されています。

現在、基地として認定を受けておりますが、具体的な事業として展開はしておりません。基地としての登録による情報PRを長野県をはじめ、組織のホームページなどで紹介をされております。

活動としては、資格を持ったガイドが不在で積極的な事業展開に至っておりませんが、信越9市町村広域連携会議の範囲で登録市町村も多く、飯山市、信濃町、山ノ内町の取組も参考にしながら検討を引き続き行っていきたいと考えております。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

再質問

9番 江田宏子 議員

それでは、再質問させていただきます。

引き続きその協力金等をどのような方法がいいか検討するということですが、これからコロナが明けた後、アフターコロナの来訪者の多さを想定すると、一刻も早く協力金の導入を実施すべきだと考えます。検討期限を決め、次年度には実施できるぐらい真剣に検討を進めるべきだと考えますがいかがでしょうか。

地元の人は別としても、来訪者への入山のハードルを上げ、本当に自然が好きな人だけに訪れていただくくらいの特別な場所としての位置づけにも繋がると思います。例えば、せめて観光バスの駐車料金や、施設利用料、今トイレの利用料をチップ制で取っているという所もあるというお話でしたけれども、そのような施設利用料の設定等は、早急に実現可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

あと、例えば駐車している車に、入山許可証のようなものを提示する。そのためには役場や観光交流センターやファームス等の案内所で手続をしていただいてから来る。許可証のない車、提示されていない車には案内所で徴収する、そのようなことも可能ではないかと思いますが、ご検討いただければと思います。

それから、森林セラピー基地の認定登録についてですけれども、これについてももう周知されて、その周知を見て、ウェブサイトを見てこられる方もいるとは思いますが、実際、森林セラピー基地の登録というのは本当に必要でしょうか、登録継続が必要かどうか、どう思われるかお考えを伺いたいと思います。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは、2点の再質問についてお答えをいたします。

早期に協力金等の徴収の実施をというお話でございます。

先ほど申し上げませんでしたけれども、ここちょっと数年間試験的にトイレの利用料金ということで協力金をいただいてきております。その活用の方法ですとか、表示の方法に若干の問題があるかもしれないけれども、ちょっと利用状況というのは非常に低い状況になっております。

ご提案の駐車場という話もございます。カヤの平高原については国有林地を借りて事業をしておりますので、許可のない事業で料金を取るっていうのはちょっと難しいものですから、村で許可を得ている施設で料金を徴収する、協力をお願いするといった方法が手っ取り早いというか、今可能な方法だと思っておりますので、まずはそのトイレを中心にして料金をお願いするといった方向で、今年度以降、また改めてその表示方法ですとか、訴え方については研究していきたいと思っております。

それともう1点、森林セラピー基地の件でございます。

今現実、県ですとか、団体のウェブページで紹介をされている、PRで活用されているということで10万円の効果ということで考えておりますけれども、近隣で森林セラピー基地として登録している市町村も多いことから、やはり広域連携の観点から、足並みを揃えて同じような取組が木島平でもできるのかどうか、もしできなければ登録から外すということも十分検討していきたいと思っておりますので、しばらく、ちょっと広域の連携の観点からも検討をしていきたいと思っております。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

3. 子育て家庭への支援策について

9番 江田宏子 議員

それでは、3項目目に移らせていただきます。

子育て家庭への支援策について村長に伺います。

今年度、小学校入学祝金で10万円を贈る事業が新たに始まりましたが、中学生、高校生になるほどお金がかかります。

例えば中学校では入学に際し、現在、制服、運動着、上履き等々、1セットずつ購入しても9万円近くなります。

また、中学校では、給食費や旅行費の積立てなども増額となります。

小学校の入学祝金は、親としてはありがたいと思いますが、第三者的な視点では、どちらかというところ、中学校の入学時や、卒業時、つまり高校入学時にこそ、支援策、または、負担軽減策が必要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

村長の見解と、具体的な考え、構想について、伺います。

議長（萩原由一）

日碁村長。

(村長「日碁正博」登壇)

村長（日碁正博）

それでは、子育て支援についてのご質問であります。村では少子化対策、それから子育て支援策の一つとして、今年度新たに小学校入学祝金で10万円、第3子以降のお子さんが生れた世帯に多子出産祝金20万円を支給する取組を始めております。

中学校入学時や卒業時にこそ支援が必要ではないかというご意見であります。進学するほど経済的負担が掛かることは十分承知をしており、新規事業検討の際にも課題として捉えたところでありま

す。

その中で、まずは保育園から小学校へと義務教育として一步踏み出す時にお祝いしたいという意味を込め、小学校入学祝金を支給することとしたものであります。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を支え、経済的負担の軽減を図るため子育て世帯への支援策の充実や、子育てしやすい環境づくりの施策の展開に向けて、今後の庁内プロジェクトチームで検討していきたいと考えております。ただ、人は生まれてから亡くなるまで、様々な費用が掛かります。特に人生の節目にはその負担が大きくなります。それらすべてに対して支援することは理想でありませんが、財政面など様々な課題があるということをご理解いただきたいと思います。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

再質問

9番 江田宏子 議員

それでは再質問させていただきます。

今、庁内プロジェクトチームで検討というお話がありました。昨日もそのようなお話、答弁があったと思うんですけども、これについては、子育て環境作りに特化して検討するプロジェクトなのかどうかお聞きしたいと思います。昨日の答弁の中で、これからのスケジュールとして、今、構成メンバーを選定したところですよというお話でしたけれども、構成メンバーについてどのような視点で、選ばれたのか、もし可能であれば、伺いたいと思います。

それから、中学校への支援、色んな世代で支援が必要だから、財源にも限りがあるのではということだと思いますけれども、補助することばかりが支援ではないと思います。中学校は義務教育でありながら、入学のための服装だけで9万円も掛かるというのは、子育て世代には大きな負担です。その中で大きいのが制服代です。成長期でもあり、途中で買い替えが必要な場合もあります。そこで支援策の一案というか、お金を補助するというのではなく、制服の見直しということは考えられないかということですか。

そもそも中学は制服として統一しなければいけないのでしょうか。例えばシャツとスラックス、またはスカートの色を指定し、それを基準服としている学校もあります。それであれば、家庭で頻りに洗えるというメリットもあります。当たり前を見直す発想の転換も必要ではないでしょうか。以前、制服の見直しについて質問した際、その時はジェンダーレス制服にというお話をさせていただきましたけれども、その時の教育長は答弁ではジェンダーレス制服への見直しを公約にした生徒が生徒会長になったので、生徒会での検討を見守りたいという答弁がありました。

現在、生徒会で検討しているかどうか判りませんが、もしそのような方向で検討するとすれば、村としてこのような基準服等でも良いという考えも生徒会に伝え、できるだけ家庭の負担を抑えられるような検討を促していくことは可能ではないかと思いますが、見解をお伺いします。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

ただいまの質問の再質問であります。

制服についてであります。中学校では既に制服の検討委員会というようなメンバーを決めまして、まだ第1回の検討委員会に入っておりませんが、新たな制服について検討を始めようというように着手をしております。

それから平常についての平常服ですね、そちらでもいいのではないかとというようなことが今、提案がありました。そのことについては今のところ制服を変更していくというところに焦点を当てておりますので、そのことのお答えはできません。

以上です。

議長（萩原由一）

島崎子育て支援課長。

（子育て支援課長「島崎かおり」登壇）

子育て支援課長（島崎かおり）

それでは、江田委員からご質問のありました2点について答弁をさせていただきます。

まず最初の、庁内プロジェクト、子育て環境に特化したものかという、再質問でございました。

子育て環境、それから少子化対策、それを対策する上で、また移住定住に繋がるような、そんなプロジェクトチームの目的にしております。

庁内プロジェクトのメンバーでありますけれども、各課から職員1人ずつ、選定をさせていただきます。主に若手職員、子育て中の職員、ということでメンバーに人選をしております。

それから、あと、子育て世代包括支援センターの利用者支援事業に関わるスタッフ1人、会計年度任用職員になりますが、1人スタッフとして、人選をさせていただきます。

以上です。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

再々質問

9番 江田宏子 議員

再々質問を教育長にさせていただきたいと思っておりますけれども、生徒会を中心に制服の検討が始まったということは、とてもいいことだと思っております。で、私が申し上げましたのは、そもそも制服が必要なのか、制服を統一しなければいけないのかということをお願いしました。村としてそれを認められるのかどうかということだと思っております。生徒会でのその制服の見直しの検討というのは、生徒からすれば制服ありきの中での検討だと思っております。それで、そもそもジェンダーレス制服ということでジェンダーレス対策のための検討だと思っておりますので、制服が統一されなくてもいいということであればまた考え方も違って来るのではないかと考えられます。

実際にジェンダーレス制服になったがために、今の制服よりも金額が高くなることも考えられます。そのような経済的な家庭の負担についても、生徒の考慮する中に、含めてもらうよう村側から促すというか、お願いするようなことはできないのか、伺いたいと思っております。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

ただいまの再々質問についてお答えをいたします。

生徒の方からジェンダーレス制服についての検討をして欲しいということで、当初の中学生議会から質問がありまして、今中学校そしてまたPTA、また小学校のPTAの人を含むという中で検討をしたいということで着手したということでお話をいたしました。義務教育中学校の中で制服を着

て登校しなければならないというような、そういう決めはありません。全国を見れば制服のないというような中学校もあるかというふうに思いますが、いずれにしても、これからの検討委員の中で色々そのようなことも含めて意見が出てくることもあるかもしれません。

また、新しい制服になった場合、現在の制服よりも、やはり多少値が張るということは、これは聞いてはおりますが、また保護者への負担が掛かるということも少しちょっと考えていかなければならない。しかしいずれにしても動き出すと、いうことであります。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

4. 子どもたちの健康を守るために

9番 江田宏子 議員

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

子どもたちの健康を守るためにということで、教育長にお伺いします。

子どもたちの健康を守ることは、子どもたちに関わる大人の責務であり、健康状態の把握や、その環境づくり・対策が必要です。

そこで、次の4つの観点について、お伺いします。

1つ目、子どもたちの視力調査の状況、例えば視力1.0以下の子どもの割合など、調査結果があれば、その状況と考察を伺います。

2点目、スマホ依存の状況。子どもたちの利用時間、スマホ依存の症状各種の有無、視力低下との関連などの調査と、村としての対策について伺います。

3点目、子どもたちの身体機能や、必要と思われる生活技術。生活技術という言い方が適切なのかどうか分かりませんが、例えば、箸の持ち方、蝶々結びができるかどうか、雑巾絞りができるかどうか、卵が割れるか、和式トイレが使えるかなど、できているかどうか、村の子どもたちの現状把握のために、村独自メニューでの調査等をしてはいかがでしょうか。お考えを伺います。

4点目、昨日も土屋議員から、農業の観点から農水省の進めるオーガニックビレッジ構想ということで有機給食の推進について触れられました。私からは有機給食の推進について教育的な観点での見解を伺います。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

江田議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、視力調査の状況についてお答えいたします。毎年、中野市・下高井郡の中高等学校保健会養護教諭部会では、学校別ではありませんが小・中学校保健統計調査結果としてまとめた資料を発行しております。裸眼視力、0.7未満0.3以上、小学校は男女共に10%前後、中学校は13%~14%、視力矯正者、小学校男女共に2~3%、中学校は12%前後という結果が出ております。

中学生になりますと視力矯正者が顕著に増加していることが分かります。考察はしてありませんが、スマホ依存の質問にも関連しますが、小・中学生共にスマートフォンの普及やオンラインゲームの影響、また今後、教育現場の情報通信技術の活用が進む中、近視の増加など、子どもたちの眼の健康への懸念が高まってくると考えます。

つぎに、スマホ依存の状況及び対策についての質問にお答えをいたします。

小学校では、3年前になりますが、ゲーム依存の実態把握のために1週間のゲーム日数及び1日の

ゲーム時間などの電子メディア利用アンケートを実施いたしました。その実態に即して子どもたちへの指導や保護者への啓発活動をお願いしたところであります。

また、関連して児童生徒向け、保護者向けに県警のスクール・サポーター及びスクールカウンセラーによる使用時間、スマホ依存の例、スマホの危険な影等々を内容としたメディア講演会を毎年実施しております。しかし、このスマホ使用、デジタル機器との付き合い方には、学校教育だけではなく、子どもたち自身の自覚と保護者の指導、協力が欠かせないの言うまでもありません。

つぎに、子どもたちの身体機能や箸の持ち方等々、現状把握のための村独自の調査をしたらどうかの質問にお答えをします。

身体機能の調査は、学年限定ではありますが、小学校、中学校で体力向上プランという名目の全国調査を毎年実施しております。児童生徒の運動量、敏捷性、柔軟性等々詳細の数値は把握しており、それぞれの学校でも結果を考察し指導に活かしております。

学校現場では、子どもたちの鉛筆の持ち方が気になる訳ではありますが、木島平小学校では、1年生全員が正しい鉛筆の持ち方補助具を使っております。このことが、ひいては正しい箸の持ち方にも繋がっていくことを期待しているところであります。

雑巾しぼりについてであります。新入生、小学校1年生であります。新入生はしっかりもむことができているようであります。それというのも、おひさま保育園ではアプローチカリキュラムとして、みどり組では雑巾を使って、自分の身の周りの雑巾がけをし、そして、その後小学校に入ってくるという経過があるわけであります。

今、述べましたようにある程度、子どもたちの実態把握ができていますので、生卵を割ることができるかどうか、和式トイレを使うことができるかどうか等々の調査を提案されていますが、現在村としてはその調査は考えておりません。

最後の質問となります。有機給食の推進についてお答えします。

学校給食の提供では、食の安全、これは基本中の基本であり、今でも食の安全には最大限配慮し提供をおこなってきております。

さて、最近では学校給食に有機米や有機野菜を使う、いわゆる有機学校給食に対する関心が高まっていることは承知しております。しかし、一言で有機といいますが、無農薬、化学肥料を使わない栽培イコール有機栽培ではなく、有機そのものの基準は大変厳しいということを知っております。

有機給食を推進していった場合、給食の献立に必要な有機食材の確保量、納期、給食の食材予算と有機野菜等の流通価格等々においての課題が出てくると思います。

有機給食は理想的ではありますが、今後、有機学校給食の可能性と課題の議論が必要となると考えております。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

再質問

9番 江田宏子 議員

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、スマホやオンラインゲーム等による身体への悪影響の周知状況についてお伺いします。

スマホやオンラインゲーム等の長時間使用は、少なからず、目、脳、身体に悪影響を及ぼすということが言われています。実際、子どもの視力低下、内斜視の増加は全国的にも問題となっています。また、首の骨の変形、ストレートネックも増加しており、ひどくなると、身体全体の不調を招くことに繋がります。

スマホ依存・スマホ脳という言葉も知られているように、脳にも影響を及ぼし、記憶力や集中力、意欲なども低下すると言われております。子どもが小さいほど、その影響を受けやすく、アップルの創

業者 ステイブジョブズを筆頭にIT業界のトップは我が子にスマホを与えないという話もあります。

このような症状を予防するのは、保護者また大人の責務だと思います。このようなリスクを認識しているかどうかで、家庭でのスマホやゲームの与え方が変わってくると思います。

教育長の答弁の中にも何度かそういう講演会をしているというお話がありましたけれども、繰り返しの周知が必要だと思います。このようなリスクの周知については、保育園児の保護者、また、入園前の保護者にもしているかどうか。しているとすれば、どのような場でしているか、お伺いしたいと思います。

それから、子どもの身体機能や必要な生活技術の調査・現状把握についてということで、現状把握ができていて、お箸の持ち方や、雑巾絞りなどはしっかり対応しているのではというお話でした。とても有難いことだと思います。親としても自分の子供ができないことを把握するというのも大事なことだと思います。今の子供たち、蝶々結びができない、缶切りが使えない、卵をうまく割れない、和式トイレが使えない、体の機能としてはしゃがめない、でんぐり返しができない、片足ケンケンが続かないなど、手先の技術や身体機能が弱くなっている子供も増えているのではないのでしょうか。

社会に出て困らないようにする生活技術や、怪我をしないための身体機能などを身につけさせるのも大人の責任です。ぜひ木島平で育つ全員の子供たちに習得させて社会に送り出したいところです。

調査はされないということですが、例えば、村独自で子供に習得させたい事リストなどを作り、各家庭でそれが自分の子供ができていくかどうかのチェックをできるような取組はできないか。それによって保護者へのその啓発にもなるとは思いますがいかがでしょうか。

それから有機給食の推進についてなんですけれども、なかなかその有機食材の確保が難しいというの、わかることです。全国で初めて給食の米を全量有機米にした千葉県いすみ市をはじめ県内では松川町、池田町などでも取り組み、全国では少なくとも60近い自治体が地元の有機食材を積極的に取り入れる準備を進めたり、取組が広がってきているところです。

有機給食に取り組んでいることをアピールすることで、有機農業を目指す新規就農者を呼び込んだり、子育て世代の移住者を増やしたりしているところもあります。

環境負荷を抑えることから、SDGsの取組として、環境教育や食育にも繋がります。

昨日の土屋議員からの質問にもあったように、農水省では昨年度、みどりの食料システム戦略の一環として、オーガニックビレッジ構想を掲げ、環境負荷の軽減や生態系保全、資源循環、地産地消など有機本来のメリットを伝える環境教育ビジョンを位置づけています。実際、有機給食に取り組んでいるという自治体でも、100%を有機食材で賄っているところはほとんどありません。米だけとか、野菜数品目などできるものから取り組んでいるところがほとんどで、それでも有機給食をうたっています。

昨日、土屋議員からの提案でも述べられましたが、オーガニックビレッジ構想では、学校給食への有機食材の提供に対しても、補助対象になっていますので、産業課との連携で取組を検討できないか、手始めに、例えば月1回、有機給食の日などを設定し、食を考える機会として食育に位置づけ、取り組んではどうかと思いますが教育長の見解をお伺いします。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

それでは、再々質問の3点についてお答えをいたします。

最初のスマホの関係のことではありますが、家庭教育だけではなく保育園等の入園前の保護者教育というようなお話もありました。やはりこれは学校教育では当然ながら毎年講演会や啓発活動をしてい

るわけでありませんが、保育園の入園する前の保護者向けの講演会、また、お便りとかいうことは当然必要なわけでありまして。しかし、これだけではなかなか親の意識を変えるということは非常に難しいわけで、親のスマホ、親御さんも若いときからスマホにずっと浸りきりであるわけでありまして、その辺のところも、また今後共に考えていかなければいけない、これは木島平だけではなく日本全国の課題ではあるかなというふうに考えております。

それから2番目の身体機能の把握、または社会生活、社会に出て生活に困らないようにというふうなことで、木島平独自のこの習得させたい技術的なものっていうかですね、そういう項目を挙げて、調査をしたらどうかというご提案であります。

先ほど私申し上げましたように生卵、これは技術としてシェフが片手で芸術的に割るというふうなね、そういうことはできなくても食べたいということであれば、子供はやはりどうしても、食べたいように自分で割る、茶碗の角またはテーブルの上とかね、そういうようにできることであります。これはあの生活力、またはやはり生きていく力ということで、親御さんが教育しなくても、または学校教育しなくても自然にできてくるころかなというふうにも思いますが、親御さんは既に日常生活の中で、やはり自分の子供に対するそういうふうなものを見ていくということが大事なかなというふうに思います。

また、和式トイレの話も出ましたが、和式トイレはいざとなれば、和式であろうが何であろうが、やはり生理機能の排出をしなければならぬというようなこともあります。

そんなことで、これからは新しい学習指導要領も出ました。自分の課題、そしてまたしっかりと課題、課題という言い方おかしいわけでありまして、自ら解決していく、そういう生きていく力が必要ではないかなというふうに思っております。

今のところ習得させたい等につきましては、ちょっと難しいかなと、校長とも話をいたしましたことがあります、一つお話をお聞きしておくということで答弁とさせていただきます。

最後の有機給食であります、先ほども理想ではあります。有機学校給食の可能性と課題の議論を必要として、なってくると思いますというふうにお答えをいたしました。全く否定しているわけではございません。やはり可能性として、どの食材ができることとしてなるか。または、1週間に1回とか、または、ひと月に2回とかですね、そういうことも含めまして、有機学校給食をやっているところでも毎日が有機食材を使っているわけじゃなくて、1週間に2回とかね、3回とか曜日決めてやっているという学校もあるようでありますので、そんなことの可能性と課題については、また献立委員会もありますので、そのところで話題になっていく、またしていくように、またお話をしていきたいというふうに思っております。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

再々質問

9番 江田宏子 議員

再々質問させていただきます。

入園前の親へのスマホや、オンラインゲームのリスクに関するお話ということなんですけれども、実際その初めての子供を持った親というのは、とても吸収力がいいというか、子供にこれからどういうふうに接していけばいいのかっていうところでは、情報をすごく取り入れる吸収力があると思います。

実際に、もうスマホ世代の親になっていきますので、当たり前、スマホが当たり前にある生活の中で、親自身もその子供と接するときのスマホの扱いについては考えなくてはいけないと思います。今、子供を泣き止ませるためにスマホを見せるとかそういう親もいるようなので、木島平の子育てとしては、できるだけ子供、スマホから子供を守るというそういうような村としての姿勢も必要だと思っております。

で、例えば初めての子供を持つ親に対するそのパパママ教室というのがあると思いますけれども、そのような中でも、ぜひスマホのリスク、親のスマホの扱いについても含め、子供への影響を知らせる機会を持っていただければと思いますがいかがでしょうか？

それから、子供に習得させたいことについてですけれども、もちろん教育長のおっしゃることももっともなことだとは思いますが、実際にただ家庭の中で親が子供にいかにかそれをやらせてみるか、体験させてみるかっていうこと目安にも繋がると思っていますので、私は調査をしてくれと言っているわけではなくて、せめてそのリスト、木島平の子供たちにはこういうことができるようになって欲しいというリストがあると、親もうちの子はこれできているかなっていう、できていなければそこをちょっとやらせてみようかなっていう親への啓発にも繋がると思っていますので、そういうことはできないかということで再度お聞きしたいと思っております。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

再々質問の2点についてお答えをいたします。

初めて子供を持つ親御さんへのスマホのリスク等々について、やはり子供を守るということの周知というかですね、その辺のことについてお話がありましたが、このことにつきましては、例えば保育園の園長の話とか、または、園便りですかそういうようなことで話をする、知らせるというようなことも、今やっていないかやっていかなければならないというように考えております。

それから子供に習得させたいことということですが、やはりこれはプリント等ということではなくして、やはり一番は小学校であれば校長講話、これが非常に有力な手段ではないかなというふうに思います。

校長の話の中にちょっとそういうようなものを入れてもらうというように、依頼をしてやっていくということも一つの方法かなというふうに考えております。

議長（萩原由一）

以上で、江田宏子 議員の質問を終わりにします。

（終了 午前 11時 50分）

議長（萩原由一）

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時00分をお願いします。

（休憩 午前 11時 51分）

（再開 午後 1時 00分）

議長（萩原由一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 山本隆樹 議員。

（「はい、議長。3番。」の声あり）

（3番 山本隆樹 議員 登壇）

1. 老朽空き家対策について

3番 山本隆樹 議員

通告に基づき、3点質問いたします。

1番目。老朽空き家対策についてです。

木島平村空き家等対策計画が令和2年3月に公表されています。その中で令和元年の空き家把握数は152軒とされており、今回、定例会の初日の行政報告では、空き家は258軒とあり、空き家対策は急務となっております。

空き家問題については、相続等、法的な問題、個人の財産管理に及び、全国的な課題の一つです。村でも特に今年の大雪と3月の強風により潰れる事例もあり、近隣住民の不安を煽っております。

村として、適切な管理がされていない放置され危険と思われる老朽空き家は今何件で、どう対応されているのですか。また、特定空き家と認めた実績はあるのか、伺いたいと思います。

議長（萩原由一）

日基村長。

（村長「日基正博」登壇）

村長（日基正博）

それでは、山本議員の空き家対策についてであります。

村では、令和元年から各区、地区担当職員により外見調査等を重ねながら空き家の状況を把握してきており、件数についてはご報告をさせていただいたとおりでございます。

現在、村が行っている主な空き家対策としては、村の空き家バンク制度に登録していただき、古民家や中古住宅希望者への活用に向け取り組んでいるところであります。しかしながら、改修に多額の費用がかかる老朽が進んだ住宅については、買い手が付かないのが実情であります。

そういった住宅については、持ち主や相続人などに解体、除却していただかないと年々老朽化が進み倒壊するなど危険な空き家になってしまうのが実情であります。

質問の老朽空き家の対応については、経費負担を誰が行うのか等相続など法律上の課題もあり、有効な解決策がないことは行政報告で申し上げました。また、土地評価が低い地域ほど解決が難しい状況となっているのが実情であります。村としては今後、周辺住民の皆さんの安全の確保のため、ある程度行政が負担する経費や、地区の皆さまにもお願いすることも出てくるというふうに考えております。

具体的な数字と対応については、担当室長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業企画室長。

（産業企画室長「湯本寿男」登壇）

産業企画室長（湯本寿男）

それでは具体的な数字と対応についてお答えをさせていただきます。

ご質問の管理されていない放置されて危険と思われる老朽空き家について把握しているものは現在7軒ございます。特定空き家への認定実績は今までございません。

具体的な対応とすれば、できるだけ相続人の関係者へ協力をお願いをしながら、解体や除却をお願いし、一部でも危険回避していただけるよう要請をしてくれているのが実情であります。

しかしながら、関係者がいない、相続人がいない、相続放棄された住宅が危険な空き家になっているのが実情で、危険が想定されるケースについては、軽微なものであれば職員が対応してきたものもありますが、一時的な対応であり、解決につながらないのが実情でございます。

議長（萩原由一）

山本隆樹 議員。

再質問

3番 山本隆樹 議員

特定空き家に準ずるべき物件、今、特定空き家としては認めてないんですけど、その特定空き家に認定しないのはなぜなのか。

また、著しく景観を損なっている状態で、周辺的生活環境が脅かされている。例えばトタンが飛んできた、家の老朽部材が飛んできて危ない、というようなことは、もう空き家としては限界が来てて、もう躊躇せず、特定空き家として認定し対処するべきではないか、と思います。それが村の姿勢を示して、特定空き家を防ぐ取組が必要だと思います。特定空き家に指定されたら最悪、固定資産税が最大6倍、50万円以下の罰金等もあります。しかし、補助金でお得に処分でき、空き家解体を促している事例もあります。村としてどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

また3点目としては、相続放棄をしている物件、また、相続人がいないという物件は、先ほど7軒のうち何軒あるのでしょうか。質問いたします。

議長（萩原由一）

湯本産業企画室長。

（産業企画室長「湯本寿男」登壇）

産業企画室長（湯本寿男）

それでは、山本議員の再質問にお答えをいたします。

特定空き家の取組のお話でございますけれども、現在村では特定空き家と認定したケースはないと申し上げましたが、今まで関係人がいらっしゃったということで何とか対応できていたという実情もございます。

行政報告の中でもありましたように、今年の冬の大雪によりまして、そういった空き家が倒壊をしたというケースが何件かありました。村としても近隣に住む方々の、やっぱり安全性を確保するため職員で対応してきたという経緯もございます。しながらそういった状況にも限界がございまして、やはりこれから特定空き家に認定をして然るべき対応をすべき住宅も空き家もあるということは事実であります。

現在、特定空き家に認定はしてはおりませんけれども、空き家等の適正管理に関する条例の中で、必要最低限度の措置は、必要最低限の措置として行政がとるということも条例では可能とはなっておりますけれども、あくまでも最低限の措置でありますので、今後はやっぱりそういった特定空き家に認定をして、まず、それを除却するといった、手順に踏んでいくのが必要になってくるということがあります。場合によっては略式代執行ですとか、行政がそういった危険を回避する経費を負担していくっていうのも必要になってくるというふうに考えております。これについても国の制度も活用しながら、村の支出を最小限に抑えながら、そういった危険を回避するという方法も一つ取り組んでいこうと思っております。

それと、相続人がいない危険な空き家は把握しているのかということでございますけれども、数件あるのは把握をしております。ただ、あまり件数がありませんので、件数を上げると特定されてしまう恐れがありますので、具体的な件数については、申し上げるのは控えさせていただきますので、お願いいたします。

議長（萩原由一）

山本隆樹 議員。

再々質問

3番 山本隆樹 議員

今まで特定空き家に認めてなかったものを、これから本当に躊躇せずにしていただきたい、本当に危険だなと思うところは見ていてもありますので、その辺の対応をこれから安全を確保するためにもお願いしたいと思います。

それと再々質問の中で、本当に老朽空き家対策としても、まず空き家対策を促すことだと思います。まだ住める家も数年たてば莫大な経費、また解体費用が必要になってくる例も出てきておりますので、その辺を住民に本当に周知、徹底していく、これから空き家の問題に対しては、区の皆様にも、そういうものを周知するような対策をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか

議長（萩原由一）

湯本産業企画室長。

（産業企画室長「湯本寿男」登壇）

産業企画室長（湯本寿男）

それでは、再々質問にお答えをいたします。

山本議員おっしゃるとおりだと思います。これからますます人口減少ですとかによって地方の空き家というのは、都市部のみならず地方も同じように、空き家、老朽空き家の問題は増えてくると思っております。いかにその住宅、そういった住宅を老朽なる前に活用していくという点と、それを相続される方、息子さんなり子供さんにもしっかりと受け継いで管理をしていただけるような周知、啓発というのは充実させていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（萩原由一）

山本隆樹 議員。

2. 下高井農林高校の存続

3番 山本隆樹 議員

2点目、下高井農林高校の存続について。

2018年長野県教育委員会から高校改革 夢に挑戦する学び 実施方針が出され、具体的に再編・整備計画の方針が示されました。

岳北地域の高校の将来像を考える協議会から2020年1月に岳北地域における高校1区として、現在の2校の教育施設を将来にわたって残す。将来的に学校規模の更なる縮小が見込まれ2校の存続が困難となった場合は、下高井農林高校を飯山高校の地域キャンパスとして、現下高井農林高校の教育施設を活用した、下高井農林高校の地域キャンパス化とする。意見書が提出されました。

ほかの区よりもいち早く提出され、拙速ではないかとの声が出ましたが、あくまでも最後の段階としての地域キャンパスであり2校の存続と充実を求めて県に提言できるよう、他区に先駆けて方向を示されたとは私は理解しました。その後、2校の存続を視野に岳北地域高校の魅力づくり研究会協議会が立ち上げられ、農林部会で存続に向け協議・検討されています。

令和3年2月に岳北地域における魅力ある高校教育に向けての要望・要請書が提出されています。また、下高井農林高校も地域振興、地域活性化の拠点校としての役割を明確にし、地域創造に関連する専門領域に特化した新学科を設置し、地域産業を担う人材を育成したいと4月から学科の改編、地域創造農学科として取り組んでいます。

そこで質問です。2021年、令和3年3月の再編・整備計画2次案によると、中山間地存立校の基準について、2022年度、2023年度に2年連続して在籍生徒数が160人を下回る場合は、再編対象とする

とあります。

下高井農林高校の2022年の新生は48人で在籍生徒数は148人です。2023年度在籍生徒数が160人を下回った場合は再編対象となるのか。しかし、全県の再編・整備計画が策定された後の2022年度から適用をする、開始するとありました。現在、再編・整備計画が進められている通学区もあり延びています。その通学もあり、適用の開始はいつ頃からか、今後の高校再編のスケジュールの変更案が県から示されているのか、村としてどう認識され、対応しようとしているのかをお聞きしたい。

又、長野県教育委員会へ岳北地域高校の魅力づくり研究協議会として要望書を提出している再編基準の緩和で2年連続して在籍生徒数が160人を下回る場合は、再編対象となる160人の枠を考え直して欲しいと求めています。県教委の回答も伺いたいと思います。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

それでは、下高井農林高校の存続についてのご質問であります。

村としても、そしてまた魅力づくり研究協議会としても再編基準の見直しを求めているところであり、また、同時に村では集落支援員を置き、小中学校や地域の皆さんへ下高井農林高校の魅力を発信するための支援を行ってきています。

ご質問について、教育長に答弁させます。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

村長の答弁の補足としまして、最初の質問であります再編整備計画の適用はいつ開始されるか、および高校再編のスケジュール等についてお答えをいたします。

今回の3次案は、旧通学区単位の協議会が提出した意見提案書を参考に県教委が第2期再編・整備計画の最終案としてまとめて示したものであります。これは、あくまでも3次案であり、確定した3次案ではありません。それによりますと再編のスケジュールであります。1、2次案を含む第2期再編については、年内には、3次案の対象地域ごとに住民説明会を開催し、3次案の確定、そして、2030年3月第2期整備計画完了を目指しております。

県教委は、今後、住民説明会を開催しながら、年内の確定を目指す方針であります。

また、再編基準につきましては、3次案の案が取れて確定となった翌年度を初年度として適用するとしております。年内、つまり令和4年度、今年であります。に案が取れば来年度からの適用となります。再編基準につきましては、岳北地域高校の魅力づくり研究協議会として、また農林高校部会の要望事項として、地域の様々な現状を鑑みて、改めて基準の見直しを県教委に要望しております。

2つ目の質問にあります、今まで岳北地域高校の魅力づくり研究協議会として県教委に提出した要望書の中の再編基準についてであります。下高井農林高校に関して言えば、今春の高校入試結果から入学者数を計算すると、高校再編基準に該当してしまう可能性が大きい訳であります。県教委は下高井農林高校については、地域の意見を聞いた上での方向性を示している。しかし、この基準自体が凍結中であり具体的なことは言えない。ただ、再編基準を示している以上、基準に照らして考えていくことが基本であると、県教委教育次長が4月の27日の県の教育委員会記者会見で話しているのが現在の実情であります。

議長（萩原由一）

山本隆樹 議員。

再質問

3番 山本隆樹 議員

確認したいのですが、2030年3月までは、今の案ですけど2030年3月までは従来どおり2校は存続され、その後、その再編基準に沿うという理解でよろしいのでしょうか。

それと、今言われたその再編基準の変更も、まだ、これからあるという事で理解してよろしいのでしょうか。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

2つの再質問がありましたので、お答えをいたします。

最初の2030年3月までというお話で、その後、2校に存続されるというようなことのお話のようでしたが、県の方では、これまでは今現在、この間3次案が出ました他の地区の色々な通学区の方、それを何とか完了したいということでもあります。以前から、村長の方も申しておりましたが、この2030年3月になれば、また、それ以降、下高井農林高校がなくなるというわけではなく、やはりこれは存続していく、最初言われましたように、キャンパス化というようなことがあるわけでもあります。そんなことで、全くこのなくなって1校になるということではありません。

それから、2番目の再編基準の変更がありうるかということでもあります。

これは、私どもこちらの方ではなんとも言えません。しかし、再編基準が示されていますが、しかし、あっても、やはり何ですか、再編基準の見直しを求めていくというようなことをこの農林高校部会では、考えて、そしてまた今月の30日に県教委に要望書提出を予定をしております。

以上です。

議長（萩原由一）

山本隆樹 議員。

再々質問

3番 山本隆樹 議員

本当にその後ですけど、再編基準に届くまでは、まだ、従来どおり2校は存続し、魅力ある高校作りに協議していくということだと理解します。

一つ県への要望案の中で、卒業生や社会人などが、より実践的に農林学について学べる専攻科の設置というの、初回求めています。また、その後、令和3年2月に県へ農林部会として要望が上がっている回答、例えば一つに、生徒が経営感覚を持って活動できるためにも、販売実習、売上金の生徒への還元額の見直しを行う、というような要望書も一つとして、要望書が出ていますが、これについては回答しているのは県から来ているのでしょうか。もし、あの来ていたり、これからの存続をまだ考える中で要望、要請した案をいち早く実行し、存続できる魅力ある下高井農林高校への取組をまず目指して行っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（萩原由一）

小林教育長。

(教育長「小林 弘」登壇)

教育長（小林 弘）

昨年度、令和2年度の県に提出した要望について、県の方から回答があったかどうかという件であります。県の方に回答いたしまして、例えば先ほどの売上金の一部を生徒に還元するというようなことも要望書の中に入れたわけでありますが、県の方では、補助金を使ってやっている学校であると、全て還元するというわけにはいかないと。また、更に農林高校だけではなく、他の農業関係の学校もあるということで、その辺のことについては、また考慮はするけれども、難しいとかですね、全てを還元するという事は、難しいっていうか、そういうような回答がありました。

それから、経営の要望事項としてであります。先ほど専攻科ということがありました。本年度の要望事項の中には、内容はだいぶ変わってきております。昨年度の要望事項で県の方、そして実施をしたという部分がありました。4つありますが、本年度渡り廊下、本年度っていうのは昨年度、3年度ですね、渡り廊下の屋根及び外壁の修理や塗装等の予算化と工事着工をしていただき感謝しております。更に生徒にとっても魅力的な学習環境を提供するよう、実習棟の屋根の修理、塗装等よろしくお願ひしたいと。

それから、2番目といたしまして、令和3年度は、農業ハウスのバック栽培野菜用システムおよび圃場水利管理システムを導入していただき、感謝しております。更に魅力的な専門教育、キャリア教育を充実していくために、ドローンやAIを活用したスマート農業に向けて、農業機械等の先進的機材の導入に財政的な措置をお願いしたいというようなことも挙げております。

さらに、今回は新たな要望事項といたしまして、これからの探究的な学びを深化させるために、地域に密着した小規模高校のために、1学級の定員の引き下げを考慮しながら、少子化時代の教育のあり方について研究を進めてほしいということ。

4番目は、先ほどの再編基準とも関連してきておりますが、在籍生徒数が120人以下の状態、もしくは在籍生徒数が160人以下、かつ、卒業生の半数以上が該当高校へ入学している中学校がない状態が2年連続した場合には、再編対象としてというようなことがあります。再度、この基準の見直しを求めるというようなことで、令和3年度の県への要望として挙げております。

議長（萩原由一）

山本隆樹 議員。

3. 国道403号の水没対策

3番 山本隆樹 議員

では、3点目の国道403号の水没対策についてです。

近年、局地的大雨や集中豪雨が各地で観測されており、いつどこで災害が起こってもおかしくありません。

国道403号の大橋から新橋区間で豪雨のたび水没し通行止めとなることから、村で樽川の左岸に沿っての移設を要望しています。

国道の付け替えとなると大きな変更となり時間を要することから、移設案だけでなく、現道路の嵩上げ案も含め早急な対策を検討すべきと考えますが、村の考え方はいかがか、お聞きしたいと思います。

現在、台風等増水対策として、樽川の河川整備事業では、樽川の川底が整備されました。今後、道路対策としての進捗状況と今後の取組について伺いたいと思います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

(村長「日墓正博」登壇)

村長（日墓正博）

それでは、国道403号の水没対策ということですが、国道403号新橋付近につきましては、近年では令和元年10月の令和元年東日本台風の豪雨によりまして冠水し、昨年8月の豪雨の際にもあつとわすかで冠水する状況となりました。

県管理の道路であります、村の重要幹線道路でありますので、この冠水対策についてはかねてから要望してきております。また、令和元年東日本台風による被害を受けまして、更に強く要望してきているところであります。

豪雨の度に冠水し分断することのようでは、防災・減災対策として十分とは言えませんので、堤防強化とともに国道403号を樽川左岸の堤防沿いに移設し豪雨による冠水被害を受けない安全な道路となるよう国・県に対し要望してあります。

現在、この要望についての回答はいただいている状態ですが、本年度、県では概略検討を進めるため、現在、ドローンによる概略の地形測量を実施中との報告を受けておりますので、引き続き要望活動を展開して参りたいと考えております。

議長（萩原由一）

山本隆樹 議員。

再質問

3番 山本隆樹 議員

今、説明の中で、概略の地形測量を実施中との報告をいただきました。この地形測量の目的は何ですか、ということなのですが、現国道の403号の嵩上げだけで水没が回避できるか、それともやはり移設をせざるを得ないとの判断の資料にするのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（萩原由一）

小松建設課長。

(建設課長「小松宏和」登壇)

建設課長（小松宏和）

山本議員の再質問についてお答えいたします。

現在実施中の概略の地形測量という内容ですが、村長答弁にもありまして、今まで要望していた中で明確な答えというのはいただいているという状況の中で、県の方で今年度、周辺の地形図が詳細なものがないということで、これから検討に入るといふベースの地形を確認取るために測量を実施しているという状況でございます。

議長（萩原由一）

山本隆樹 議員。

再々質問

3番 山本隆樹 議員

これからってことなのですが、その嵩上げ案については村としてどう考えているのか、確認したいのですが、例えば道路の嵩上げ案は、その新橋地区の、かえって水害の、こう嵩上げしちゃうので、新橋地区の水害が拡大しちゃうのじゃないか、また、それによって市之割地区への水害も心配に

なってきた、逆に嵩上げするよりは、やっぱり移設した方が、適当だろうというふうに考えているのか、その辺の移設案と嵩上げ案のメリットとデメリットとあると思うのですが、村としては例えば、早くて、どっちかって言ったら、料金の少ない嵩上げ案の方が、出てきた場合、どういうデメリットとメリットあるのか、どう捉えているのか、お聞きしたいと思います。

議長（萩原由一）

小松建設課長。

（建設課長「小松宏和」登壇）

建設課長（小松宏和）

それでは、山本議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどもお話したとおり、県の方では、これから検討に入るということで、村の方では一つの案として、左岸に動かしたらどうだという内容を付して要望しているところでもありますけれども、県の方ではこれから実質的に動き始めるということでもありますので、何がメリット、何がデメリットも含めまして県が管理する道路の必要な部分について、この後検討に入っていくということでもありますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

以上で、山本隆樹 議員の質問は終わります。

（終了 午後 1時 35分）

議長（萩原由一）

ここで暫時休憩いたします。

再開は、午後1時45分をお願いします。

（休憩 午後 1時 35分）

（再開 午後 1時 45分）

議長（萩原由一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 勝山 正 議員。

（「はい、議長。8番。」の声あり）

（8番 勝山 正 議員 登壇）

1. 移住・定住について

8番 勝山 正 議員

それでは、通告に基づきまして、3点について質問をしたいと思います。

最初に、移住定住についてでございます。

今朝の信濃毎日新聞にですが、2021年度の県外から県内に移住した人が2,960人程ということの記事が載っておりました。

新型コロナの下での意識や働き方の変化で高まった、地方回帰への関心が非常に結びつき始めているとの報道でありました。

コロナ禍で外出の自粛や、在宅勤務を経験したことを機に、生き方や働き方を考えたという人も多いのではないのでしょうか。テレワークを利用すれば、大都市に住まなくても仕事ができる。感染リスクの高い都市に住みたくない。広い家でのストレスを溜めずに在宅ワークをしたいなどの理由から、

地方に移住した人の例がマスコミ等で紹介されました。

緊急事態宣言やまん延防止措置が繰り返され、不要不急の外出や移動の自粛、飲食店の営業時間短縮など多くの制限が課されており、都市で暮らすメリットが失いつつあります。

また、テレワークができる環境であれば、通勤する必要がないため、住宅費の負担も軽く、快適な生活ができそうな地方に移住したいと考える若い人たちが増えているのかもしれませんが。

仕事があれば移住する。田舎暮らしや仕事等が合うかわからない。収入が不安定になるのが心配などから、地方での居住、就労経験のない若者にとって、移住に一步を踏み出せない方も多いのではないのでしょうか。本村においては、空き家の活用調査を実施し、新たに空き家バンクへの登録希望者が29件、空き家や移住に関する相談も大幅に増えていることから、相談体制の強化を検討していくとされております。今年これ件数増えたということは、今年の大雪による影響もあるかもしれません。

そこで、次について伺いたいと思います。

1点目、相談体制の強化とはどのようなことか。

2点目、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域に移住を図る地域おこし協力隊制度を活用したらどうか。この件に関しましては、山崎議員の地域おこし協力隊についての話もありましたように、やはり地域に入りまして、農業をするなり他の仕事をするなりして任期が終わった時点です、こちらの方へ定住するという起業も含めてでありますけど、そういう協力隊制度の活用はどうかということでもあります。

3点目として、空き家は無償で借り受け、移住者向けの住宅に改修、一定期間経過後、所有者に返却、その後は入居者と所有者間で売買や賃貸などの手続きをする方策についてはどうでしょうか

4点目、農林水産業、商工業等の担い手確保や、地域内外の若者等呼び込むようにするための総務省が今行っております、特定地域作り事業協同組合制度とはどのようなものでしょうか。また、移住者向け就労支援に対応できないでしょうか。

以上、4点について伺いたいと思います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

勝山議員の移住定住についてというご質問であります。移住関係の対策については、多方面で取組を進めているところであります。取組の評価としても、雑誌等の評価でも移住したい村として上位ランクに位置付けられていることは、大変うれしいことでもあります。今後、更に進めていくためには、教育の充実や住宅の確保、また、区をはじめとした魅力的な村づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の具体的な答弁については、担当室長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業企画室長。

（産業企画室長「湯本寿男」登壇）

産業企画室長（湯本寿男）

それでは、私の方から説明をさせていただきます。

1点目の相談体制の強化ということでございますけれども、現在、具体的にどのような強化が効果的なのか検討をしている段階です。今、現在としては、村で職員が直接相談業務を行っておりますけれども、民間の方に行っていただくということなども、併せて検討していきたいと思っております。

ります。

状況としましては、行政報告でもありまして、4月以降に空き家バンクの内見や移住相談、最近では、農業従事の移住相談も多くなっております。

対面や電話、メールのほか、昨年7月からはオンラインの受付も行うなど、担当係以外でも、農林係や子育て支援係のほか、農業関係者や先輩移住者にも協力をいただくなど、多方面の調整もしながら相談に応じている状況であります。

2点目の地域おこし協力隊のご提案ですが、現在、移住定住推進係には元地域おこし協力隊の集落支援員を配属しておりまして、移住者目線での相談業務を担っております。今後、ご提案の件も含めて有効に制度活用しながら体制強化の検討をしていきたいと思っております。

3点目のご質問については、以前にも何度か同様のご質問をいただいている件でございます。

村が空き家を借受け、改修して貸し出すというご提案でございますが、県内で取組をしている自治体では、民間の賃貸物件がなく、制度を活用し自治体が賃貸物件を用意している実態もあるようです。

例えば民間の事業者にも、そういう賃貸事業をお願いしていくのも一つの方法としていくのもいいのかもしれない。

また、村では空き家の活用補助金に、今年度から所有者から賃貸業を目的として空き家を購入し、6か月以内に貸し出す予定のある者を補助対象に追加したところ です。

村内には、個人が空き家等を取得して賃貸していたり、民間事業者が個人の住宅の賃貸の仲介をしている例もありますので、そういった方々のご意見等も参考にして対策していきたいと思っております。

最後の特定地域づくり事業協同組合制度の件でございますが、ご提案のとおり、移住者向けの就労支援としては可能性としては考えられると思えます。

この制度については、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、国が財政的、制度的な支援を行うものです。

現在、全国で33組織されており、長野県では生坂村、小谷村で取組が行われております。

具体的な流れとしては、まず協同組合を組織し、四季を通じたマルチワーク、多様な仕事を構築し、例えば春は介護職、夏から秋は農業、冬はスキー場のインストラクターなどの業務に従事する、人材の受入れ、また、人材の派遣を行うイメージとなります。

この制度を移住のステップに活用している地域もあり、また、任期の終わった地域おこし協力隊の受け皿にしている市町村もあるようです。

いずれにしても、まず、この組合をどのように誰が行っていくのか等、課題も多いと感じます。

他市町村の取組も参考にしながら有効かどうか検討をしていきたいと思っております。

議長（萩原由一）

勝山 正 議員。

再質問

8番 勝山 正 議員

それでは、再質問させていただきます。

移住者、若者を受けするには、就労場所が必要だというのは、これは皆さん分かっていると思えます。

特定地域づくり事業協同組合を行う場合につきましては、実施する都道府県知事の認定を受け、先ほど課長から話ありましたように、労働者の派遣事業を行うものであります。

労働者派遣事業につきましては、許可ではなく認定で実施することが可能となるようであります。

移住者にとって、土地勘やコネクションがない中、仕事や住まいを見つけるのには至難の技ですし、それが自分に合っているのかどうか、判断するにも時間がかかります。

この制度を利用することで、移住への一步を踏み出せるのではないのでしょうか。

相談体制の強化の中に、協力隊の活用とともにですね、この事業を取り入れてはどうか、自治体が主体となるわけではありませんけれど、地域の事業者、例えば観光業者、農林業者等により組織されるものであります。

また、設立までには多少時間がかかるとは思います、事業内容を精査しながらですね、取り組むべきだと私は思います。

この制度を活用することで、安定的な雇用環境と、一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等呼び込むことができるようになると共にですね、地域事業者の事業維持拡大を推進することができると思います。

そのことについてどうでしょうか

議長（萩原由一）

湯本産業企画室長。

（産業企画室長「湯本寿男」登壇）

産業企画室長（湯本寿男）

それでは、勝山議員の再質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、地域の担い手を確保するための新たな取組として、この制度については令和2年度から始まった制度であります。

新たな地域の外から若者を呼び込むために安定的な雇用の確保と、また、それに伴いまして、一定の水準給与の確保というのは非常に有効な手段と思っております。

総務省が今年の3月にまとめました調査報告書、この制度の調査報告書によりますと、組合設立の目的として一番多いのが、やはり移住定住の受け皿作り、と、あと季節によって繁忙期、例えば農業ですとか、そういった季節の業務の人手の確保、また、通年雇用できる仕事の創出などの目的が多く、やはり、地域の人手不足解消のための設立目的が多いようです。

中には、音楽家を目指す若者を確保するためそういった特化した取組をしている自治体もあるということでもあります。

しかしながら、その調査報告書の中では、課題感も多く、季節を通して安定的な雇用を確保すること、または、一定水準の給与を確保すること。また、事務局の運営体制の充実として、国や自治体からの財政支援はあるにせよ、継続した運営費の確保、派遣先事業、派遣先事業所の確保、人材の教育訓練体制の確保など、課題もまだまだ多いようです。

本村では、農業分野などにおいては、繁忙期における人手不足の課題がありますが、制度の活用については今後まだまだ検討が必要と感じております。

ただ、企業や団体などで取り組んでいただけたところがあるようでしたら、村としても積極的に支援をしていきたいと考えております。

議長（萩原由一）

勝山 正 議員。

再々質問

8番 勝山 正 議員

再々質問というより、半分お願いみたいな形なのですが、確かにこの制度そのものにつきましてはちょっと私の勉強不足もありますけれど、事業の内容がうまくいけば、若い人たちの就労支援の、特に若い人たちが都会から入ってくるにしても就労場所が見つかるということでもありますので、受入れ体制の充実を図るっていう意味でもですね、こういう組織を先ほど話しましたように、新しい取組の

一つとしてですね、自治体だけでやるわけにはいかないのです、その分も含めた中でですね、機会を設けながら、こういうのを皆さんに声をかけながらどうなんだっていう話をしていくべきだと私は思っておりますので、確かにさっきも話しましたが、簡単にはできる事業じゃないとは私は思います。

なので、難しいからやらないというよりは、将来的に若者を移住定住させるために、また、就労支援するためにも、やっぱりこういう事業が必要だと私は思っておりますから、是非ともですね、移住定住テレワーク、テレワークもそうですし、先ほどありましたオンラインでの取組もそうですけれど、これを中に入れてましてですね、しっかりとした移住定住に向けた取組の一つとして、是非とも取り組んでいただきたいと思いますので、そこら辺だけは、もう一度お聞かせください。

議長（萩原由一）

湯本産業企画室長。

（産業企画室長「湯本寿男」登壇）

産業企画室長（湯本寿男）

実際に取り組むかどうかは、もう少し、すいません研究をさせていただければと思いますが、自治体だけでの取組ではございませんので、こういった事業もあるよとか、こういった制度紹介はさせていただいて、また、皆さんで情報共有しながら進めていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

勝山 正 議員。

2. 国・県の千曲川河川整備状況について

8番 勝山 正 議員

是非ともですね、良い話になろうかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

それでは、2点目の国県の千曲川河川整備状況についてお伺いしたいと思います。

前にも同じような話をさせていただきました。千曲川の増水によるバックウォーター現象につきましては、千曲川下流の狭隘箇所によるものと考えております。豪雨のたびに立ヶ花で通過した大量の水が行き場を失い、湯滝地区、西大滝地区で滞留し、バックウォーターにより樽川の水位を上昇させ、これまで以上の水量が木島平村に流れ込む可能性が大きいと考えております。

河川整備は、下流から対策を講ずるのが一番、一般的だと思っております。

そこで、次の点について伺います。

1 個目、国や長野県が取り組んでいる現在の事業および今後の事業は何か。樽川の浚渫工事、堤防工事も含めてでありますけど、お願いしたいと思います。

2 点目、令和元年の台風 19 号規模が発生した場合、千曲川の堤防を越水する可能性があります。その時の対応、対策は何かありますでしょうか。

3 点目、千曲川の河川整備が最も重要な対策の方策でありますけど、村としての考え方と具体的な取組は何か。

4 点目、国県、市町村が連携して対策を講ずるとした行政の対応だけでは難しいと思っております。関係市町村の住民の力を一堂に会し、要望を発信すべきと思っておりますが、その点についてどうでしょうか。

以上、4点についてお願いします。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日臺正博）

それでは、千曲川の河川整備の状況についてということであります。

令和元年10月に発生しました、令和元年東日本台風によります記録的な大雨において、信濃川水系では各所で甚大な被害が発生したところであります。このような状況を改善するため、国、長野県、新潟県及び流域の市町村が連携して、令和2年1月に信濃川水系緊急治水対策プロジェクトが取りまとめられまして、治水事業を推進することとなりました。

関係する信濃川水系流域の市町村は長野県で41、新潟県で7市町となっております。

村の周辺の千曲川の対策では、堤防の整備や強化、水位低下を目的とした立ヶ花及び戸狩地区等の狭窄部分の河道掘削等については、上下流のバランスを踏まえた対策として既に進められてきており、中野市の上今井地区や飯山市の蓮地区での遊水地の整備についても実施に向けた取組が進められております。

これらの対策等により、この地域の千曲川では令和元年東日本台風規模の洪水では氾濫せず、流下した場合でも150cmの水位低減が図れる、そういう計画で進められております。

上流域、下流域のバランスを考慮した計画で対策工事等が進められていますので、今までの洪水規模では心配ない状況となっております。

このプロジェクトの着実な推進と早期実現に向け、村としても国、県に対して要望活動を行ってきておりますが、北信地域2市3村、また、議会の皆様も含め構成されている北信地域千曲川等改修促進期成同盟会としても住民の総意として今後とも要望活動を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

国、県の事業の状況につきましては、担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

小松建設課長。

（建設課長「小松宏和」登壇）

建設課長（小松宏和）

村長の答弁に補足いたしまして、勝山議員の1点目と2点目の国県事業の状況についてお答えいたします。

はじめに、国や長野県が取り組んでいる現在の事業及び今後の事業についてですが、北信地域で村にも関係する主な河川関係工事につきましては、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所が実施する、中野市の立ヶ花地区と飯山市の戸狩地区の河川狭窄部の河道掘削工事と、中野市上今井地区と飯山市蓮地区で計画されている遊水地設置関係の調整が進められることとなります。

県事業関係では、一級河川樽川、馬曲川の緊急性の高い浚渫工事はほぼ実施済みで、今後は河床の変動等河道内の状況を注視しながら、堆積土の除去や樹木の伐採などの対応を図る計画とのことであります。

2点目の令和元年台風19号の規模が発生した場合、今度は千曲川の堤防を越水する可能性がある。その対策、対応はという点ではありますが、村長答弁のとおり、令和元年東日本台風規模の洪水が氾濫せずに流下した場合でも約150cmの水位低減が図れる計画で進められています。

河川関係工事としては、河道掘削や遊水地の設置、また、上流部のダムによる洪水調整機能の強化などが主なハード対策の工事となっております。

再質問

8番 勝山 正 議員

それでは、再質問させていただきます。

村長の答弁の中にもありましたけれど、地域住民の総意として要望活動を行っている、今、そういう答弁されておりました。要望活動の内容についてですね、詳しく広報等で周知することができないか。また、近隣市町村住民との一度に会してですね、要望活動を行うよう、前にもそういう話を出したことあるのですが、そういう要望活動ができないかどうか。その2点についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

皆でってということだというふうに思いますが、北信建設事務所、それからまた千曲川河川事務所と異動等で変わる度に、こちらの状況等を説明申し上げて要望活動をしているところでもあります。これらについては、関連市町村と共に行っているわけではありますが、その状況については、かなりご理解いただいているなというふうに思っております。ただ、実際に予算づけ等となるとやはり、国等への要望が必要かなというふうに思っています。それらについてはまた、今後、国とか北陸地方整備局等の要望も含めてまた検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

再々質問

8番 勝山 正 議員

そういう要望活動の内容についてですね、私達もその会議なんか参加させてもらっていますので、ある程度わかっているつもりでありますが、今どういう状況でですね要望活動をやっているかっていうのは広報等でね、知らせることが本当に私は一番村民の皆さんに伝えられるかなと思いますので、その点について、可能かどうか、ちょっとそれだけ教えてください。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

ご存知のことと思いますが、従来から大きな課題として要望しているのは、千曲川、それから信濃川にかけて、野沢温泉から新潟県の津南町にかけて一部県管理区間があるということで、国の一体的な計画づくりの中から、言ってみれば外れているということでもあります。その辺をぜひ国の直轄管理、一体的な管理にして欲しいというのは長年の要望であります。もう20年以上30年ほどになるというふうに思いますが、これらについてこれまではこの北信の関係市町村ですと要望していたところですが、最近県の方もその要望を併せて国の方に上げていただいている、そしてまた、ここ1年、2年ぐらい新潟県の方でもそれに19号台風の影響等を受けまして、新潟県でも同調してもらってきているということで徐々に進んでいるのかなというふうに思います。

やはり、樽川、馬曲川の洪水の心配は村とすれば一番大きいわけではありますが、やはり本流である千曲川の改修については、国がしっかりと一体的な計画の下で整理をして欲しい、そういうことをまず第1に要望していきたいというふうに考えております。

個々の要望事項については、樽川、馬曲川のバックウォーターの問題、それらについても要望したり、それからまた、主には飯山市、中野市、野沢温泉等で浚渫だったり、堤防の補強だったり、内水対策だったり、上げておりますが、その中で村に直接関係するものについて、また広報等でも周知しながら皆さんにも理解していただく、そういうような取組を進めていきたいというふうに考えており

ますので、よろしくお願ひいたします。

議長（萩原由一）

勝山 正 議員。

3. 国道 403 号整備状況について

8 番 勝山 正 議員

それでは、3 点目の国道 403 号整備状況について、お願ひしたいと思ひます。

長年の懸案でありました柳久保地区の狭隘箇所^{（注）}の整備事業が実施される予定ではあります。依然として更地状態にありますが、既に施行業者も確定と聞いております。最近になりましてですね、測量したのかどうか、マーカーしてあった部分^{（注）}がだいぶ増えてきておりますので、だいぶこれから手続きが進むのかなあというふうに感じております。

まだまだ今の状況でいきますと、工事がいつ始まるのかわからないという状況でありますので、当時 4 月、3 月か 4 月かな、の時に設計計画書が出されました。そのことによってこれからの工事体制をこういう形でやりますよってということで、403 号の協議会の方ですね、各区の役員の皆さんの方へそういう情報を流した経過があります。ただ、その後ですね、今の状況で何も進んでないという状況でありましたので、今の状況については、どこら辺まで進んでいるのかということをしつかりと伝えなくちゃいけないと思ひますので、今の状況についてお答へ願ひたいと思ひます。

また、同じ 403 号のうちの千ノ平地域において、一部道路が崩れ落ちた状況であります。本路線につきましては、飯山から山ノ内町に通ずる広域観光路線でありますし、経済の唯一の道路でもあります。大型自動車も通りますし、観光のバスも通ります。一般の皆さんの朝夕の交通量も結構多いものですから、今の状況がずっと続いていてもいかなものなのかなというふう^{（注）}に思っております。

今後ですね、梅雨に入り、大雨により更に被害が拡大する恐れがある状況であります。それでこれからのですね、状況として、対策等、そのための対応はどのようにされているのか、お答へ願ひたいと思ひます。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

それでは、国道 403 号の整備状況についてということですが、国道 403 号については、村の重要路線ではありますが、県が管理する道路でありますので、村としては問題箇所等の改良の要望を行い、逐次改良整備が進んできております。

柳久保地区の狭隘箇所^{（注）}についても、既に県で工事発注がされておりますので、その状況につきましては、担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

小松建設課長。

（建設課長「小松宏和」登壇）

建設課長（小松宏和）

村長の答弁に捕捉いたしまして、勝山議員のご質問にお答へいたします。

はじめに、柳久保地区の狭隘箇所^{（注）}の状況につきましてですが、今年、既に北信建設事務所から工事が発注され、地元区等との調整が進められている状況です。

当初、早期完了を目指し、春からの施行を予定していたとのことでありますが、工事区間の中に農業用の水路の付け替えがあり、関係者との調整の結果、稲作に影響が出ない秋に工事を実施する計画となっているとのことであります。

2番目の千ノ平地区の道路路肩の崩落の関係につきましては、現在、工事用信号機により交互通行となっている箇所ではありますが、県では緊急調査を実施し、直ちに大規模な崩壊の拡大の危険性はないと判断しているということでもあります。

恒久的な対策につきましては現在設計が完了し、工事の実施に向けて予算の確保を図っているという状況であるとのことであります。よろしくお願いたします。

議長（萩原由一）

勝山 正 議員。

再質問

8番 勝山 正 議員

再質問をお願いしたいと思います。

確かに水路、柳久保地区につきましては水路、水が豊富に流れておりますので、今の状況でいきますと、丁度田植えの時期に重なるということでありまして、若干ですね、伸びるということをお話聞きました。この内容につきましても、先ほどお話ししたように協議会があるわけですから、協議会から文書も各役員さんの方にも通知出してあります。ということでもありますので、こういう状況で工事期間が先に行くのだというような内容についてもですね、やっぱり地元なりに知らせるべきではないでしょうかね。やっぱりみんな心配しているのは、地元の人たちは知ってるかもしれませんが、そこを通過したり通ったりしている人たちが見てれば、いつまでやっているんだな、いつになるのかななんて心配事になるかと思っておりますので、そこら辺についてはしっかりと連絡なり通知をして欲しいかなというふうに思います。その点についてお願いしたいと思います。

それと千ノ平の路肩の崩落の関係ですけど、直ちに大規模な崩壊の拡大はないと判断したというのですが、災害ってのは、決まっておりにやってくるわけではありません。状況見ますと、結構高い所ですのでちょっと地盤も固いのかもしれないですけどね、実際には早急な取組をしていただくような要望活動をしていくべきだなというふうに思っております。

その点について予算の確保を図っているということでもありますので、そうは言いましても、やっぱりいろんな所で災害が発生しております。いざ、だから災害発生した時にその当時は良かったからっすぐ済まないような状況の場所でもありますので、しっかりと県と話をさせていただいて、早急な工事着工ができるような取組をしていただきたいと思います。その点についてはどうでしょうか。

また、地元の人ですね。千ノ平地区の人もそうですし、あそこは朝歩いている人もいるのですけれど、非常に心配しておられます。このままで大丈夫なのかなって話も出ておりますので、地元ですね、糠千区でもいいですけど、今どういう状況になっているっていう説明もしていただけるかどうか。

その2点についてお願いしたいと思います。

議長（萩原由一）

小松建設課長。

（建設課長「小松宏和」登壇）

建設課長（小松宏和）

それでは、勝山議員の再質問につきましてお答えいたします。

最初に柳久保地区の国道の関係でありますけれども、進捗状況、工事の実施につきましては県の方

で行っているわけでありますが、春につきましては、協議会の事務局の方から、それぞれの関係する区の役員の皆様等にご連絡申し上げているところでありますけれども、今後、県と相談いたしまして、周知できるようなことで進めていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目、千ノ平の工事の関係、安全確保の関係でありますけれども、県の方では、今、路肩の崩落箇所につきましては、地盤の方が岩盤の上に立っているということで盛土のように滑るようなイメージではないということの、代表すればそのようなイメージとして受け取っていただければいいというような形になりますけれども、それぞれ安全対策をした上で、通行を確保しているという状況であります。今後の予算確保した上でいつからできるというような案内につきましては、この後あるかと思っておりますので、それぞれ関係する皆様にはお伝えしていきたいというふうに考えております。

よろしくお願い致します。

関係する皆様につきましてそれぞれの方と相談いたしまして、関係する皆様の方に、県の方に確認した上で対応の方を相談してまいりたいと思っております。

議長（萩原由一）

以上で、勝山 正 議員の質問を終わりにします。

（終了 午後 2時 24分）

議長（萩原由一）

以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労様でした。

（散会 午後 2時 24分）

令和4年6月第2回 木島平村議会定例会
《第4日目 令和4年6月16日 午後3時30分 開議》

議長（萩原由一）

本日の会議は、諸般の都合により、午後3時30分に繰り下げて開くことにします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

この際、日程第1、議案第46号「木島平村金銭物品等寄附募集に関する条例の廃止について」の件から、日程第8、議案第53号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の件まで、以上、条例案件2件、予算案件5件、事件案件1件あわせて8件を一括議題とします。

なお、以降、議案等の「木島平村」及び「令和4年度」の部分については、省略させていただきますので、ご了承願います。

本案については、先に各委員会に付託してありますので、順次、各委員長の報告を求めます。

はじめに、総務民生文教常任委員長の報告を求めます。

総務民生文教常任委員会、土屋喜久夫 委員長。

（総務民生文教常任委員長「土屋喜久夫」登壇）

総務民生文教常任委員長（土屋喜久夫）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第46号、木島平村金銭物品等寄附募集に関する条例の廃止について。

議案第53号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

審査の結果、いずれも「原案可決」です。

議長（萩原由一）

つぎに、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会、勝山 正 委員長。

（産業建設常任委員長「勝山 正」登壇）

産業建設常任委員長（勝山 正）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第47号、木島平村田舎暮らし体験住宅設置条例の一部改正について。

審査の結果、「原案可決」であります。

以上であります。

議長（萩原由一）

つぎに、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会、土屋喜久夫 委員長。

（予算決算常任委員長「土屋喜久夫」登壇）

予算決算常任委員長（土屋喜久夫）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第48号、令和4年度木島平村一般会計補正予算（第2号）について。

以降、「令和4年度木島平村」を省略させていただきます。
議案第49号、情報通信特別会計補正予算（第1号）について。
議案第50号、介護保険特別会計補正予算（第1号）について。
議案第51号、観光施設特別会計補正予算（第2号）について。
議案第52号、下水道特別会計補正予算（第1号）について。
審査の結果、「原案可決」であります。

議長（萩原由一）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（萩原由一）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切り、これから討論を行います。

（討論なし）

議長（萩原由一）

「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。これから採決をします。

日程第1、議案第46号「金銭物品等寄附募集に関する条例の廃止について」。

本案に対する委員長の報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり「可決」されました。

日程第2、議案第47号「田舎暮らし体験住宅設置条例の一部改正について」。

本案に対する委員長の報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり「可決」されました。

日程第3、議案第48号「一般会計補正予算（第2号）について」。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（萩原由一）

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり「可決」されました。

日程第4、議案第49号「情報通信特別会計補正予算（第1号）について」の件から、日程第7、議案第52号「下水道特別会計補正予算（第1号）について」の件まで、以上、予算案件4件について一括採決をします。

本案に対する委員長の報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第49号から、議案第52号まで、以上、予算案件4件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

日程第8、議案第53号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」。

本案に対する委員長の報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり「可決」されました。

日程第9、陳情第2号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出を求める陳情書」についての件から、日程第11、陳情第7号「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情」についての件まで、以上、陳情案件3件について、一括議題とします。

この陳情については、先に委員会へ付託してありますので、総務民生文教常任委員長の報告を求めます。

土屋 喜久夫 委員長。

（総務民生文教常任委員長「土屋喜久夫」登壇）

総務民生文教常任委員長（土屋喜久夫）

本委員会に付託された陳情等を審査の結果、次のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第94条第1項により報告します。

陳情第2号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出を求める陳情。

本陳情は、内容的に全ての事業者に公平な消費税負担を求めたインボイス制度から、シルバー人材センター事務局を特例免除との本意であり、シルバー人材センター会員への支援ではない。税公平負担の原則に鑑み、不採択が妥当であります。

陳情第6号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情。

本陳情は、労働安全衛生法規則に規定する事業所におけるトイレの配置条件等に係る内容であり、女性の安心安全の確保から憂慮すべき事柄ではありますが、現代社会は性の多様性が社会問題化しており、課題は多いわけであり。本陳情の趣旨は、十分理解するわけではあります。家族経営等弱小事業所において、トイレの配置条件が強化されることは、過大な設備投資が懸念されることから不採択としました。

陳情第7号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情。

国民の祝日については、ハッピーマンデーが定着しており、勤労者のストレス解消や子育て世代等家庭のふれあいなど、国民にとって重要なものとなっています。固定化を展望すると、むしろ国連が

提唱する6月8日が国際化を目指す日本として、目指すべきではないかと考えるわけであります。

本村経済の主要な観光施策を推進する意味からもハッピーマンデーは必要であり、本陳情を不採択とします。

以上です。

議長（萩原由一）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（萩原由一）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はありますか。

（討論なし）

議長（萩原由一）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認め、これから採決を行います。

日程第9、陳情第2号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出を求める陳情書」について、この陳情の委員長の報告は、「不採択」です。

委員長報告は不採択でありましたが、採決は採択についてお諮りします。

本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（議長を除く8人中1人起立（2番 山浦議員））

議長（萩原由一）

「起立少数」です。

したがって、陳情第2号は、委員長報告のとおり「不採択」とすることに決定しました。

日程第10、陳情第6号「女性トイレの維持及びその安全安心の確保についての陳情」について、この陳情の委員長の報告は、「不採択」です。

委員長報告は不採択でありましたが、採決は採択についてお諮りします。

本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立なし）

議長（萩原由一）

「起立なし」です。

したがって、陳情第6号は、委員長報告のとおり「不採択」とすることに決定しました。

日程第11、陳情第7号「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情」について、この陳情の委員長の報告は、「不採択」です。

委員長報告は不採択でありましたが、採決は採択についてお諮りします。

本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立なし）

議長（萩原由一）

「起立なし」です。

したがって、陳情第7号は、委員長報告のとおり「不採択」とすることに決定しました。

皆さんに、お諮りします。

ただいま、別紙「追加議案表」のとおり、10件の議題が提出されました。これを、日程に追加し、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、「追加日程第1から追加日程第10まで」とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、報告第9号「損害賠償の額を定める専決処分報告について」を議題といたします。

朗読を省略し、本件について、説明を求めます。

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

それでは、報告第9号について提案説明させていただきます。

損害賠償の額を定める専決処分報告について、専決処分事項の指定に関する訓令第4の規定により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

1として、損害賠償の理由であります。令和4年3月7日午後7時30分ごろ、村道2号線を走行していた相手方車両が、道路の陥没により車両の左バンパー及び左前輪タイヤを損傷したため。

損害賠償の額は、66,601円であります。

相手方は、お手元の資料に記載のとおりであります。

議長（萩原由一）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（萩原由一）

質疑がないようですので、これで報告を終わります。

この際、追加日程第2、議案第54号「財産の取得について」の件から、追加日程第3、議案第55号「財産の取得について」の件まで、以上、事件案件2件を一括議題とします。

朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

それでは、追加議案第54号の財産の取得についてであります。

令和4年度に番組編集機器を取得するもので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。

1として、取得する財産は、番組編集機器、1式。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、1,188万円。

4、契約の相手方、愛知県名古屋市東区(ひがしく)東桜(ひがしさくら)一丁目14番11号
パナソニック コネクト株式会社
現場ソリューションカンパニー中日本社

つづいて、議案第55号、財産の取得について。

令和4年度に歩道用ロータリー除雪車を取得するもので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

- 1として、取得する財産、歩道用ロータリー除雪車、1台。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、1,089万円。
- 4、契約の相手方、長野県飯山市大字木島土ドへ(つちどへ)1151
株式会社前田製作所 飯山営業所。

説明は以上であります。

議長（萩原由一）

これから質疑を許します。

(質疑なし)

議長（萩原由一）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

ただいま議案となっております「議案第54号」から「議案第55号」までについて、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することについて採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（萩原由一）

「起立全員」です。

したがって、本案について委員会の付託を省略することは、「可決」されました。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長（萩原由一）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認め、これから採決を行います。

追加日程第2、議案第54号「財産の取得について」。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

追加日程第3、議案第55号「財産の取得について」。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第54号から議案第55号まで、以上、事件案件2件は、原案のとおり「可決」されました。

追加日程第4「議員辞職について」の件を、議題とします。

芳川修二議員から、辞職願が提出されています。

職員に辞職願を朗読させます。

局長。

(議会議務局長「梅寄伸一」登壇)

議会議務局長（梅寄伸一）

辞職願。

この度、都合により、令和4年6月30日をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。木島平村議会議員、芳川修二。

以上です。

議長（萩原由一）

皆さんに、お諮りします。

芳川修二議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、芳川修二議員の辞職を許可することに「決定」しました。

追加日程第5、「閉会中の継続調査の申出について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本件について総務民生文教常任委員長の説明を求めます。

総務民生文教常任委員会、土屋喜久夫 委員長。

(総務民生文教常任委員長「土屋喜久夫」登壇)

総務民生文教常任委員長（土屋喜久夫）

閉会中の継続調査の申し出について。

次定期例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

記。

申出委員会、総務民生文教常任委員会。

申出事件、総務民生文教常任委員会の所管に属する事項。

以上であります。

議長（萩原由一）

皆さんにお諮りします。

総務民生文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第6、「閉会中の継続調査の申出について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本件について産業建設常任委員長の説明を求めます。

産業建設常任委員会、勝山 正 委員長。

（産業建設常任委員長「勝山 正」登壇）

産業建設常任委員長（勝山 正）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

記。

1、申出委員会、産業建設常任委員会。

2、調査申出事件、産業建設常任委員会の所管に属する事項。

以上であります。

議長（萩原由一）

皆さんにお諮りします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第7、「閉会中の継続調査の申出について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本件について議会運営委員長の説明を求めます。

議会運営委員会、山崎栄喜 委員長。

（議会運営委員長「山崎栄喜」登壇）

議会運営委員長（山崎栄喜）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

記。

1、申出委員会、議会運営委員会。

2、調査申出事件、臨時会及び次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項。

以上であります。

議長（萩原由一）

皆さんにお諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
追加日程第8、「閉会中の継続調査の申し出について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本案について第三セクター木島平観光株式会社に関する特別委員長の説明を求めます。

江田宏子 委員長。

(第三セクター木島平観光株式会社に関する特別委員長「江田宏子」登壇)

第三セクター木島平観光株式会社に関する特別委員長（江田宏子）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

- 1、申出委員会、第三セクター木島平観光株式会社に関する特別委員会。
 - 2、調査申出事件、第三セクター木島平観光株式会社に関する特別委員会の所管に属する事項。
- 以上です。

議長（萩原由一）

皆さんにお諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
追加日程第9、「閉会中の継続調査の申し出について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本案について木島平村議会改革特別検討委員会委員長の説明を求めます。

江田宏子 委員長。

(木島平村議会改革特別検討委員長「江田宏子」登壇)

木島平村議会改革特別検討委員長（江田宏子）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

- 1、申出委員会、木島平村議会改革特別検討委員会。
 - 2、調査申出事件、木島平村議会改革特別検討委員会の所管に属する事項。
- 以上です。

議長（萩原由一）

皆さんにお諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
追加日程第10、「閉会中の議会活動について」の件を議題とします。

職員に議題を朗読させます。

局長。

(議会事務局長「梅寄伸一」登壇)

議会事務局長（梅寄伸一）

閉会中の議会活動について。

次期定例会までにおける閉会中の議会活動は、下記のとおりとする。

- 1、議会だよりの発行に伴う編集委員会の開催。
- 2、特に重要な事件等が発生したときの調査等。

以上であります。

議長（萩原由一）

皆さんにお諮りします。

この件を、閉会中の議会活動とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、この件を、閉会中の議会活動とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

ここで、村長から発言を求められましたので、これを許します。

日碁村長。

(村長「日碁正博」登壇)

村長（日碁正博）

6月議会大変長い会期でありましたが、その中で村民生活の向上、福祉の向上等について、真剣にご議論いただき、大変ありがとうございました。そしてまた、上程をいたしました条例案件、予算案件等についても全てご同意いただき、感謝を申し上げたいというふうに思います。

今年度に入りまして、新型コロナの感染がようやく少しずつ収まってきたような状況であります。そしてまた、人の動きも徐々に活発になりました。これからの経済の再生に向けて期待をしているところではありますが、まだまだ新型コロナ収束したわけではありません。村でも引き続きワクチン接種、そしてまた、感染予防対策について村民の皆さんにお願いをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そしてまた、ここへきて急激にエネルギー価格、石油価格等の高騰、そしてまた原材料価格、消費者物価の高騰等が続いております。そのことが村民生活にも大きな影響を与えているというふうに思っておりますので、生活困窮者はもちろんであります。村民、そしてまた様々な事業者への支援対策を進めていかなければならないと考えております。

そしてまた現在村では、観光施設の民営化ということで、大きな課題に取り組んでおります。これについては、単に観光のみならず、村の将来にとっても大変重要な課題かというふうに思っております。村とすれば、慎重かつ確実に村の将来の発展につながる、そういう形での移行を進めていきたいというふうに思っておりますので、議員各位はもとより、村民の皆様にご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

さいごに、ようやく田植えも終わり、「米どころ木島平」としていよいよ順調なスタートが切れたというふうに思います。梅雨に入りまして、これから豪雨等、そしてまた収穫シーズンの台風等が心配をされますが、今年が実り豊かな年で、そしてまた災害のない年になりますこと、そんなことを祈念しまして閉会のあいさつにさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（萩原由一）

本日ここに、「令和4年6月第2回木島平村議会定例会」を閉会するにあたり、一言、ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、5月26日から本日まで、22日間の会期で開会されました。

議員各位におかれましては、議案等に対して、熱心にご審議を賜り、議長として厚くお礼申し上げます。次第であります。

理事者並びに職員の皆さんには、懇切丁寧に説明をいただきまして誠にありがとうございます。改めて感謝申し上げます。

成立をみた各議案につきましては、審議の過程で出された意見を十分に尊重されますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、「令和4年6月第2回木島平村議会定例会」を閉会といたします。ご苦勞様でした。

（閉会 午後 4時 05分）